



## 北海道移住諸集団の類型的考察： 士族移住集団の分析

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 功, 徳宿, 太重, 奥野, 明, 北野, 栄正, 中島, 寅雄, 徳永, 冨男, 岩永, 実 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00000500">https://doi.org/10.32150/00000500</a>

## 北海道移住諸集団の類型的考察

— 士族移住集団の分析 —

高橋 功徳 宿太重  
 奥野 明北 野栄正  
 中島 寅雄

北海道学芸大学

徳永 圀男 岩永 実  
 鳥取 大学

An Observation on the Immigrant Groups from the Point  
 of View of their Type  
 — Analysis of Ex-Samurai Immigrant Group —

## 目 次

- |  |  |
|--|--|
| 1. 鳥取藩没落士族の動向<br>2. 旧鳥取藩士族団の藩内帰農について<br>—とくに米子市新開部落の場合—<br>3. 士族集団移民の村落形成<br>—北海道釧路市域旧鳥取村について— | 4. 明治期における士族団体移住者の<br>村落生活<br>—旧鳥取村S家を中心として—<br>5. 鳥取士族移住団と教育<br>6. 鳥取士族移住集団の心理的考察 |
|--|--|

THE MOVEMENTS OF THE RUINED SAMURAI IN TOTTORI PREFECTURE: In the closing days of the Tokugawa Shogunate, and in the opening years of the Era of Meiji, the clan of Tottori had no formation of social classes peculiar to itself. And while the equality of all classes was being brought forth, the people of the former military caste were still obsessed by the superiority complex over the other classes, and by the sense of distinction between the upper and lower ranks that they had formerly shared among themselves. This seems to have deeply influenced the renewal of the ex-samurais' life. The measures to give employment to those impoverished through deprivation of capitalized pension apparently failed to realize its original purpose, and the facilities which the ex-samurais established for the same purpose for themselves did not succeed to produce the anticipated result. In order to save themselves from these strained circumstances, the ex-samurais resorted to a political campaign and organized such fraternities as Kaibu-sha, Hinkyu-tai and Kyohei-sha. But its result fell short of their expectations.

RETURNING TO FARMS OF EX-SAMURAI OF TOTTORI CLAN WITHIN THEIR TERRITORY WITH SPECIAL REFERENCE TO SHINKAI SETTLEMENT OF YONAGO: The removal of Toichi Kishimoto, an ex-samurai of the Tottori clan to Hamanome with his 138 fellow men took place by sea from the 11th to the 13th year of the Era of Meiji, previous to the transmigration to the village of Tottori, Hokkaido. The place of their settlement, which had belonged to the family of Ikeda, the former chief of the clan, was an expanse of low sandhill along the sea-shore and the soil and other natural conditions were very unfavorable. On this account there had been a prehistoric failure of the private reclamations which the land-owners and the early commercial capitalists had tried since

the 5th year of the Era of Meiji; the reason for this failure is that the farmers of the villages of the former Yonekawa irrigation system had violently resisted their introduction of the water for irrigation. Out of the ex-samurai immigrants, one left the settlement after another and only 11% have finally settled down. This was caused by: 1) the difficulty in securing the water for the irrigation of the sandhill area, 2) the infinitesimal scale of their management of 2 to 4 *tan*, 3) their inferior agricultural technic, 4) their failure in supplying themselves with the chief articles of food, 5) the dis-integration within the group of the ex-samurais due to the difference of their previous social positions. Today, a high percentage of the settlers are engaged in side jobs, the integration as a territorial society and the integration owing to the consciousness of the kindred ex-samurais are both feeble. And especially among the people of the 3rd generation, a remarkable levelling is found in their marriage and language.

SETTLEMENT OF EX-SAMURAI IMMIGRANTS IN GROUP WITH RESPECT TO THE FORMER VILLAGE OF TOTTORI, KUSHIRO, HOKKAIDO: With 4 members forerunning in the 16th year of the Era of Meiji, the group of the ex-samurais of Tottori Prefecture sent 41 families in the 17th, and 64 families in the 18th year of the Era of Meiji into the settlement of the former village of Tottori. This is the origin of the village now within the limits of the city of Kushiro. This immigration can never be said to have succeeded as the immigration of farmers. But the immigrants kept themselves together to the last, and 60 families of them still remains on the land of the first immigrants. This is considered as due to the situation of the village being near the city of Kushiro and to the solidarity of the part of the immigrants as the fellow countrymen. The failure of this immigration is due to the following causes:

1) The immigration pursued the double purpose of social policy and colonial policy at the same time, and consequently the group of immigrants did not necessarily consists of those suitable for agricultural immigration.

2) Being the immigrants who settled under benevolent and direct protection, they had, within themselves, an intrinsic cause of decline owing to the alteration of the immigration plans by the government.

3) The investigation into the soil was incomplete, and so was the measures taken by the government towards the agriculture of frigid provinces. The agriculture continued only through suburban cultivation, which, however, interfered with the development of stock-breeding.

These causes had already effected the gradual decline of the immigrants in the Era of Meiji.

VILLAGE LIFE OF EX-SAMURAI IMMIGRANT GROUP IN THE ERA OF MEIJI: During the Era of Meiji, many ex-samurais came over to Hokkaido under the name of giving employment and did much for the exploitation of Hokkaido. When we analyze their agricultural development and the process of their village formation we find two types of immigration: the famous militia (*Tondenhei*) is one and another is the villages of ex-samurais, of which the village of Tottori is an example. In order to analyze their mode of life, especially the structure of the group, the social positions of the members, their native places, the protection given by the receiving party, Hokkaido, the relation between families, from the time of the opening of the village to the time of the stabilization of their agricultural management, we take up, as the material, the diary of Tomonori Sakamoto, the leader of the immigrant group, his domestic account-book and other documents. The analysis yields the following conclusion: with the colonization during the Era of Meiji, a real stabilization of life had to depend on an effective system of mutual aid based on the neighborhoods (*kumi*) and the strengthening of the relation between families by marriage.

EX-SAMURAI IMMIGRANT GROUP AND EDUCATION: 105 families of ex-samurais who immigrated from Tottori to the village of Kushiro, Hokkaido brought up their children on the principle of conducting themselves so as to maintain the honour of ex-samurais, defying, in strong solidarity, the unaccustomed physical labour, natural calamities and extreme poverty. In October, the 19th year of the Era of Meiji, 2 years after their first immigration, two government primary schools, namely, the Dai-ichi Tottori Primary School and the Dai-ni Tottori Primary School were already established for

the education of their children. Their percentage of school attendance was very high inspite of the extreme poverty they were suffering then, and this had a great influence upon the educational world of this district. Their high percentage of settling down, their contribution to the district of Kushiro, without producing even a single criminal is considered not as due to "such poverty that they could not have removed even if they had wished to," but as due to "the solidarity in which they remained bearing in mind the honour of being descendants of Tottori-samurais and to their education with their family as its nucleus.

AN OBSERVATION ON THE BREAK-UP OF THE FUNCTION OF EX-SAMURAI'S GROUP: Questionnaire method reveals the following facts concerning the "general consciousness" and the "attitude":

1) The younger generation belonging to the group of the ex-samurai immigrants from Tottori shows nothing peculiar with respect to the recognition of, the feeling of intimacy with, the influence they receive at home from, and the human relation with the people of the native place of their ancestors, and the place itself.

2) The people of the same generation are not peculiarly influenced by the previous generation. We can conclude that the peculiar group function which developed from the first to the second generation has completely broken up among the people of the younger generation.

AN OBSERVATION ON THE DECLINE OF THE GROUP CONSCIOUSNESS OF EX-SAMURAI:

The estimation in social distance scale of the intimacy within the group of the ex-samurais from Tottori reveals the following facts: with the people of the older generation the intimacy is stronger. With the people of the younger generation the intimacy within the group of the descendants of the ex-samurais has become feebler, and the peculiar group consciousness of ex-samurais is considered to have disappeared.

## 1. 鳥取藩没落士族の動向

徳 永 職 男

### ① 幕末・明治初年における鳥取藩の身分構造<sup>1)</sup>

明治3年の戸口調査によれば、鳥取県(旧鳥取藩)の総人口は371,102人で、その身分別としては、華族・士族・卒族・平民・社務人・陰陽師・僧・尼・山伏・虚無僧・穢多・非人の12身分に分けている。

このうち、江戸時代の農・工・商の階級に当る平民は329,598人で、総人口の88%を占め、武士階級の後である華族・士族・卒族はその約10分の1、すなわち32,829人であつた。これらの身分別人口比率は、幕末も明治初年も大差ないものと推察される。

江戸時代を通じて、支配階級としてあつた武士階級にとつて、「旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク可シ」とする明治政府の身分制度変革は、他の階級(農・工・商等)における場合よりも大きい衝撃であつたと見られよう。それ故に、身分別人口比率の多くないかれらの間に華・士・卒族の別が作られ、さらに士・卒の間に幾つかの段階が設けられたのである。これらの族称はまた一つの榮譽でもあり、従つてかれらに対する罰則に「除族」というのもあつたが、この新しい身分制によつて旧武士の封建的感情は満足されていたのである。

江戸時代に、鳥取藩においては、家臣を士・卒の二等に分けたが、これはさらに次のように細分されていた。

士

- |       |   |                           |
|-------|---|---------------------------|
| (1) 家 | 老 | 禄がおよそ15,000石より3,000石に至るもの |
| (2) 番 | 頭 | 3,500石から500石に至るもの         |
| (3) 物 | 頭 | 800石から200石に至るもの           |



- (4) 平 士 4人扶持 30俵以上 5(6)00石に至るもの  
卒
- (1) 徒 18俵 3人扶持  
(2) 弓 徒 13俵 3人扶持  
(3) 苗 字 付 10俵 2人扶持  
(4) 無 苗
- (イ) 中 書 7俵 2人扶持  
(ロ) 足 軽 (同 上)

明治2年12月29日、鳥取藩では旧家臣を士族・徒族・銃卒の三等に分けたが、士族は従来の「士」であり、徒族は徒前の「卒」のうち徒・弓徒・苗字付をいい、無苗が銃卒と呼ばれた。ただし、この三等級の他に「徒族勲功アルヲ一代士族トナス。徒族ニシテ徒前藩主ノ目見ヲ許サル、ヲ参賀ノ列トス。」の規定に見られるような身分も定められている。

翌年5月27日には、この三等級を廃て士族・卒族とし、士族を上士・中士・下士に、卒族を上等・中等・下等卒族の各三等に分けたが、この改正において注目すべきは

(イ) 「徒前3人13俵席之徒族」、すなわち藩政時代の「徒」を「下士」として士族の列に加えたこと

(ロ) 銃卒の名を廃して下等卒族とするとともに、苗字を用いることを認めたことである。

この年9月、政府は藩政改革に際して、「士・卒二等ノ外、別ニ等級ヲ立ルヲ許サス」<sup>2)</sup>と令したが、この趣旨に基づいて鳥取藩では翌明治4年に士族・卒族それぞれの三等級を廃止した。この際に、前年「下士」として士族に編入されていた藩政時代の「徒」を再び排除するに至ったことは注意すべきである。

しかしこの改革によつて、武士階級中の幾多の身分が形の上では一応士族・卒に二分され、その他士族についての「永世士族」・「一代士族」の別、「郷士・郷卒」などの呼称も廃止されるに至つた。さらにその翌年正月には、太政官布告によつて「卒ノ世襲スル者ヲ以テ士族ト為ス」<sup>3)</sup>ことが定められるに至つたのである。

一方各藩において行われていた「均し面」<sup>4)</sup>の制度は、鳥取藩にも明治初年以來行われて、武士階級の間に見られた封禄の懸隔が次第に縮少されつつあつた。すなわち鳥取藩士族における減禄は、原禄の10分の1の額を家禄とし、さらにその5分の2相当の現米を支給するもので、原禄3,000石は家禄300石、現米120石となつた。しかし原禄870石から260石までは一律に現米35石とし、「現米35石不足之者」は「是迄之通」と定めている。

このようにして武士階級内部の古い身分別は漸次撤廃され、さらに江戸時代に嚴重を極めた移住及び職業の自由に関する諸制限もとり除かれて、鳥取藩においては既に明治4年10月には士卒の農商に従事することを許し、また士卒農商の「他所出売買」を認めるに至つた。

しかしこれらの改革によつて、旧民士の封建的意識、身分的優越感は決して消滅したのではなく、このことは士族の更生にわざわざする結果ともなつた。

〔註〕

- 1) この項は主として「鳥取県歴史」政治部および制度部に依つた。
- 2) 「明治史要」巻4, 明治3, 9, 10.
- 3) 同上。巻6, 明治5, 1, 29.
- 4) 瀧川政次郎「日本社会史」。

## ② 秩禄処分・士族授産

秩禄処分は明治2年6月の版籍奉還直後から9年の金禄公債に至るまで続けられ、明治2年6月25日には、「現石10分ノ1ヲ以テ家禄ト可破相定候事」が達せられた。

明治5年12月に全国徴兵の制が定められ、ついで翌年1月に徴兵令が刊布されたが、これによつて旧武士階級はその本来の職務を失い、秩禄処分も一層進められた。6年12月には家禄5万石以上のものに家禄税<sup>1)</sup>を課し、また100石以下の家禄・賞禄還納の制を設けて、これを請うものには直ちに6年の全額を給与することとし、翌年11月には100石以上のものにも還納を許した<sup>2)</sup>。6年分の給与はその半分が現金、半分が公債証書と定められていた。

明治6年の家禄・賞禄還納の制は、鳥取県では7年1月20日に布達されたが、産業資金として与えられる6年分の給与が必ずしもその目的を達しない場合も多く

間ニハ目下究蹙余、一亘之浮利・一時之僥倖ニ着目シ、甚シキニ至ッテハ、骨肉親戚ニモ熟議ヲ不<sub>レ</sub>遂慢ニ一己ノ臆断ヲ以而願出、或ハ言行忽チ齟齬ノ挙動ニ及ビ候輩モ有<sub>レ</sub>之哉ニ相聞ヘ以之外ニ候。必竟其身ノ不経済ヨリシテ今日ノ糊口ニ苦シミ、一時財差別ノ為ニシ、或ハ放埒怠情ニシテ若干ノ家産ヲ傾ケ、尚其非ヲ遂ゲルノ資トナサンガ為ナラン歟<sup>3)</sup>。

といわれるものもあつたようである。しかも秩禄の負担は国家にとつても重く、このため資金の給与についてもある程度の制約が加えられたが、上に挙げた明治7年7月25日の県告諭には

兼テ不<sub>レ</sub>慣<sub>レ</sub>手ノ所業ヲ目的トシ、頓ニ願出候共容易ニ採用難ニ相成<sub>レ</sub>筋ニ有<sub>レ</sub>之、就中今般更ニ詮議ノ次第モ有<sub>レ</sub>之、以来応接定日ニハ其ノ前途ノ目的及趣向詳悉書取ニシテ持参致シ、重ヌルニ口上ヲ以而可<sub>レ</sub>申述<sub>レ</sub>候。万一事實齟齬ニ涉リ、頗ル詐偽之所業相聞ヘ候ニ於テハ、取糺之上屹度其処置可<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候条、此旨兼而可<sub>レ</sub>相心得<sub>レ</sub>候事。

として厳選主義をとつた。

ついで明治8年7月14日に、政府は仮に還禄の制を停止し、9月7日に至つて家禄・賞禄を改めて金禄とし、各地貢米3年(明治5年より7年に至る)の均価によつてその額を定めた<sup>4)</sup>。

これに対して鳥取県では9月27日付伺を提出し

当県右三カ年平均取調候処、左ニ記載候通3円62銭6厘3毛5糸ト相成候ヘバ、5・6ノ兩年豊熟ニシテ米価随テ下落、唯昨7年分粗方今ノ相場ニ適シ候而区ニテ、右三カ年ノ平均ヲ以テスルトキハ、方今ノ米価ニ匹敵セズ。故ニ地租改正照準ニ相用候明治3年以降五カ年平均4円45銭ノ相場ヲ以テセバ、聊カ允当ヲ得ルニ似タリ。

として、金禄確定の基準を五カ年の平均によることを歎願した。またこの時、大属熊谷清右衛門を上京させて周旋に当らせている。

この後、士族塩川忠通はじめ500余名による同じ趣旨の嘆願書が10月14日、15日の二回にわたつて提出されたが、前者が歎願の理由として

抑当県士族ノ景況預テ上申候通多クハ寒貧、中ニハ少々富有ノ者商法結社スルモ往々目途ヲ失ヒ、徒ニ資本ヲ費候而已ナラス、遂ニ破産スルニ至ル耳……就テハ到底外ニ生計モ無<sub>レ</sub>之、唯給禄ニ依頼スルノミ。

としているのに対して、後者には

素ヨリ方今士族職掌モ無<sub>レ</sub>之候得共、聊平生志操節慨ヲ存シ、報国ノ義務忘却セサル鄙衷深ク御垂憐、再聖願ヲ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>加……

と述べて、その基準を「皇国一般ノ平均或ハ戊辰以降七カ年ノ平均」とすることを願っているのは注目される。

この歎願は、県から再願のかたちで10月17日付中央に送られ、一方士族から県への陳情はなおこの後も続けられた。県からの二回にわたる伺のうち、10月17日付のものは却下され、初めの伺に対しても11月9日付で

伺ノ趣、五カ年平均相場立ノ本年第138条公布ニ対シ難聞候条、三カ平均ノ相場ヲ以テ金禄改定可致候事

という大蔵省指令が達せられた。

翌年5月、鳥取県士族武宮丹治外59名のものは、「在苒俸禄ヲ拝載シ、又手消日セルヲ反省シ」<sup>9)</sup>、農商のいずれかに従事して自活の道を講ずる資金を得るために、家禄奉還を願い出た。これに対しては、6月30日付で、「伺之趣難聞候事」とする大蔵卿の指令があつたが、ついで8月5日にはいよいよ禄券の制が定められた。

禄券の制は、華士族以下の家禄・賞禄を廃し、公債として証券を下付するもので、禄の大小、また永世禄・終身禄・限年禄の巨別によつてその高が異なつたが、金禄原額の高いものには支給率が低く、原額の低いものには高率となつている。

明治10年現在の鳥取県士族のうち、史料の残つている約4,600人について金禄原額別に見ると次表の通りであつた<sup>9)</sup>。

2,500 円未満	4 人
1,000 円以上	
1,000 円未満	5 人
500 円以上	
500 円未満	5 人
300 円以上	
300 円未満	6 人
200 円以上	
200 円未満	460 人
100 円以上	
100 円未満	832 人
50 円以上	
50 円未満	269 人
40 円以上	
40 円未満	127 人
30 円以上	
30 円未満	1,181 人
25 円以上	
25 円未満	1,728 人
計	4,617 人

このうち高31円73銭1厘以下23円87銭2厘までのもの1,507人について見ると、高4万52円85銭2厘に対して、現金は1人平均2円87銭、証券額の平均は1人約355円、利金約24円85銭に過ぎなかつた。

鳥取県士族の総数は、明治16年の統計によれば5,935人で、そのうち家禄(金禄原額)の明かなもの4,617人の約60%が、上に挙げた例と大差のない金禄原額30円以下のものであつた。従つて広汎な士族の人々に支給された金額は極めて僅少で、永くその生活を維持することは困難であつた。これについて、明治15年の「鳥取県歴史」民俗の項には次の如く記している。

其困弊ノ情況ヲ記述センニ、鳥取ヲ以テ其最モ甚シキモノトス。初メ秩禄公債証書ノ恩賜及金禄公証書ノ授与アルニ方リ、之ヲ転売シテ就業ノ資本トナスモノハ大低其目的ヲ誤リ、失敗ヲ取ルニ非ラサレハ則チ姦商盟賈ノ術中ニ陥リ、為メニ固有ノ財産ヲ併セテ之ヲ失フニ至リ、或ハ一旦之ヲ受領スルモ忽然債主ノ手ニ歸シ、或ハ淫逸放蕩ニ浪費シ、今日ニ達テハ其全額ヲ保存スル者ハ真ニ落々晨星ノ相望ムカ如シ。加之近年物価非常ノ騰貴ニ遭遇シ、益其活路ヲ失シ、餓粥口ヲ糊シ、単衣寒ヲ凌キ、夫ハ筆墨ヲ売ルニ托シ郷村ニ助ヲ乞ヒ、婦ハ破囊ヲ提テ憐ヲ閭里ニ求メ、殆ド乞食者ト其態ヲ同ウスル者枚挙ニ暇アラス。

このように、一部の官途に就いた上級士族を除いて、大部分の士族は農工商に従事するのに至つたが、政府もまた士族授産には積極的で、その政策は明治3年の帰農出願者に対する一時賜金の下付、同4年の開墾奨励の民部省稟議、同7年の官地低価払下布告などによく現われている。

鳥取県においては、明治5年1月に「鳥取・米子等ニ居住スル卒士、開墾其他活計ノ為メ農間ニ雑居セントスル者ハ其自途ヲ立、詳細書載シ願出可キ旨」<sup>7)</sup>を達しているが、これは前年の民部省稟議に基づくものであろう。また明治5年には、士族の婦女子への授産のため、女工場において機織方を伝習させることが計られたが、その詳細は明かでない。この年、士族山田台吉・吉田甚八両人は、因幡高草郡湖山池の水面反別2町5段余の水面を埋出して開墾することを願ひ出て許された。

大規模な開墾として注目すべきものは、明治11年以来、因幡国邑美郡一行寺町の岸本東一外138人の士族によつて企てられた伯耆国会見郡のうち九カ村にまたがるいわゆる「浜の目」(弓浜半島)の開墾であつた。

かれら移住士族は、移住に先立つて「同志申合規則」を定めたが、その前文には次のように述べている。

夫れ士族の常職を解かれしより茲に数年、而して士は徒前の士に非らず。固より他の三民と伍列して以て其活路を営み、其生計を謀らざる可らざるなり。然るに尚依然として属位素餐、妄りに高禄を貪り、命を今日に保つを得る、是れ偏に政府保護の厚きに依るが故なり。然らば則ち今日の士族たる者其鴻恩に報告し以て自営の目的を永遠に確立せざるべからず。

明治11年11月、かれらの代表である岸本東一・福田求衛両人連名で、鳥根県令<sup>8)</sup>境二即宛に「伯耆国会見郡開拓場水掛修繕並びに同郡皆生村外九カ村開墾資本金御貸下願」を提出し、資本金25,284円10銭の貸下を願つたが、その結果「水掛修繕」費の支給は許されず、その代りに資本金が増額して貸下げられた。

因幡国邑美郡一行寺町

岸 本 東 一

外百三拾八人

一金參万百八拾七円七銭壹厘

但 明治拾二年七月ヨリ向參拾カ年据置

明治四拾三年五月限一時返納定<sup>9)</sup>

ついで明治12・3年の間に移住が行われたが、開墾はなかなか困難で、中途同志から離脱して行くものが多かつた。その原因としては、①この地が海岸に面した砂地で灌漑用水なく、土地改良が至難であつたこと。②自給できなかつた食糧の補給に苦しんだこと。③土着農民による物価のつり上げに苦しんだことなどである<sup>10)</sup>。

土着農民の物価つり上げについては、具体的な史料を欠いているけれども、前記の「同志規則」前文に窺われるような、土族としての強い意識は、かえつて近在の農民に反感を抱かせる原因となつたであろうことは容易想像される。また現在この地(鳥取県米子市新開)の住民について調査しても、「石取り」・「扶持人」というような観念が今日なおかなり強く遺存していることから考えると、開墾という同一の難事業に当る土族内部に、完全に融和できない感情があつたのではないかと想われる。

いずれにしても浜の目移住は成功とはいえず、明治15年には「管下伯州ノ如キハ、二三百戸ヲ移スノ土壤ナシトセザルモ、其夜見ケ浜開墾地ノ如キ、移住未ダ数年ナラザルニ離散セシモノ既ニ其半ニ居ル」<sup>11)</sup>といわれる状態であつた。

この浜の目移住とはほぼ時を同じくして、鳥取県土族5人による北海道移住があり、このことについては「島根県旬報」に詳細記すところがある。

北海道ノ開拓ハ専ラ其成功ヲ期セラレ、最植民ニ汲汲タルノ状態ナレバ、早晚其事業ノ盛大ヲ致スハ固ヨリ喋々ヲ待タズ。当ニ是時ニ土族有志ノ輩時勢ニ応ジ往而之ニ移リ、刀ヲ売り犢ヲ買ヒ、筆ヲ投テ鋏ヲ揮ヒ、一ニ務ル所ニ徇ヘバ、其産ヲ起シ其志ヨ達スル豈亦至難トセン哉。故ニ諸新聞ニモ土族ニ勧誘スルニ北徒開墾ノ事ヲ以テスル、一ニシテ足ラズ。唯我島根県下ニ於テハ、道路ノ遼遠ナル故歟、是迄一人ノ其事ヲ唱フルヲ聞カザリシニ、今回鳥取居住ノ土族五人、憤発蹶起、開拓使下ノ貫属トナリ、開墾ノ目的ヨ達セント送籍ヲ届出タリ。此県下ノ土族北道移住ノ嚆矢タルヲ以、其姓名及届書ノ略ヲ掲ゲ遵行スル所アラシム。

この時の移住者は、因幡国法美郡立川村の土族森島孝治ら5名の土族で、明治12年4月2日に鳥取発、移住地は渡島国亀田郡亀田村であつた。

この翌年、明治13年9月28日には、鳥取県土族の福島県下移住について「明治史要」に  
是ヨリ先、久留米ノ土族、福島県下ニ移リ、開墾ニ従事ス。百戸余。鳥取、高知土族、亦其拳ニ倣ハントス。因テ資金ヲ貸与シテ、以テ之ヲ奨励ス。

と記している。

このように既に明治13年前後には、土族による開拓移民が行われつつあつたが、最も大規模に計画実行されたのは明治15・6年以降の北海道移民である。

北海道の開拓は、政府の開拓事業中最も重要なもので、早くも明治2年7月には、蝦夷地を開拓しようとするものは士民を論ぜず土地の割与を命じ<sup>12)</sup>、7年7月には開拓次官黒田清隆を陸軍中將兼開拓次官とし、陸羽の土族を募つて屯田兵とした。ついで明治15年以降、北海道移住請願者に資金貸下げを行うことになつて、このことは鳥取県土族の移住計画の一契機となつたことと思われる。

明治16年、鳥取県庁内に移住取扱事務所が設けられて一カ年50戸の制限の下に志願者が募集されたが、翌17年6月6日に三菱会社の汽船宿禰丸(1,200トン)に乗船して賀露港を出帆したのは総代近藤喜孝・坂本友規の外39戸の計41戸に過ぎなかつた。

かれらに支給された諸費概算は1戸当り総計912円80銭5厘で、後には55円65銭2厘に削減されたけれども、移民はひき続きこの後数年間行われ、土族授産として行われた移民として最も効果を挙げたものといえるであろう。移住先は釧路で、ここへの移住民中には、初め浜の目移住に参加した人々もあつたといわれる<sup>13)</sup>。

一方土族授産のために、その婦女子に機織の技術を伝習させようとしたことは上に記したが、明治16年には因幡国鳥取東町に鳥取製糸場が設立された。その主旨は、「本場ハ本県土族ノ婦女ニ

シテ将来産業ニ就中シムルヲ目的トス」<sup>14)</sup>とするもので、修行工女は糸繰・転繰に分れ、修行年限は1年、定員は転繰が満12歳以上14歳までのもの10名。糸繰が満14歳以上20歳までのもの40名と定められていた<sup>15)</sup>。

このような士族授産の効果がどの程度挙げられたかは、北海道移民を別にして不明という他はなく、浜の目開拓の如きはむしろ失敗した例と見るべきであろう。「士族の商法」は単に商のみについてのことばではなかつた。

〔註〕

- 1) 太政官日誌・布告全書。
- 2) 太政官日誌。
- 3) 県告諭(明治7, 7, 25)。
- 4) 太政官第138号公布。
- 5) 鳥取県歴史。
- 6) 鳥根県記録「家縁——国費之部」。
- 7) 鳥取県歴史。
- 8) 当時鳥取県は鳥根県に合併されていた。
- 9) 鳥根県記録「貸下金穀——国費之部」。
- 10) 鳥取県米子市新聞, 佃喜太郎氏談。
- 11) 鳥取県歴史, 「民俗」の項。
- 12) 太政官日誌, 開拓使日誌。
- 13) 10に同じ。
- 14) 鳥取製糸場修行工女入場規則。
- 15) 同上。

③ 没落士族の抵抗・共斃社

士族授産が必ずしも効果を挙げ得なかつた反面、士族中県当局に対して反抗しようとするものも稀ではなく、明治7年2月の佐賀の乱に際しても動揺は鳥取県にも及び「闔国士族各処ニ集議シ、各処スル所アラントス。人心頗ル洶々タリ。」という状況であつた<sup>1)</sup>。

これら不平士族の集団・結社としては土師組・邑美義塾・その後身としての共立社、改悔社、「貧窮隊」などがあり、明治13年には改悔社と貧窮隊は合して共斃社となつた。その首領は旧鳥取藩士足立長郷で、かれは海軍少尉、佐賀県岡山県警部の前歴をもつ人物である。「鳥取県歴史」<sup>2)</sup>には、共斃社について詳細に記述しているが

其趣意ハ士族授産ニアリテ、其業ハ則新聞・牧畜・開墾等ナリ。其資本ハ因伯兩國ノ富家ニ就キ之ヲ強談シ、或ハ其出スヲ肯セサル者アル、腕力ヲ以テ之ヲ恐嚇シ、一時頗ル猖獗ヲ極ム。と記している。共斃社はまた鳥取・米子等で頻繁に演説会を開催して県当局を攻撃し、併せて共斃社の宣伝・資金の獲得に努めた。その状況を「鳥取県歴史」<sup>3)</sup>史は次の如く述べている。

社員管内各処ニ出張シ、劇場或ハ寄席等ニ於テ演説会ヲ開、妄リニ管庁ノ処分ヲ非難シ、官吏ヲ罵詈シ、其中止解散ヲ命スルトキハ又更ニ基督教演説会ヲ開クナリト稱シ、一旦其解散セシメタル聴衆ヲ集メ監臨警吏ヲ退去セシメ、而シテ前会ノ余意ヲ反覆演述セリ。

事実共斃社の活動には不穏な、社会不安を招く恐れのあるものも少なくなく、その一、二の例を「鳥取県歴史」<sup>4)</sup>の記載によつて挙げると次の如きものがあつた。

——名ヲ貧民救助ニ托シテ米穀ノ輸出ヲ妨ケ、一切之ヲ佗邦へ輸送セシメス。強テ其業者ト契約シテ其取引ヲ拒絶セシム。然レトモ其一石ニ付若干ノ手数料ヲ出スモノヘ特ニ之ヲ許セリ。

——或ハ窃盜賭博ノ悪行ヲナシ(鳥取士族某々等各其家宅ニ高屏ヲ築造シ、数箇ノ門戸ヲ置キ、以テ警吏ノ追捕ニ備フ。其体裁恰モ儼然タル一城郭ノ如シ。而シテ日夜無頼ノ徒ヨ嘯集シテ輸贏ヲ争ハシム。)其最モ甚キハ人ヲ殺シ奪ヒ、法網ニ触ルモノアルニ至ル。

一方共黨社の演説会の内容が常に県当局の攻に終始したことは、次第に県当局に対する不平不満、民衆のこれに対する要望を系統づける結果となり、当時島根県管下にあつた鳥取県の再置が一つの主要な運動目標となされるに至つた。このような動きは明治14年以來で、この年7月はその機関新聞として「山陰新報」が生まれ、編集長に秋田実を迎えて堂々の論陣をはつた。

「山陰新報」の記事・論調には、むしろ穫健なものが多かつたが、社員の運動は引き続き過激にわたり、この情勢を憂慮した人々の間に、穫健な政治団体の結成が企てられるに至つたが、当時島根県会議長であつた岡島平内を中心とするグループ(後の愛護会)がそれで、共黨社の運動と表裏して鳥取県再置運動に努め、ついに明治14年9月12日にはその実現に成功した<sup>1)</sup>。

これによつて新に鳥取県令となつた山田信道は、諸結社の解体につとめ、共黨社も翌15年10月に解散するに至つたが、「鳥取県歴史」はこの前後について次の如く記している。

今ヤ貧困士族ノ団結ヲ解散セシメ、無頼ノ悪徒ヲ驅除シテ毫モ仮借スル所ナシ。而シテ稍良民ヲシテ其堵ニ妄シ其営業ニ従事セシムルヲ得ルニ至ル。復タ疇昔ノ如キ無産士族ノ民間ヲ徘徊シ、或ハ悪徒ノ嘯集スルアルヲ聞カス。然リ而シテ其士族就産ノ如キハ我地方ノ最モ一大事業ニシテ、其資金又巨額ナリトス。到底之ヲ國庫ニ仰クカ或ハ地方人民ノ義損金ヲ以テスルニ非ラサレハ能ハサナリ。目下其計畫中ナレハ緩急其度ヨ量リ、運用其宜ヲ得、以テ漸ク士族授産ノ洪基ヲ開キ、無産ノ輩ヲシテ枯木生花ノ想アラシメントス。

この年、すなわち明治15年には、上記の岡崎平内による「養育院設置稟伝書」が出され、また岡崎の同志伊王野坦による士族授産資金の募集が認可されたけれどもこれによつて直ちに「枯木生花ノ想」が生じたかどうかはもちろん疑問である。

〔註〕

- 1) 鳥取県歴史。
- 2) 明治15年「民俗の部」。
- 3) 同上。
- 4) 太政官布告。

## 2. 旧鳥取藩士族団の藩内帰農について

——とくに米子市新開部落の場合——

岩 永 実

### I. 緒 言

幕藩体制の崩壊後、旧藩士族団の生活基盤が崩され始めたのは、明治2年の版籍奉還に続く、各藩の禄制改革以來のことであつた<sup>1)</sup>。鳥取藩では、明治2年9月比例均禄併用法により禄制を改革し、原禄875~175万石までは百分の四、875~175石までは一率に37石1斗に減らし、35石以下はそのまま据置くこととした。以後かつての高禄者と雖も、一様に窮乏化への道をたどることとなつた<sup>2)</sup>。ついで明治4年7月廃藩置県により、封建制度が名実共に消滅し、さらに同5年国民皆兵制の施行を見るや、旧藩士族団はその常職を失い、徒手遊食の徒と化した。さらに同8年9月家禄の金禄支給への改正の結果、その後の米価の漸騰は、士族団の生活を脅かした。その上明治9年7月金禄が数カ年分の公債に変えられ、利子のみが年収となるに至り、生活窮乏の度は、極限に達した。かくて「為スベキ業ナク、施スベキ術ナク、生活ヲ営マントシテ彷徨スル」<sup>3)</sup>失業無産士族の

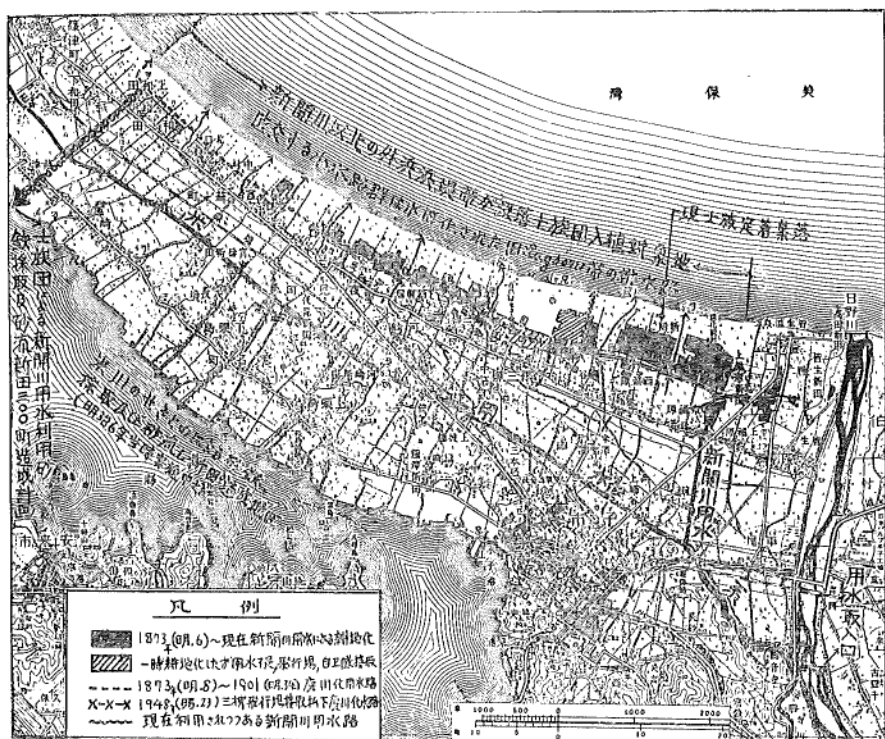
群は、大量に上つた。鳥取藩でもその数約5,500世帯、人口22,000人と概算された。これが救済のため、同10年下附の金禄公債額は、鳥取藩では334万3880円に上つたが、窮乏のため売却換金するもの続出し、明治16年には34万7195円に激減した程であつた<sup>4)</sup>。かくて県当局は、士族授産のため、明治9年女子製糸工場、同14~15年機械工場、同16年座繰製糸工場を官設し、失業士族団の救済につとめた。一方民部省の論議に基づき、同11~13年140戸の弓浜部入植、同13年鳥取開墾社69戸の福島県安積原野国営開墾地入植<sup>6)</sup>、<sup>7)</sup>、同16~18年105戸の北海道鳥取村入植等を企て、殖産興業につとめた。

本稿はとくに鳥取県下弓浜部入植をとりあげ、その定着過程及びその後の変容等につき論述せんとするものである。視点は身分意識強烈で、生活技術にうとい旧士族団が、既成の村方社会の生活圏内に侵入定着せんとした場合、いかにして入植地の自然的社会的諸環境に適応、ないしはそれを克服せんとしたか。定着崩壊の過程と現士族集落の諸構造につき説明を企図するものである。

- 1), 3) 吉川秀造著「士族授産の研究」43~60頁, 74~75頁.
- 2) 鳥根県庁文庫所蔵文書.
- 4) 鳥取市役所編「鳥取市史」.
- 5) 鳥取県庁編「鳥取県勸業治革」明治30年, 67~68頁, 108~112頁.
- 6) 津下剛著「安積国営開墾所における士族の移住」経済史研究41号,
- 7) 松山福堂著「安積開墾大観」107頁.
- 8) // 「鳥取村50年誌」1-20頁.

## II. 入植地域の自然的社会的諸性格(第1図参照)

入植対象地域は、皆生~上和田間東西10km、南北300~900mにわたる沿海浜堤地域であつ



第1図 用水路網を中心とする一般図



た。ここに開拓・居住・営農等の成否との関連において、この地域の自然的社会的諸性格が問われねばならない。

### 1. 自然的諸条件

本地域の自然地理的諸特性は、弓浜砂嘴形成のメカニズムと深い関連をもつ。すなわち本砂嘴を形成する物質は、主に大山山麓及び日野川上流より流下の安山岩及び花崗岩砂礫よりなり、それらは島根半尖端より反転雨流する沿岸潮流により、西方に運搬され、当初海中の粗面岩・第三紀層岩礁を基盤に沈積し、当初断続する砂州群を形成、後連結されて一大砂嘴にまで成長したものである。現在3~4列の浜堤列が見られるが、これはその後における微量の間歇的隆起、ないし日野川流砂量の間歇的増大に起因するものであろう。汀線の前進は、古くより1923年頃まで続き、東福原~三柳附近における前進速度は、年間平均2.5~2.8mと算定される<sup>1)</sup>。

東部程浜堤帯の中が大きいのは、過去において汀線前進率の大であつたことを推定せしめる。入植対象地域は、これら浜堤列中最も新しく、巾の広い外浜浜堤帯で、古いOffshorebar(沿岸州)に当り、背後には旧Lagoon(潟湖)に当る低地帯が横たわっている。外浜浜堤帯を直角に切る狭長な低地は、旧Tidalinlet(潮流口)と推定され、排水路の役割を果している。ところでこれら低地群は、古地井井及び米川用水により灌漑が可能であつたため、幕藩末期までには水田化されていた。しかるに外浜浜堤帯のみは、低地帯を越して用水路を開設することが、地形的技術的に困難であつたので荒蕪地として長く放置されていた。かかる地形は新聞川用水開通後も負の条件となり続けた。

営農と関連の深い外浜浜堤帯の土壌粒度は、東部程そして外浜程粗大で、東・西福原附近灘浜では、2~1mmのものが多い<sup>2)</sup>。従つて有機質・保水力等に欠けていたことは、外浜浜堤帯の開拓に当り負の条件として作用し続けた。

卓越風は南東風であるが、本地域は県下でも最大風速を記録する地域で、8~10月の如き、21.3~25.0mに及ぶものあり、多く北東~北北東方向をとるものが多い<sup>3)</sup>。かかる風強による飛砂・潮風は、居住・営農にも支障条件となり、藩有の御建山として砂防造林が行われ、村方の自申な開拓を阻む条件となり続けていた。

### 2. 社会的歴史的条件

米川用水路が、1701年(元禄14)~1759年(宝暦9)の年月を経て開通以来、中央浜堤帯一帯の水田化はもとより、地下灌漑による綿・藍・甘蔗作地化が顕著となり、新田集落及び人口の急増をみた<sup>4)</sup>。かくて弓浜委における農業生産と、米川用水量の多寡が不可分の関係におかれればおかれる程、用水利用をめぐる米川水利共同体の結合農強化された。ことに既得用水灌の分割侵害に対しては、村方死活の問題として、激しい抵抗をまきおこさずにはおれなかつた。

また外浜浜堤帯と低地帯との境界附近には、皆生・三柳等中世没落武士団による帰農集落、富益福原等の新田集落が線状に発達していたが、それぞれ村方共同体を形成し、藩有地化されていた外浜浜堤帯に対し、隣接地先地として開拓の意欲をもつていた。ことに明治12年当時綿作の収益上昇期に当り、その企図は可なり強いものがあつた。その故に民間開拓団ないし士族団の入植に際しては、既成の生活圏を蚕食するものとして、抵抗ないしは非協力の態度に出ざるを得なかつた。この点苛烈な自然の抵抗以外、入植にあたり何等社会的緊張関係の顧慮を要しなかつた北海道鳥取村の場合と条件を異にするものである。

1) 米子市1部金田親知氏蔵「明治6年11月東福原色絵図面」と2.5万分の1大正4陸測団との対比により筆者算定。

2) 豊島吉則「海岸堆積物と海岸断面形(1)」鳥取大学研究報告、1956年、7ノ56頁。

3) 鳥取測候所編「鳥取県気象10年報」(1941~1950)1952年刊、3頁。

4) 岩永 実「鳥取県の集落」朝倉書店、集落地理講座、3巻225頁。

### III. 弓浜外浜地域における民営開拓の前史

本地域に対する旧士族団の入植は、明治11年以降突如として立案実施されたわけではない。それに先だち、明治5年以降苦斗に満ちた民営開拓の失敗史が先行した。

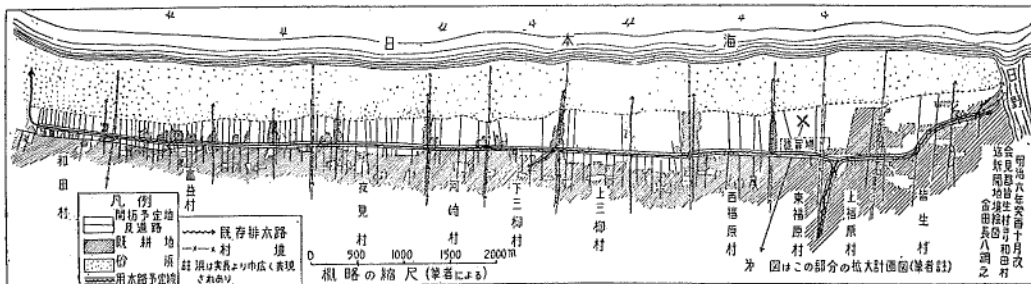
#### 1. 開拓企画者と開拓資本の系譜

前述の如き自然的社会条件の故に、長く荒蕪地とされていた外浜2,500町歩の開拓企画者は、金田長八と牧田平四郎の兩名であつた。金田家は会見郡一部村の4町地主兼質商で、長八は日野郡地方の木炭を弓浜部へ売込む仲買商人でもあつた。始め同郡岡成村石田河原の人蓼畑化により巨利を得ると、鳥取藩の用人河崎真胤に許可方を依頼した。しかし河崎の実弟八田秀也の実査の結果、むしろ弓浜外浜部の甘蔗畑化にしかずとの結論となり、八田を後見入とし、出資者の募集に着手した。牧田は岩美郡浦富出身で、もと八田の家僕であつたが、後北国貿易の藩船角輪丸に乗船、またまた弓浜中で遭難上陸したことが機縁となり、本地域の開拓を発想、八田を介して金田と結盟ともに、開拓計画の立案、資金の募集に着手した<sup>1)</sup>。

計画の立案と募金は、村方の抵抗を予想し、極秘裡に進行、遂に明治4年11月「民事懸御出張所」に対し、出願に及んだ。その際の願主(出資者)15名の構成は、米子・口日野商人・地主計10、鉄山師2、医師・廻船問屋各1、士族よりなつていた。うち木下九八郎は、奥日野阿毘緑で代々マニファクチュワの製鉄業を営み巨富を積んだ鉄山師であつた。彼はかんな鉄穴流しの濁水を利用し山間郡に新田を造成する方式を本地域にも適用、浜堤砂浜地域の耕地化を企画した。また願主の1人三好清五郎は、鳥取の外港賀露の大廻船問屋で、北海道へ米を移出し返荷としてニシン粕を移入、弓浜綿作地域に売込み巨利を得ていた。藩主池田家も御用人河崎の進言を入れ、5.1万円を出資し<sup>2)</sup>、後年旧士族団を入植せしめる機縁が形成された。いずれにしても、封建的領域経済の諸規制が消失し、国民経済再編成の進発が開始されんとする前夜、これら商人・高利貸・地主・廻船問屋・マニファクチュワ資本が、残存藩権力を背景に、商品的綿作地化へ進出せんとしたことは、注目に価する。

#### 2. 用水分割をめぐる村方社会との緊張関係

明治4年11月「奉願御新田之事」<sup>3)</sup>による計画は、網引場を残し、皆生一境湊まで「御建林村内浜共都而外浜無残」「組合開方」とし、明治8年迄に綿・藍・甘蔗産地たらしめんとするものであつた。このため灌漑用の「井牛筋の儀は、……因幡往来下より新樋口御立被遣、東福原徒罪場高ミへ掘明け、夫より境湊御台場迄御通し被為下度」云々と、米川用水に併行し、外浜を貫通する大用水路の開設方を出願したのであつた。しかし県はこれに対し「願面之越……夜見村より境迄之儀は迫而申付之事」とし、計画の半減を命じた。のみならず「皆生村より夜見村迄之間新開之儀は村



第2図 県により許可された民営開拓地域全区

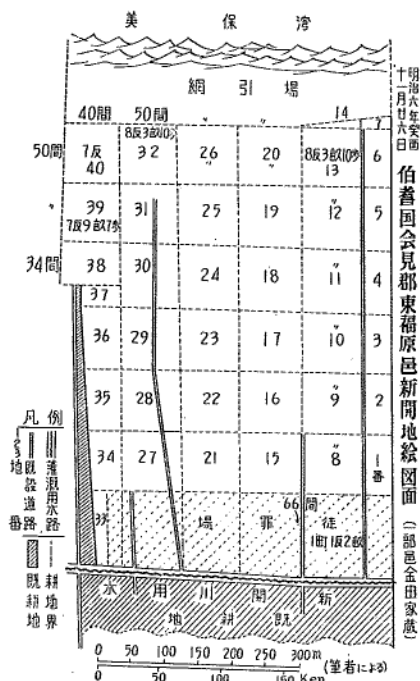
方へ五歩通開発申付候に付五歩通開発開届候条」とし村方開拓の念願を入れ、願主には五分に当る256.6町歩の開拓を許した。さらに「米作之儀者小払幾之場所柄ニ候間畑開に致し、近々砂糖相開様候」と、畑地開墾に限定した<sup>4)</sup>。第2・3図は計画の全域及び部分図<sup>5)</sup>である。

以上の計画実施に対し、まき起された激しい抵抗は、用水分割をめぐる米川関係各村の反対運動であつた。その理由は「米川ハ御高一万一千石余竈七千余軒ノ用水ナリ、然ルニ上流二、三町ニ新樋門御曹請被成候而ハ浜堰ニ支障ヲ来シ、五里ノ場所立行不申<sup>6)</sup>」とか、上流のタタラ製鉄盛行のため、流砂量増大し、川底上昇の析柄、新用水樋及び水路の開設は、洪水の危険を更に増大せしめる、というにあつた。かくて明治5年6月には、暴動化した民衆は、願主宅及び新樋門工事現場を襲撃し、遂に司直の出動を見た程であつた。時拾も明治変革に対する地方民の反抵期で、翌6年6月には、血税一撥が勃発し、武力弾圧を受けるという激動期であつた<sup>7)</sup>。

### 3. 村方との協定と開拓失敗の顛末

ここにおいて会見・汗入両郡長が調停の結果、明治5年7月、県参事関義臣立会のもと、金田・木下等願主惣代と関係し1カ村長との間、33箇条よりなる「馴合議定書」が成立した。同書によれば、洪水予防の為堅固なる築堤要望の10、箇条既設米川用水路保証の要望7を数えた。わけても「米川用水不足の場合は、新井手へ分水無之ても後日異論なき事」云々の項あり。米川水系の優先が主張容認されている。その他皆生一河崎間民存地中21%のみ村方農民の開拓を認める事、東西福原屋敷添道路以北70間を、防風林帯として開拓計画より除外する事、明治5~11年迄に開墾終了する事等を議定している<sup>8)</sup>。

ところで以上の協定が成立したにも拘らず、地元農民の積極的協力は得られず、願主は労働力の入手に苦しんだ。のみならず、翌6年4月には、米川水系所属栗嶋・下栗嶋・後藤等各村との間に用水利用をめぐる緊張関係が発生した。当時上述各村は米川用水を満水を満水とし、上述村内で堰止め、急な水勢を中海側に流下せしめ、これに砂丘を掘崩し人工流砂をつくり、砂鉄採集とともに、中海沿岸に人工デルタを造成、耕地代を計つていた。しかるに米川用水を増量するにおいては、新開川用水取入口工事が阻害されるので、開拓願主より反対が陳情されたのであつた。その結果県参事の裁定により、米川堰落之儀が関係村に厳達され、新用水路工事の進捗が計られた。かくて同年6月新開川新樋門の竣工を見、開拓予定地の払下げも完予した。しかし資金の流失甚大で、願主中倒産脱落するもの続出の有様であつた。しかし新に東伯郡田後の大地主椿岩助の出資を得、かつ八田秀也の計らいで、不通となるべき旧藩通貨を大量入手し、労賃・土地収買費として投入したので、遂に明治8年6月一応戸上——和田間の新開川用水路の完成を見た。ここにおいて沿線村方地主層は、一転して協力的となり、測量等に立会、その代償として分水権を獲得した。例へば「私共持分二町歩之場所ニ新開並合之御分水被下有難仕合ニ奉存候<sup>11)</sup>」とし、一方開拓願主達も分水権付与により、村方の協力を獲得しようとした。かくて同8年9月頃には、開墾は急速に進んだ。ことに日野・出雲製鉄地域の新田方式を導入し、粗砂畑地の土地改良を推進する方法は、顕著な効果を



第3図 民営開拓地の地割計画図

挙げた。これは、一等畑ごと周囲を小松・根株等でかためた砂堤内に、濁流を大量に流し込み、繰返し客土を行う方法である。かくて増反耕地化は、急速に進展した。しかし一方新用水路への大量の通水は、漏水による麦作への被害、用水堤防の決潰による沿線耕地の水没被害等を招来した。その結果再び村方の烈しい暴力的妬害を受けるにいたつた<sup>12)</sup>。折柄池田家より借用の5.1万円の返済に迫られ、遂に代価として220町歩の所有権を委譲するにいたつた。このさ中願主金田長八の死亡等相継ぎ、遂に年限内の明治11年にいたるも、開墾は完成を見るにいたらなかつた。ここにおいて「明治5年取交申議定書」<sup>13)</sup>に基づき、イ。皆生一西福原の場合「地主より勝手に可取作廻こと」ロ。夜見一和田間三カ村の場合「該村地内田畑何程出来候共内七分は願主、残三分は元地主へ歩分地与可致事」となるべき筈であつた。しかし村方と示談の結果「右年限取消等の儀」により、前記イの場合は、全部を取消し、ロの場合は未開墾のままでも、三分の土地を開墾料を付して村方旧地主へ分与し、残七分を願主が取得することとし、今後異論なく開墾に従来することとなつた(第1表)。これより先政府は、各府県に論達し、地方の開拓地が「豪農豪商ノ手ニ落ルノ外無之」<sup>14)</sup>様警告する所があつたにかかわらず、本地域においては、劣悪な自然条件と、用水をめぐる既成村方社会の抵抗により、豪商・農等による民営開拓は遂に不成功に終り、広大な松下地の大部は、未完成のまま出資者の一人池田家の所有に帰し、ここに士族団の入植計画具体化の条件が生れてたのであつた。

第1表 明治11年年季取消による新開場分与面積表

村名	旧地主獲得地面積 (町反畝歩)	同開墾料 (円)	願主獲得地面積 (町反畝歩)
夜見	13. 6. 7. 07	70	31. 8. 9. 27
富益	14. 7. 2. 12	75	34. 3. 5. 17
和田	4. 2. 2. 12	20	9. 8. 5. 23

- 1) 米子市一部金田親知蔵,「弓力浜外浜新聞墾地記録」.
- 2), 6), 10), 12) 井上光恵著「新聞川水利史」22頁, 28頁.
- 3), 4), 5) 前掲金田親知蔵, 古文書同絵図.
- 7) 西伯郡町村長会編「西伯郡自治史」134頁.
- 8) 米子市観音寺入江昇一蔵, 古文書.
- 9) 鳥取大学学芸学部蔵,「明治6年会見郡浜ノ目新聞樋戸普請之儀ニ付村々故障申出候ニ付窺」.
- 11), 13) 米子市東福原井上志恵蔵,「新聞地各村規約証」自明治9年至明治18年.
- 14) 吉川秀造著「士族授産の研究」116頁.

#### IV. 士族団の入植と定着過程

##### 1. 入植の契機と計画

明治10年旧藩主池田慶徳侯は、民営開拓願主への貸付金5万円の代償として、自己の所有に帰した新開拓予定地を巡視し、その開発方につき立案を命じたと推定される。しかしその具体化は、翌11年士族団の窮乏と、暴動化の不安のさ中に進められた。すなわち西南役直後の紙幣乱発は、物価の暴騰をもたらし、士族団の窮乏に件なう不満は、足立長郷等を長とする共斃在1,500人の結社となつて現れた<sup>1)</sup>。かかる社会的不安のさ中、西南役従軍将士を主体とする岸本東一外139名の帰農計画は具体化したのであつた。同年帰農士族団の先遣隊は、早くも弓浜外浜東福原村に移住し、旧庄屋井上甚平方を事務所とし、入植・灌漑・営農の調査と畑部計画の立案に当つた。その結果同11年11月、同志惣代岸本東一、福田求衛の名により、「伯耆国会見郡開拓場水掛修繕並ニ同郡皆生村外九カ村開墾資本金御貸下願」<sup>2)</sup>を島根県令境二郎宛提出した。其の要旨は、イ。「池田家所有の皆生——和田九カ村地内新開場之儀ハ地味沃饒綿作適当土ニ有之候」につき帰農したく、池田家へ示談に及んだところ「該地相当之反別分割売与ノ儀」承諾を得た。ロ。ところで開拓成就の必須要件は灌漑用水の増量にあり。日野川上流に新堰を構築し、新開川用水堰に導入する外、用水路敷地

を1間増し通水せば、民営開拓失敗の原因が除去され、増反が可能となるのみならず、葭津村地内石河原—渡村間の砂山を崩し、中海に流せば、鉄破の採集ができる外、300町歩にわたる畑地及び干招地を造成することができる(第1図参照)。ハ、しかし用水修繕及び開拓費用に関しては「私共一時自費弁償之儀は更に更難の事」に属する。また池田家より借用方示談も成立せず、よつてここに官費補助費額として25,284円40銭の借用方申請する。というのであつた。池田輝知候も「御添願書」<sup>9)</sup>を提出し、本地域の開墾による綿作地化は、労働力及び灌漑用水の不足という「二患の為未だ大に国益民利を興すを得ず」と歎じ、新開川用水の増量こそ「帰農者永世の幸福」を約束する必須条件で、「国益民利を興すべき事業なれば、…御庁より厚く御保護被下度」と副申している。以上に対し、翌12年5月29日、島根県令は下記要旨の指令書<sup>4)</sup>を發した。いわく「皆生村外八カ村地内荒蕪地之内反別83.4町歩開墾のため、新開川条築費支給願之趣は、難聞届候得共特別之詮議を以予算に引当開墾資本金拝借願高之外……相増し可令貸与」とし、結局開墾地を抵当とし無利足で、30,187円07銭を貸与、明治12年7月より30年間据置、同43年5月限り一時返納すべきことを約定した。かくて用水路の修築は、同13年土木講の手により着手、日野川に埋没樋が構築され、補助水を取れ、新開川用水の増量を計つた。しかし明治19年の水害の為破壊され、開拓の必須条件たる灌漑用水の増量計画は挫折し、爾後開拓を停帯せしめる主因となつた。

ところで以上資本金借用のもと、いかなる開拓・営農及び居住計画が立案実施されようとしたか。13年8月7日提出の「開墾場予算物価騰貴に付不足金仕訳書」<sup>9)</sup>により知ることができる。これを北海道鳥取村<sup>9)</sup>の場合と対比せば、第2表の通りで、生産手段たる役畜、農地、宅地等の貸与数及び資本額等の点で、新開士族村の場合は著しく劣位にある。

第2表 鳥取県内帰農と北海道鳥取村帰農両計画の比較

新開部落の場合 (明治11年)		鳥取村の場合 (明治17.8年)
宅地	210坪	1000坪
開拓予定面積	83.4町	
資本金貸与額	30187.071円	
牛馬購入予定数	30頭	10戸当り3頭牽プラウ1, 耕馬5頭貸与
1戸当り経営面積	畑6反(外4反受作地)	50反以内貸与, うち30反3カ年開墾成義務
肥料反当りニシン糶		
夏締作	30貫	
冬小麦作	15貫	
1戸当り食費(5人)	25合	25合
同 雑費(1人)	10銭	150銭
家屋建坪	15坪	15坪90円新築費貸与
物置便所	1棟12.5円	
1戸当り貸出金額	217.173円	363円以下(北海道鳥取村50年史による)

## 2. 士族意識と士族団の帰農及び集落結合

幕藩体制下多年にわたり培われてきた士族団の封鎖的優越的身分意識は、急激な社会変革と、経済的支柱の喪失とに際会し、変移する環境に対しいかなる適応過程を辿つたであろうか。ことにかつて蔑視していた農民階層の列に入らんとするに当り、いかにして自らの士族意識を改変し、帰農を意義づけようとしたか<sup>7)</sup>。また士族意識は士族集落の社会的結合を支えるものとしていかなる意義をもつたか。さらに族成の村方社会との間にいかなる関係を生じたか。等の間が提出される。

士族集落新聞に現存する旧士族団の一員佃喜太郎氏によれば、「士は土である。士を返上して元の土に帰るのだ」とされ、鳥取村の場合も「土につぐ業を営むこと」「兵農分離以前の農に帰ること」<sup>19)</sup>として自ら意義づけていた。古来の農本思想の現われと見るべきであろう。入植に先だち提出された「開墾資金御貸下願」<sup>19)</sup>中にも、「因襲久シキ力食自営ノ道を講求スルヲ知ラズ、自然ニ怠情ニ陥リ、素餐ノ責ヲ免ルル能ハズ、在苜今日ニ更リ候段何共緞汗ノ到ニ不堪」といい、同12年6月の「同志申合規則」<sup>11)</sup>中にも「士ハ従前ノ士ニ非ズ。固ヨリ他三民ト列伍シテ以テ其ノ活路ヲ営ミ、其生計ヲ謀ラザルベカラザルナリ」然るに依然として高禄ヲ貪リ命ヲ今日ニ保ツテ得ル、ニコレ偏政府保護ノ厚キニ因ルカ故ナリ。然ラバ則チ今日ノ士族タル者其鴻恩ニ報答シ、以テ自営ノ目的ヲ確立セザルベカラズ」これがため「無用ノモノヲ転シテ有用ノ事ヲ成ス乃チ荒毛ノ地ヲ開拓スルヨリ善キハナカルベシ」云々と述べている。働かずして食うことを自戒し、開拓により「朝恩の懇篤に答え」「皇国ノ良民」<sup>12)</sup>たらんことを期している。労働の意義づけ、皇国の良民たらんとするの志向等、ここに封建的士族意識の分解、新しい明治絶対制への適応等の過程をうかがうことができる。しかしかかる帰農の意義づけにも拘らず、離農者が続出したのは、生産技術の欠如、入植地の自然的社会的条件の劣悪、営農資金補助の不充分等に起因するとはいえ、一面払拭し得ぬ士族意識のしからしめたものと、指摘せざるを得ない。

つぎに士族集落の社会結合の紐帯が問われてくる。それはまず、急激なる変革により、投げ出された失業武士団であるという同類意識が、同志的結合を促したものであろう。さらに集落内での個人の恣意的行為を規制したものは、儒教的教養であつた。明治12年6月の同志申合規則<sup>13)</sup>は、これらを集約的に表現したものであり、存米村方社会の村ぎめ(村法)にも比せらるべきものである。同規則によれば、1~9条において、イ. 移住・開拓・費中過半額の弁済は、各自有の公債証書及び家屋・屋敷売却代金をもつて当てる事。ロ. 離村・画移住の場合の開墾地売買は、同志の許可を要し、原則として旧鳥取藩士に譲渡すべき事。ハ. その他用水修築費・家族入植・離脱者の農具譲渡を規定した後、10~13条において、第3表の如き自活組織を規定している。ところで注目されることは14~22条において、厳格に各人の行為を規制していることである。すなわち、

第3表 新開士族村の自治組織

役 取	人員	選出方法	権 限
総代理人	2名	全員選挙	同志の勳怠、開拓の監督指揮
組 長	1名	20戸毎互選	組内で同上取締

任期は1年とするも再任を妨げず。

イ. 同志として信義を守り、温原篤実なる言と、謹慎色正なる行につとめる事。ロ. 過誤失策に対しては相互に忠告教諭の義務ある事。等の徳目を強調している外。ハ. 毎月15日組長会議による農事研究。15歳以上男女の教育に関する規定。ニ. 同志規則違反者罰則等にわたり規定している。しかし個人に対する規制の強度は、北海道鳥取村の方が一段と強く、絹布使用・会合飲食・贈答・奢侈の禁、警鐘による労働時間の規制にほて及んでいる。しかし一方では、万事衆議により、部落の自治を遂行すべきことを強調している。垂直的身分意識の分解過程をここにも見出すのである。ただ実際には、それら身分意識は消滅せず、禄高千石といわれた岸本・福田等を中心とする石持階層と、扶持人・足軽階層との対立は、やがて士族集落の結合を分裂に導く要素となつた。

ところで村方農民との関係についてみると村方農民の側よりは、表向士族団を農敬し、旦那・先生と呼び、草履を脱いで家に入る等の有様であつた<sup>14)</sup>。しかし士族団の営農・関係には、非協力的で、これまた開拓を阻害した条件の一つでもあつた。

また士族意識は、米子市場向け蔬等を栽培し、個人的に出荷、換全することを潔しとしなかつた。かくて営農形態にまで士族意識が影響を与えたことは、帰農定着率を低からしめた一因として

見られる。

### 3. 士族集落の形成と灌漑・営農

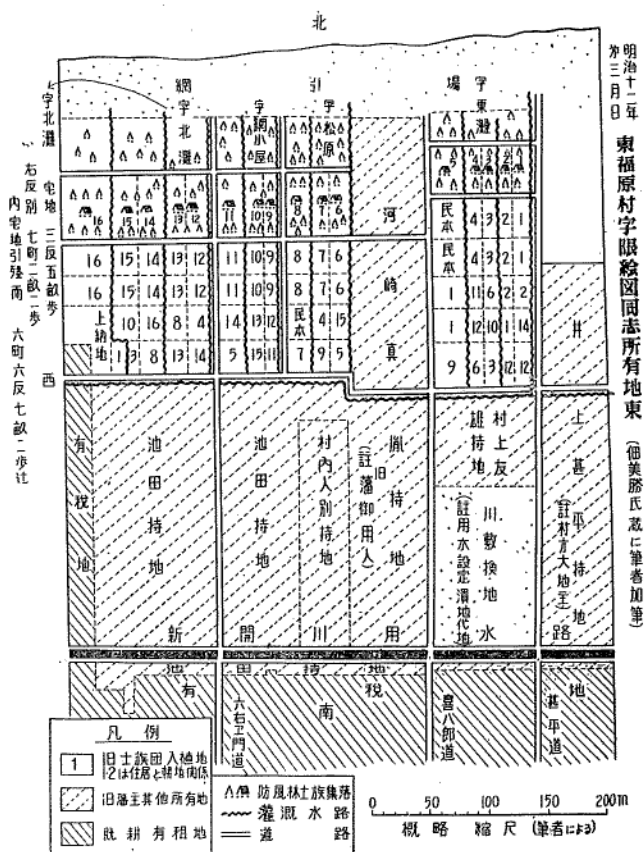
前述の如き計画と、同志の結合のもと、岸本東一外 139 戸の入植が開拓された。現存佃喜太郎翁<sup>17)</sup>の談によれば、明治 12 年 40 石積の船 3 隻に、家屋、家財その他敷石まで一初を満載し、賀露港を出帆、弓カ浜に上陸して後は、一たんは村方農家に寄寓し、家屋の建築を待つて入植したという。しかし現地の悪条件を目視し、当初より離脱するものも多く、実際に定着を決意したものは、

第 4 表 東福原地内年代別士族帰農戸数

明治年代	12	13	14	15	16	17	18	合計
入植戸数	5	6	0	2	1	1	1	16

120 戸内外で、さらに家屋を建築定着したものは、75 戸内外であつたという<sup>18)</sup>。残存残存原戸籍簿によりみても、移住年代は 12~13 年の間で、その後においても入植者があつたことをしる (第 4 表)。

士族集落の立地は、既設の新開川用水より、最も離隔した沿海浜堤帯に定められ、居宅は当初 7 畝均一の宅地群に略整然と配置された。その結果南北に防風林を囲らす線状集落の形態をとつた (第 4 図)。宅地及び耕地の配分は、抽せんによつたというが、6.18 畝~9 畝区劃の耕地が、各自の居宅至近距離に配分され、30 m おきの灌漑水路によりうるほされる計画となつていた (第 4 図)。ただこの図において注目されることは、士族団の分与地が、水掛悪く粗質砂粒よりなる北部沿海地域に定められていることである。好条件の新開川沿線上畑地域は、池田家及びその家令河崎・村方大



第 4 図 士族団入植当初の集落及び耕地配置図

地主井上甚平等の民有地とされており、残存藩権力の強さを反映している。土質及び用水の点で、劣位にある地域に土族団の営農対象地が定められたことは、其の後の営農不振の一因となつたと推定される。しかも当時経営規模は、計画規模1町にほど遠く、反以下が約70%という零細畑経営が支配的で、農業の自立性等思いもよらぬ実状であつた<sup>19)</sup>。ことに粗粒砂土よりなる畑地の熟地化の為に、鉄穴流しの濁流を導入し客土を重ねる必要があつた。

にも拘らず、資材及び労働力獲得の上で、村方の協力を得ることができず、遠く出雲国神門郡の新田師(調場師)を雅備し、購入した柴を井手底に埋め、濁水導入による土地改良を継続しなければならなかつた。また有機質肥料購入費として、池内家より融資をうけ北海道よりニシン粕を購入したが、投入に至らずして村方農民に売却し、飯米に替えるものが続出した。かかる条件下甘藷・綿・甘蔗等の栽培が、収支相償い、飯米購入の余剰を生む筈はなく、困窮の果て夜逃げをする人々を出た程であつた<sup>20)</sup>。かかる窮境を救済するものは、営農資本の投下であつたが、同13年8月316.53円の増額<sup>21)</sup>要求にも拘らず、島根県よりその許可を得たという資料を欠いている。土地改良の為にも、畑作経営の為にも、必須条件は新開川用水量の増量及び通水量の確保であつた。ために同15年、皆生村外五カ

第5表 東福原帰農士族の経営面積

経営面積	戸数	%
1.9反以下	2	10.0
2—2.9	7	35.0
3—3.9	5	25.0
4—4.9	6	30.0
計	20	100

但し、明治13年3月  
2戸は他より入付

第6表 新開川筋修繕費課当表(明治14年)

村名	反別	反り当 位数
	町反畝歩	
皆生	46.7.6.20.5	0.8位
上福原	35.0.0.06.5	1.4
東福原	36.9.8.00.0	1.4
西福原	54.7.7.00.5	1.4
上三柳	105.6.5.02.5	1.2
下三柳	29.8.1.18.5	1.0
河崎	20.1.5.28.5	1.0
夜見	46.3.3.12.0	0.8
富益	34.3.5.17.0	0.6
和田	9.8.5.21.0	0.6
計	419.6.9.07.0	4552.17

但し、1位につき54.0267銭

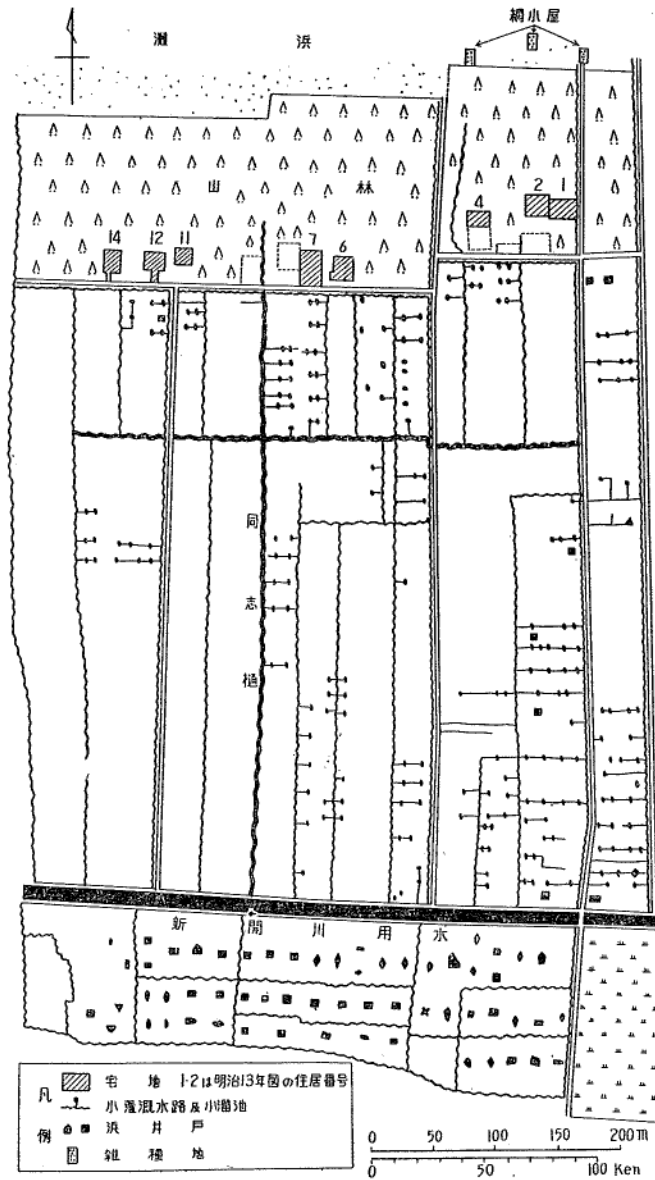
村関係新開地維持方法及び諸費償却方法を結成し、土族団総代岸本東一及び八名の組長は、関係戸長、池田家代理人等とともにその細則を規定、受益面積419町6反に及ぶ新開川用水の管理維持に当つた。この目的のため池田家より借用の繰替修繕費2459円の返済割当表によれば、用水受益安定地域は(第6表の反当り位数1.0以上)、上福原一河崎間であり、他は時に通水不足となる不安定地域であつた。故に本地域営農の安定化の為には、何としても用水量の増量を必須とした。しかるに米川水系村方農民の執拗激烈な反対に遭遇し明治18年6月、逆に効率の低い旧米川樋と名実ともに交換することを強要され<sup>22)</sup>、遂に土族団の外浜開拓安定地域は、主として上三柳以東地域に限定されざるを得ぬこととなつた。かかる条件下土族団は、同志樋と称する三分水路を新開川と直角方向に設定し、

さらに東西方向の水路を沿海畑地帯に通じ、灌漑の効率を挙げようとした。すなわち第5図は明治34年当時の水路網図を示すが、これによれば、各畑地内には、東西の「横井手」と南北の「縦井手」が掘られ、小浜井戸に連結貯水する方式を取つている。先住村方農民が、新開川以南に掘開した大型浜井戸と好対称を示している。かくして低平畑地の掘上げ水田化による、飯米自給が企てられ、綿・甘藷・麦作の安定度も漸次増加していつた。また一方離農土族の耕地収買の結果、経営規模も増大し、明治34年頃以降桑作の導入は、残留土族団の営農を漸く安定せしめ、自立に導く契機となつた。

### 3. 土族集落の崩壊

帰農士族団は、前掲「同志申合規則」<sup>24)</sup>に結盟し、「協同一和以テ開拓ノ大業ニ従来セン」とい





第5図 士族団入植地の灌漑水路の形態

い、「協心戮力千折不撓其ノ業ヲ遂ゲン」と誓つて入植したのであつたが、立地条件の劣悪さに絶望し、その直後より離村するものが続出した。為に宅地及び耕地の名義変動著しく東福原<sup>25)</sup>のみでも、入植16戸のうち、数年の間に転出するもの8戸、新開川流末等より転入するもの6戸を数えた。この間耕地所有の兼併、士族籍の農民譲渡、養子による農民入籍等も続出した。そこで同15年2月には、「同志取締ノ為……家督相続、平民ヨリ養子取組、……同志相譲……同志加入を請う」等の場合の諸条項<sup>26)</sup>を規定せざるを得なかつた。

離村の実態を、残存原除籍簿<sup>27)</sup>(明治12年迄)により、抽出集計すると、灌漑不安定の新開川流末地域程多く、年代的には15~17年の間に多い(第7表)。その転出先は、鳥取・米子等の近接都市が多く、同村内の転住も多いが、これは寄寓地よりの入植を示すものであろう。同地域内では、

北海道移住諸集団の類型的考察

第7表 明治21年までにおける  
帰農士族の年代別離村戸数

明治年代	三柳・河崎	東・西福原・米原	計
12	0	2	2
13	2	1	3
14	5	1	6
15	8	3	11
16	7	4	11
17	7	7	14
18	3	1	4
19	6	3	9
20	0	1	1
年代不明	11	8	19
合計	49	31	80

原戸籍除籍法による

第8表 明治21年までにおける  
帰農士族の離村転出先

転出先	原住村名		
	三河柳崎	東・西福原・米原	合計
鳥取	7	6	13
米子	10	4	14
同一村内	10	9	19
その他会見郡内	7	3	10
汗入郡内	1	0	1
河村郡内	5	0	5
気高郡内	1	0	1
滋賀県	0	1	1
受刑除籍	1	0	1
不明	7	8	15
合計	49	31	80

西北部より、営農条件のよい東部移動が4戸を数えている。東京・大阪への転出者絶無は、営農市場未成熟の当時において当然の事である(第8表)。職種は官公吏、教師、警察官が多かつたことは、他県の場合と共通する<sup>28)</sup>。

ところでかかる離村傾向に拍車をかけたものは、士族団内部の身分的階層対立の結果招来された分裂であつた。帰農士族団の身分的階層構成をしる資料に乏しいことを遺憾とするが、聴取によれば、惣惣岸本東一は4千石級の高禄者であつた。その他佃・高木等200石内外の石持階層と扶持人・足軽・農民出身擬士族階層とは、同志規約の存在にも拘らず、必らずも融和しなかつた。かかる階層差の存在は、第9表の通婚関係よりみても約30%に近い士族が平民出身の配偶者を得ていることから明らかである。かくて内部分裂の危機は、明治21年開拓・営農の停滞不振を契機として表面化した。同22年広島控訴院に提出の文書によれば、上・下層両派抗争の原因は後述の諸点にあつた。すなわち、「依頼書」によれば<sup>29)</sup>、「近年凶作打統何レモ疲弊ニ際シ」総代理ハ岸本東一は「一同困難ヲ口実トシ、池田家へ預置キノ公債証書ヲ縦ニ売却シ、ソノ代金ハ素ヨリ、殖料共合セ一萬四千余円」を横領したのみならず「大谷義為外数名ト通謀……共有地所全員トモ己ノモノトナサンコトヲ謀ル」これを糾弾せんとするも、総会出席を拒むので、ここに山田太郎(元境融通会所役人)、永井磯一を総代として選出、岸本多一派の非を糾明する。というのであつた。両派抗争の結果、広島訟訴院まで上訴されたが、その結末は、岸本派の勝訴に終つたという。しかし爾後士族集落における同志的結合の精神的基盤は失われ、結合紐帯の弱化・営農の不振とともに離村者の増加を招来した。例へば第4図所載東福原地区の士族戸数は16戸であるのに、約20年後の明治34年(第5図)には、半数の8戸となり、現在では2戸に激減している。これをもつてしても士族村崩

第9表 配偶者の職業からみた帰農士族の通婚関係

	三河柳崎	東・西福原・米原	合計	%
士	20	20	40	71.5
農	5	7	12	27.4
商	2	0	2	3.5
工	0	1	1	7.8
医	1	0	2	1.8
合計	28	28	56	100
内農出身戸主	2	1		
率出身戸主	0	2		

但し、明治12年原除籍法による

セ一萬四千余円」を横領したのみならず「大谷義為外数名ト通謀……共有地所全員トモ己ノモノトナサンコトヲ謀ル」これを糾弾せんとするも、総会出席を拒むので、ここに山田太郎(元境融通会所役人)、永井磯一を総代として選出、岸本多一派の非を糾明する。というのであつた。両派抗争の結果、広島訟訴院まで上訴されたが、その結末は、岸本派の勝訴に終つたという。しかし爾後士族集落における同志的結合の精神的基盤は失われ、結合紐帯の弱化・営農の不振とともに離村者の増加を招来した。例へば第4図所載東福原地区の士族戸数は16戸であるのに、約20年後の明治34年(第5図)には、半数の8戸となり、現在では2戸に激減している。これをもつてしても士族村崩

壊の速度を知ることができる。

- 1) 鳥取県郷土史。
- 2) 佃美勝蔵, 伯耆国会見郡浜ノ目開墾。
- 3), 10), 12), 26) 履歴書。池田輝知公御添願書。伯耆国会見郡開拓場水掛修繕並ニ同郡皆生村外九カ村開墾資本金御貸下願。
- 4) 佃美勝蔵, 鳥根県令境二郎指令書。
- 5), 21), 19), 25), 29) 佃美勝蔵, 開墾場予算物価騰貴ニ付不足全仕訳書。その他文・書地図。
- 6), 9), 15) 福本猿三「鳥取村五十年史」。
- 7) 松田千歳「池田藩士族の浜之目開墾について」伯耆文化。29号, 7頁。
- 8), 16) 17), 18), 20) 佃喜太郎「慶応元年十一月十二日生」談話。
- 11), 13), 24) 佃美勝蔵, 明治16年同志申合規則。
- 14) 前田正治「日本近世村法の研究」。
- 22), 23) 井上光恵蔵「新開地各村規約証」自明治9年, 至明治18年。
- 27) 米子市役所戸籍係蔵「辛出戸籍, 明治21年まで除籍原簿」。
- 28) 吉川秀造著「士族授産の研究」433頁～

## V. 士族集落新開の現構造

当初140戸入植したといわれる新開集落も、其後相つぐ離村者により、現在ではその10%14戸に減少している。高い定着率を示す北海道鳥取村に比し、まことに低い定着率といわねばならない。これら14戸につき、旧身分構成とともに営農規模等について見ると第10表の通りで、農地改革前までに、地主的成長を遂げたものは、S.N家1軒に過ぎず、それも2町2反の小地主に過ぎない。同家が現に小作地をもつ外、他は農地改革の圏外におかれた自作農である。経営規模も1町以上のもの3戸、その他は1町以下で、非農家2戸を数えている。専業農家は2戸で、他はほとんど公務自由業及び賃労働を兼業としている。

第10表 新開部落旧士族団の旧身分及び土地所有, 経営耕地表

定着地区	戸主名	旧縁高 (石)	旧身分	現在所有地				経営耕地		主業
				宅地 (反)	田 (反)	畑 (反)	山林	田	畑	
東福原	Y. M	50	足輕	1.0	3.0	2.5	3.0	0	0	賃労働 社員農地解放で 畑1町解放 農
	S. N		扶持人	1.0	2.0	10.0	16.0	3.0	2.5	
	M. T	200	御傍筆頭	1.0	4.0	7.0	0	2.0	4.0	
西福原	Y. M		扶持人	1.0	4.0	6.5	3.0	4.0	7.0	農
	M. H		〃	1.0	1.5	4.0	20.0	4.0	6.5	社員
	N. S		〃	1.0	2.0	5.0	3.0	1.5	4.0	取員
	T. Y		〃	0.2	0	0	0	2.0	5.0	教師
	H. S		〃	1.0	5.0	5.0	4.0	0	0	〃
	K. S		〃	1.0	9.0	9.0	20.0	1.7	5.0	〃
三柳	S. T	300	?	2.5	2.0	3.0	0	6.0	5.0	養鶏
	H. N		扶持人	0.5	0	2.5	0	2.0	3.0	社員
	Y. N		〃	0.5	0	0.4	0	0	2.5	〃
	K. N		〃	1.3	4.0	1.0	0	0	4.0	賃労働
上福原	T. K		〃	1.0	0	0	0	4.0	1.0	社員

所有面積以下は昭和33年1月現在

耕種は水田米作の外麦・甘藷・綿等で、新開川以南の村方では煙草作がかなり導入されているのに、この地域では、集積的桑園が卓越している。これは粗粒砂土壌と労働不足に起因する。大家畜飼育農家も僅か3戸で、肥料自給度は低い。定着士族団の漁業との関連が注目されるが、明治30年代2戸、現在1戸で、村方の網子を使用し、カニ・イワシ・エビをとる程度であつた。最近日本バルブ廃液の被害補償金を得て、廃業状態にある。

ところで士族集落新開の社会的結合の強度が問われる。かつて身分的階層意識の為分裂の危機を経過して後、現在士族意識は世代交替の人々においては稀薄である。むしろ灌漑用水管理、冠婚葬祭等を通し、地縁的水平的結合が強化されている。また土地所有も未分化のため、垂直的親方小方関係の発生もみられない。

村方部落との関係は、当初身分意識の存在の故に、時に対立的緊張関係を伴つたこともあつた。しかし其の後共同の用水管理、氏神・菩提寺・小学校等を共にすることにより、第二世代以後優越的身分意識は漸次薄れていつた。同様通婚関係・方言等の封鎖性も第二世代以後失われ、周辺周辺との平均化がみられるにいたつた。ただ方言語彙及びアクセント等に第二世代においても、鳥取的な要素が若干残存することが注意される。

## VI. 結 言

終りに当り、諸言に掲げた視点に基づき、拙論を要約すれば、以下述べる諸点につくされる。すなわち、民営開拓の当初より、士族団の帰農にいたるまでの失敗史、ないしは士族集落崩壊の歴史は、沿海浜堤帯のもつ劣悪な立地条件、加うるに非生産人としての士族団の低い営農技術、飯米自給性の稀薄な畑地農業の選択、灌漑用水の必要にも拘らず既成水利共同体及び村方の排他的畑地灌漑の妨害、士族団内部の結合を分裂せしめた旧い身分的階層意識、国家資本による営農とくに灌漑資金投下の欠如によりもたらされたものといわねばならない。この点自然的条件は酷薄でも、やがて米作地域化が可能となり、既成地域社会の抵抗も絶無で、その上多額の国家資本により、国策的見地より保護された北海道・鳥取村が、ともに同藩出身の士族団であり乍ら、高い定着率を示し、輝かしい成果を挙げてきたことと好対称をなすものである。

最後に研究担当大学との連絡を怠つたため、対比すべき鳥取村の資料得られず、論旨に一貫性を欠いたことを遺憾とする。

なお本研究のため、多くの資料と教示を与えられた松田千歳・井上光恵・金田親知・入江昇一・佃美勝・原谷正己・米子市役所太田係長等各位に対し、謝意を表する。

### 3. 士族集団移民の村落形成

——北海道釧路市域旧鳥取村について——

高 橋 功

序

北海道における村落形成は漁村を除いては、ほとんど明治以後の問題であり、その歴史的展望は容易であるかのように見える。しかし、実際にあたつて見ると必ずしもそうではない。その理由として一には開拓者の居住が流動的であつたこと、二には文書資料の存在が極めて悪いという事情をあげることができる。個々の村落についての特殊研究も他の地域に比較しておこなわれているように見える。勿論市町村史又は町村誌の名によつて行政機関の編纂した郷土史は多いが、これらの多くは記念碑的な、あるいは古老顕章の目的によつてつくられたものが少なくない。

釧路市鳥取地域についても昭和九年鳥取村誌編纂委員会が「鳥取村五十年誌」を出しており、

つづいて昭和一八年改訂増補されて、「鳥取町誌」が出されている。昭和八年版「鳥取村誌」には原勝治氏所蔵文書、北海道史料編纂室書庫蔵の若干の文書が鳥取村派出完詰書類綴としておさめられていて利用すべきものがある。また昭和一八年版「鳥取町誌」には北海道史料編纂室書庫の若干の文書が史料遺捨落穂として追加されている。ついで昭和三二年渡辺茂氏が「釧路市史」を書いており、新たな資料を加え、欠を補っている。専門書としては吉川秀造「全訂版土族授産の研究」昭和一七年、高倉新一郎「北海道拓殖史」昭和二年などがあり、それぞれの視角から旧鳥取村にふれているが、村落形成の過程を内部構造の分析によつて究明しようとするものではない。

筆者はこれらの研究をふまえ、さらに今次調査の結果発見することのできた坂本正男氏所蔵文書、鳥取公民館所蔵文書その他を利用し、土族集団の村落形成及びその集団構造の特質を明らかにし、その崩壊の要因が形成過程そのもののなかに伏在していることを論証したいと考える。

### 歴 史 的 前 提

北海道における土族移民は北海道拓殖と土族授産とのこの契機を持つていた。明治維新の本質が何であるかについてはここで論じないが、少なくとも明治維新の結果樹立された政権は開拓土族層＝薩長藩閥を中心とする絶対主義政権であることについては異論は少ないであろう。このような性格を持つて生まれた明治政権は資本主義の移植とその保護助成をはかるために、一方では地租改正によつて半封建的土地所有の体制をつくり出して、原始的蓄積をおしすすめるための楨杆たらしめるとともに、他方では国家支出の30～50%の比率を占める領主家臣団の家録支給を漸進的に廃止する政策をとつた。

明治六年十二月の秩録処分は家録税の累進的課税と併行しておしすすめられ、明治九年八月には家録の強制的没収が行われた。しかしこれらの措置によつて土族の手に残つた金録公債も明治十年から、明治一四年にわたる通貨膨脹と物価騰貴によつて反故に近いものになり、土族のうちで官僚又は近代産業資本家として転進できた少数のもののはかは多く生活に窮した。

大久保利通の三条公への伺書に「夫レ華土族ヲ通観セハ、其恒産ヲ存スル者実二十中二三及ハス。多クハ徒食遊瀨ニシテ居常鬱屈不平ヲ衝ム」<sup>1)</sup>としるしてあり、明治一七年の「興業意見」では「土族ニシテ公債証書ヲ所有スル者ハ其比例僅々百中一二ニ当ラス。而シテ之を所有スル者モ亦一兩年ヲ出スシテ耗減漸尽スルニ至ルヘシ、或ハ該証書ヲ売却シ、産業其址ニ充モ往々失敗ス。就中職業ニ就キ生計ヲ立ル者落々晨星ノ如シ、故ニ官途ニアル者ヲ除クノ外果シテ前途ノ目的ヲ達スルモノチカーニモ当ラザルヘシ」<sup>2)</sup>とのべているのが明治十年の土族の実状である。

鳥取村に移住した坂本友規の家は拾壹俵四人扶持の家であつたが<sup>3)</sup>、明治十二年十二月十二日就業資本にするために次のような公債買上を県に願出でている。

所有之金録公債ヲ以テ資本トシ貸付金仕活計ノ目途相立申度奉存候条、何卒該証書御買上被<sub>レ</sub>為下候得ハ、難有仕合奉<sub>レ</sub>存候。此段親戚連署戸長奥印ヲ以奉<sub>レ</sub>願候也。

鳥取県因幡国法色郡立川町四丁目三百三番地

士 族 坂 本 友 規 印

同県同国同郡同町二丁目五百五十九番地

親戚士族 原 田 有 秋

鳥取県令 境 二 郎 殿<sup>3)</sup>

同じように明治十二年二月二日津坂忠治は金録公債買上を願出で、聞届けられている。買いあげられた公債は五百円一枚、三百円一枚、拾円三枚であつて計八三〇円であるが、買上の実情は次

の通りである<sup>9)</sup>。

七分利は

一金公債証書八百三拾円

此御買上金六百八拾円六拾銭

内四百五拾円六拾銭

諸向負債償却見ノ込

式百三拾円

此金額ヲ以別紙予算書ニ掲ケル籍地買得シ農業相営永世ノ活路相立候見  
込ニ御座候

(中略)

右之通りニ御座候

右 津 坂 忠 治

明治十二年十月十九日<sup>9)</sup>

津坂忠治は帰農しているが、坂本友規の場合は傘小売を本業とし、兼ねて紙墨筆を小売した。しかしこれらの営業は安定したものではなく、明治十三年六月九日立川町二丁目百四十一番地邸に転宅し、さらに明治十三年七月廿五日は紙小売をやめて、傘道具小売、絹糸小売を兼業している<sup>9)</sup>。しかし明治十四年五月十四日には高草郡金沢村二百七十四番次西原清太郎本宅に転宅し、同時に坂本虎治は「差支モ有レ之候間」という理由によつて中学を退学しているのであるから、恐らく小売商を廃業したものと考えられる。坂本家の場合商業を営んだのは明治三年から明治一四年にかけての時期であり、西南戦争後のインフレーションが頂点に達した時期であり、物価があがり、家計維持のためのがきであつたようである。

これらの士族救済をはかることは明治政府にとつて焦眉の急であり、鳥取県では「明治十六年士族授産ノ為メ、座繰製糸場ヲ鳥取ニ置キ、同場内ニ製糸伝習所ヲ設置シ」<sup>9)</sup>また鳥取県夜見ヶ浜開墾地では旧鳥取藩士政府から三〇一八七円の貸下を受けて帰農し、その開墾にあつた<sup>9)</sup>。鳥取県士族の北海道移住もこのような士族授産の一環であつた。

勿論明治初年及び十年代における北海道開拓のねらいとして農業移民を定着させ、その領有を確かなものとすることはロシアの南下政策に対抗しようとする江戸幕府以来の伝統的な方針として意味がなかつたわけではない。従つて士族がかかる目的にかなつたものと考えらるのも無理なことではない。しかし、主なるねらいは士族授産にあつたのであるから、必ずしも農業移民として最も適当したものを選んだわけのものではない。「近来士族北海道ニ移住スルモノ歳ニ多ク、或ハ数十人乃至数百人相団結シ、遠ク家郷ヲ離レテ決然之レニ赴キ以テ生産ノ道ヲ立シトス。其志喜フヘキ」ものがあつたとしても、「此輩資本ノ豊ナラザルハ姑ク置キ、其気候ニ慣レザルカ為ニ十分ノ労働ニ堪ヘス」<sup>9)</sup>というその実態であり、一般的にいつて士族集団移民は必ずしも成功したとはいいがたい。士族集団移民の契機として、農業植民地開拓と士族授産の二をあげることができるが、むしろ主たる意義は後者にあり、自由民権運動なる反政府行動の一翼を担つた士族層に対する政府の働きかけと見るべきものがある。

### 村 落 構 成

鳥取県士族集団は明治一六年吉田芳蔵、山根安繁、小関温清、荒井定義の四名が先発し、翌一七年近藤喜孝、坂本友規以下四一戸、一八年になつて武田貞明、遠藤芳盛以下六四戸が入植し、合計一〇五戸、その外に附籍五戸が含まれている。またこの中には菊田重次郎、吉田芳蔵、柿田亨、

中村周太郎、鍵本弥平の平民五戸が模範農が加わっている<sup>7)</sup>。これらの移民の年齢別構成、性別構成は第1表、第2表の通りである。

第1表

家族数	戸数
2	1
2	15
4	25
5	27
6	22
7	8
8	5
9	1
10	0
11	1
12	1

第2表

性別	0~15	16~59	60~	計
男	114	161	11	286
女	88	145	27	240
計	202	306	38	526

家族数4~6のものが全体の70%を占めているが、これらの内容を見ると、祖父母又は孫を含む家父長家族である場合が多い。15歳以下及び60歳以上の非生産年齢の階層が全体の46%である。

若し移民の家族構成の類型を若夫婦を主体としそれに若干の子供を含む小家族型と世代を異にする幾組かの夫婦又はその一方を含む大家族とに分けるならば鳥取県土族集団移民は大家族型であり、移民出身地における家族構成の型をそのまま持ち込んだもの

のである。このことは鳥取県土族の移住が農業移民として北海道の開拓それ自体を目的としたものではなく、兼ねて移民出身地における社会政策目的をも持つ複合的性質の移民であつたことを示すものである。これらのことは移民の定着にかなりの困難な要因がすでに開拓当初からすでに内包されていることを語っている<sup>8)</sup>。

明治一八年現在と明治三六年現在の居住者とその戸口数は第3表の通りである<sup>9)</sup>。明治三六年現在ではほぼ第一次入植地にそのまま居住しているのは36戸で、34%にすぎない。

第3表

番組名	明治18年			明治36年				
	戸数	男	女	戸数	男	女		
1	森西 近藤 戸田 高井富 松原 菊田 野村 羽田 香本 高井青	10	33	22	角五 浦沢 菊田 羽田 大吉 小畑 佐 伴 森田 高井 小畑 山根 児玉 川口	13	31	33
2	坂本 松田 杉本 中村 山川 田中 杉村 清水 今井 小関	11	37	22	松田 中村 清水 杉本 山根 柴山 関田 戸田 浅田 山形 松並 北	13	21	24
3	浅田 橘 桂木 荒井 桑田 藤岡 石尾 西村 石川 多島 湯口	11	23	21	三沢 大森 西村 中村 古井 津村 桂木 橘 戸田 内海 鎌田	11	28	24
4	浅井 児島 三沢 村松 谷口 吉田 中西 前田 藤田 津村 寺坂	11	25	22	浅井 竹内 津村 野村 村松 湯谷 前田 吉田 谷川 吉田 竹内	11	25	23

北海道移住諸集団の類型的考察

番組名	明治 18 年				明治 36 年			
	戸数	男	女	戸数	男	女		
5	津坂 中村 川口 佐橋 浜野 谷口 新 片岡 前原 古井 国府	11	35	30	寺坂 藤田 中村 川口 津坂 浜野 前原 新 星野	9	37	47
6	多辻 松浦 伴 城戸 橋本 武田 篠原 遠藤 紅林 田中				多辻 篠原 井出 沢村	4	10	12
7	野村 田川 松川 河本 安田 記田 安田 佃 平井 鎌本 原	11	28	29	河本 安田 記田 松川 安田	5	10	8
8	中村 藤代 美谷 井上 竹村 石尾 和田 田中 藤田 田中	10	27	31	高橋 藤代 美谷	3	8	5
9	小谷 松井 島田 安井 沢田 田村 津村 山中 戸田 岡村 岡村	10	29	27	島田 安井 沢田 田村 戸田	5	11	8
10	宮本 松井 星野 柿田 米原 伊良子 吉田 寺崎 齋藤	9	26	21	宮本 西岡 吉崎	3	11	11
11					坂本 谷口 田中 山川	4	6	5
オン ネ ビ ラ					大久保 大久保 猪子 浅野 酒井 岡田 長谷川 酒井 岡島 池田 酒井 森下 春日 森下 酒井 三品 篠原 戸塚 遠藤 大友 伏田 古山 久米 小泉 大久保 森 小笠原 根子 川口 安達 酒井	34	67	59

註 鳥取県士族は一番組から一〇番組に分れて入植したが、明治一七年には一番組から五番組まで、明治一八年には六番組から一〇番組まで入植している。一一番組、オンネビラはその後の入植である。明治一八年の欄の——は明治三六年までに脱落した家を示し、明治三六年の欄の——は明治一八年から継続している家を示す。

明治三六現在ですでに入植当時の原形が失われたことを示している。番組別定着率 (A) 変動率 (B) は第 4 表の通りである。

$$A = \frac{\text{定着数}}{\text{入植数}}$$

$$B = \frac{\text{36 年度総戸数} - \text{一定着数}}{\text{36 年度総戸数}}$$

第 4 表により、各番組の類型を次の四に分けた。



- A型定着率大変動率小 5番組 (A<50, B<50)
- B型定着率小変動率大 1, 2, 3, 4, 5, 6番組 (A<50, B>50)
- C型定着率大変動率大 (A>50, B>50) ない
- D型定着率小変動率小 (A<50, B<50)

第 4 表

番 組	A (%)	B (%)
1	40	69
2	36	31
3	27	73
4	27	73
5	55	33
6	20	50
7	45	0
8	20	33
9	45	0
10	22	33

以上により阿寒川南岸釧路市近郊に位置している地域(1, 2, 3, 4番組)は交通が便利であり、蔬菜搬出が容易であつたので、農業戸数が増加する傾向があるにもかかわらず、耕地保有者の変動が大であり、帰農土族の脱落の傾向が大である。これに対し阿寒川北岸の7, 8, 9, 10番地は交通が不便であり、且泥炭地が多いので、農業経営に不利であり、脱落するものが多く、耕地はそのまま捨てられたものが多い。一般に西部に移るに従い、排水も良好であつて、農耕適地が多いので鳥取県移住土族の形成した農業村落は原形のまま残る傾向が見られる。明治三六年頃になると農業地域の中核オンネビラ、ユッパナイ地区に移つて

いる。しかし全般的にいつて鳥取村は衰退の傾向にあつたことは第5表の人口統計の示すところである。

第 4 表 (2)

現在人口	644
入 寄 留	32
出 寄 留	90
出 生	21
死 亡	10

第 5 表

反 (町)	勞 働 力					
	1	2	3	4	5	6
~1.50		1	1			1
1.4 ~1.00		5	3	3		
0.99~0.50		11	3	1		
0.50~		6	3	1		

人口の自然増加率が16/1000であるに対して、出寄留が入寄留をはるかに上廻り、むしろ人口は減少する傾向すら見られる。

定着戸と脱落戸とに分離する要因として子供労働力がどれほどの重みを持っているかを見るために、明治一七年鳥取村収穫表<sup>7)</sup>と

家族労働力<sup>8)</sup>との相関表をつくつた。これが第5表である。家族労働力と開墾反別とはそれほど相関があるとは考えられない。従つて脱落戸発生の原因は家族労働の多少というような経済的な要件ではなく、むしろ経済外的要件が介在しているものと考えられる。

### 農 業 経 営

明治一四年までの釧路国管内の開墾状況は第6表の通りであつて、ほとんど見るべきものがない<sup>10)</sup>。従つて明治一七、八年にわたつて、一〇五戸の鳥取県が移住し、明治一九年の状況として、

第 6 表

年 代	郡 名			年 代	郡 名		
	釧路郡	厚岸郡	白糖郡		釧路郡	厚岸郡	白糖郡
明治 3	町反畝歩 4. 7. 5. 00	町反畝歩 6. 9. 4. 02	町反畝歩 0. 8. 8. 11	明治 9	0	0	0
4	0	1. 2. 0. 00	0	10	0	0	0
5	4. 9. 0. 41	1. 5. 9. 00	0. 6. 2. 03	11	0	0	0
6	3. 9. 5. 22	0	0. 2. 6. 25	12	0	0	0
7	4. 5. 8. 17	0	0	13	0	0	0
8	0. 6. 7. 26	0. 5. 8. 10	0	14	0	1. 7. 6. 16	0

「本年開墾セシ段別ハ五十二町余、既墾地ヲ含セテ百二十六町余トス」<sup>11)</sup>と報告されているのは釧路附近のこととしては劃期的なことであつた。明治一〇年代の開墾面積及び収穫高は第7表の通りである<sup>11)</sup>。少なくとも鳥取移住初期の農作物は大麦、小麦、蕎麦、馬鈴薯等の食用作物に集中されている。しかしその種類は本州の畑作地域の典型的農作物をそのまま移しているにとどまる。明治三五年の作付反別及び収穫高は第8表の通りである。また明治後半における釧路国管内の家畜飼育状況は第9表の通りである。

第7表

項 目	年 代							
	明治19年							
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
既墾反別	74.	5.	9.	26	126.	6.	0.	24
大 麦	2.	7.	7.	0	17.	4.	5.	0
小 麦	1.	8.	9.	9	6.	6.	7.	3
蕎 麦	92.	4.	3.	4	94.	2.	5.	0
大 豆	0.	3.	3.	0	0.	6.	3.	5
小 豆	0.	4.	7.	1	0.	7.	9.	0
馬 鈴 薯				43 俵				1915 俵

第8表<sup>12)</sup>

作 物	反 別 別	
	反 別 (反)	取 穫 高 (石)
大 麦	28.5	313
小 麦	0.4	2
燕 麦	31.0	465
黍	22.5	—
玉蜀黍	6.5	32.5
蕎 麦	9.2	36.6
大 豆	11.0	—
小 豆	3.5	—
菜 豆	6.5	26
碗 豆	1.5	15
蚕 台	1.5	12
荳 胡 麻	1.3	5.2
馬 鈴 薯	51	61,200貫
野 菜	27.5	
計	201.9	

第9表<sup>13)</sup>

年 代	明治43年		明治35年	
	馬	牛	馬	牛
家 畜 別				
釧 路	1,861	190		
厚 岸	981	708		
浜 中	2,210	563		
白 糠	1,849	449		
足 寄	698	60		
熊 牛	336	15		
弟 子 屈	292	110		
舌 辛	1,040	71		
鳥 取	401	126		
太 田	677	236		
昆 布 森	629	244		
計	10,623	2,772	8,417	1,234

明治三五年になると、浜中、釧路、白糠等は次第に馬産地としてその特色がはつきりするようになっていく。

鳥取村もれら馬産地向けの飼料として燕麦をつくっているが、特に著しいものとしては蔬菜栽培がめだっていることである。このことは開拓初期の作付が自給食用作物に集中しているとははつきり異なっており、ここに資本主義経済下において換金作物を取り入れることにより、貨幣獲得を試みようとする努力が見られる。

第10表

釧 路	8,799円
厚 岸	9,251
浜 中	3,012
白糠外二カ村	6,343
足寄外三カ村	10,359
熊牛外二カ村	6,478
鶴居外一村	5,675
舌辛外二村	4,514
鳥 取	12,263
昆布森外二村	6,815
太 田	6,241

このような方向を支えた条件としては釧路市街地に近接しているという地理的条件をあげることができる。集約化させる原因ともなつた。第10表は平均一反歩収穫価格であり、鳥取村は最も多くの収穫をあげている<sup>14)</sup>。明治三〇年頃の状況として「普通ノ農作ヲナスヨリモ、蔬菜ヲ作りテ釧路市街ニ販売スルノ利アリトス。之レヨリ上流ニ至ルニ従ヒ、地味肥沃ニシテ、濃霧ノ量ヲ減シ、夏期ノ温度ヲ増シ、市街地ニ遠リ、蔬菜ノ販売ニ不便ナルヲ以テ普通作物

ヲ耕種ス」としてのされている。釧路市街地を中心として環状に近郊農業，穀菽農業が行われていた趣は現在と大差なかつたというべきである。さらに一部では「村馬鈴薯澱粉製造ノ業ハ明治二十九年に始り，同三十年ニハ製造戸数五戸トナリ，澱粉四百斤ヲ製造ス」<sup>15)</sup>というように農村工業の萌芽もすでに見られる。

作付の変化を坂本家によつて見るに第11表の通りである<sup>17)</sup>。この表によつて食用作物として大

第 11 表

年 度 作種別 反別收穫	明 治 18 年		明 治 19 年		昭 和 22 年	
	反 別	収 穫	反 別	収 穫	反 別	収 穫
大 麦	1 反 5 畝	2 斗	0.5 反 畝	—	1 反 5 畝	4 斗
小 麦	0.2 0.7		0.7	—	0.3	1.2
豌 豆	0.5 1.2				0.2	4
大 豆	2.4 —				1.5	4.2
小 豆	2.2 —				1.0	1.2
麻	0.3	1 貫	1.0	3.6 貫	3.5	70 貫
粟	0.1 1.0	—			4.6	68 斗
インゲン豆	0.3	—			9.6	22.2
玉蜀黍	0.2 1.5	150 玉				
キャベツ						
大 根	1.0	2,000 本	1.0	1,500 貫		
蕎 麦	2.5	10 斗	6.2	1.1 斗	11.0	
野 菜	0.2	少々 宛	1.3	少々 宛	1.4	51.1
馬 鈴 薯	6.0	135 俵	7	32 俵	6.4	260 俵
裸 大 麦					3.8	30 斗

麦，小麦，裸大麦，粟，馬鈴薯等が試作されているが，その收穫には少なからず変動がある。しかし次第に大麦，蕎麦，馬鈴薯が適作として多くつくられるようになっていっているが，特に大麦については

第 12 表

等 別	1	2	3
太 田	1	4	16
鳥 取		2	10
尺 別		1	
下 帶 広			1
芽 室			1
釧 路			1
琵琶瀬			1

- 一新墾プラオ 一個
- 但三頭索
- 一麻製馬具
- 一耕馬五頭
- 一ハロー

は明治二〇年星野光義の麦畑に変種を発見し「翌年之を播種して僅かに二升余得たるを始とし，漸次全村に広まり，其間種々の大変を播種したるも其の收穫量星野麦に及ぶものなし。豊作二石凶作四斗にして，平年一石二斗」<sup>17)</sup>という状態であつた。

鳥取村の農業技術の水準は明治二五年の第三回釧路十勝両国連合農産物品評会で，1292 点中入賞したものの数は第12表の通りであり<sup>18)</sup>，太田村について多く，釧路国管内では農業先進地域であつたものの如くのである。農法については土族移住規則第一四条によると次通り規定している。

右ハ移住初年度ニ十戸ヲ一組トナシ

貸与分

- 一 鋤 大一 小二三挺
- 一 鋸 鋸山刀各一挺
- 一 鎌 柴刈一 草刈一

右ハ移住初年度ニ限り毎戸貸与ノ分

以上諸器ノ修補ハ自弁タルベシ

また明治二一年以来農業一致会の会長であつた坂本友規に対しその労に報いるために、再墾プラオ一台をおくつているが如き、何れも洋式農具が開拓当初からすでに用いられていた事実を知るべき資料である。

以上によつて鳥取村の自然環境が必ずしも好適ではなかつたのかかわらず、釧路市街地に近接しているという地理的条件と知的水準が高く、わりあいに高度の農業技術を受け入れやすいということと相まつて、土地利用が釧路国管内の他の地域に比較して、集約化していた。しかしこのことは逆に家畜を導入し、有畜農業＝寒地農業を確立することを阻み、むしろ他地域に比較して零細農業たるに止まり、脱落者が出てくる原因でもあつたと考えられる。

### 階 層 分 化

士族移住規則では「第八条、農業ヲ目的トナシ移住スル者ハ一戸ニ付宅地千坪、開墾地一万五千坪以内ノ地所ヲ貸渡シ、貸地年季ハ貸渡ノ月ヨリ満セケ年トシ、其間貸地料ヲ徴セス」と規定している。しかし実際に開墾できた既耕地の面積はそれほど広いものではない。

明治一九年の総耕地は126町<sup>14)</sup>であつた。明治三〇年頃の状況として「目下鳥取村ニテ主ニスルモノニ平均三町ヲ耕セリ」<sup>15)</sup>とするされている。明治三六年の成功畑は204町歩1反歩であり、それを総戸数で割ると1.4町である。

自作小作の区別については、入植当初同じように五町歩の貸渡があつたのであるから、小作人はほとんどなく、明治三〇年の状況として「村民ハ概ネ自作ヲナス。小作ト称スルハ鳥取県民移住地ニ数戸、区劃地二十余戸アルノミ(中略)。小作者ハ概ネ富山県民ノ資本ナキモノ」<sup>15)</sup>であつた。

以上によつて鳥取県士族集団の階分化は見られず、ひとしく一町歩乃至三町歩前後の自作農が多く、他地域に見られるような不在地主は勿論なく、士族集団内部においても集団全体に対し発言力を持つだけの地主はいなかつたものと推定される。第13表は明治四三年現在の釧路国管内の衆議院の選挙権を持つているものの数であつて、これによつて、政治的に活動できるだけの地主が、一人もいなかつたことを知ることができる<sup>14)</sup>。此表によつて、釧路国管内にあつて政治的活動を行うだけの経済的基盤を持つていたものは、少なくとも明治時代にあつては、漁業家、馬産家であり、さらにこれらとからみついて存在した商人・商業資本であつたと見なくてはならない。

農業金融については「第十四条貸出スヘキ金額ハ一戸金三百六十円ニ超エサル額」(士族移住規則第一四条)であり、家屋は「一戸十口坪草小屋一棟、新築費トシテ金九十円以内」(同一四条)であり、玄米塩噌料は着業から二カ年現金をもつて貸出し(同二〇条)、これら一切は「無利子セケ年据置、第八ケ年ヨリ向フ二十ケ年賦ヲ以テ毎年十二

第 13 表

釧路	279人
厚岸	103
浜中	43
白糠	11
昆布森	8
熊牛	8
舌辛	6
太田	6
足寄	0
鳥取	0

月三十一日ヲ限り」(同二三条)返納することになつていた。これらの重務一切は釧路勸業派出所で行われていた<sup>21)</sup>。釧路勸業派出所は明治二〇年九月「五十三戸扶助期限経過」<sup>19)</sup>した理由によつて廃止され、これに代る機関として戸長役場が設けられた。しかしこれらの貸与金返済が立たず、明治二三年三月には「官貸金ヲ棄拍シ、以テ弁償ノ義務ヲ免」<sup>20)</sup>れしめたがその金額は三万八百拾三円に及んだ。

以上により政府資金によつて生活及び経営の資金がまかなわれ、しかもその条件がかなり有利なものであつたことは否定できない。これら保護政策の最もよくあらわれているのは「移住シテ特別ナル官ノ保護ヲ受クル期間中ハ左ノ種類ヲ播種セシメ、管庁ニ於テ其收穫物販売ノ途ヲナシ与フシ、大小麦、麻、蕎麦、大小豆、粟」(土族移住規則第一五条)の規定である。明治一八年六月杉村慎言、野村与十郎は「此上官ノ手ヲ煩ハスハ恐縮之至ニ御座候へ共官ニ於テ各自收穫シタル物品販路相付候様御保護被下候ハバ移住者一同安仕候間」<sup>21)</sup>と願出で、收穫物仕訳取調書を出している。

明治二十年代に入り、政府の北海道開発政策が直接保護政策から間接保護政策に転換するに及

第 14 表

買 主	宅地地積	畑地地積	件 数
	歩 畝 反	町 反 畝 歩	
福井利吉		9. 0. 7. 22	1
米原庄市	7. 13. 6	5. 2. 7. 11	2
馬場与惣吉	3. 4. 7	4. 0. 1. 29	1
佐藤助五郎	3. 8. 12	3. 2. 5. 1	1
草野新太郎	7. 3. 10	2. 8. 6. 1	2
美笠余蔵	4. 0. 8	2. 7. 3. 25	1
田中豊蔵		2. 2. 1. 12	1
高橋太郎吉	3. 3. 10	2. 1. 4. 5	2
小畑竜吉	3. 7. 10	2. 0. 6. 14	1
佃善忠	3. 0. 16	1. 8. 0. 13	1
宮崎佐太郎		1. 6. 6. 10	1
平井森二		8. 2. 27	1
佐々木三太郎		7. 9. 14	1
藤井吉三郎	3. 2. 11		1

んで土族集団移民は次第にその困難をましたものと見られる。現在知りうるだけの資料に基づいて集計した明治三一年の土地所有権の移動は第14表の通りである<sup>22)</sup>。この中で二件以上のものは千人であるが米原在りが鳥取村六番地に住み、鳥取県土族であるが草野新太郎は東京在住の不在地主、田中豊蔵は釧路市真砂町101居住、佐々木三太郎は真砂町居住であつて、何れも商人であつたと推定される。この前後において土地を集積したものに中西六太郎(米屋)、佐藤助五郎(呉服屋)、豊島庄作(仕込問屋)、馬場吉郎(米屋)、山県象二(漁業)、森西薫太郎(菓子商)、浅利安五郎(小問物商)、馬場与惣吉(米屋)、渡辺虎蔵(米屋)、江縫元太郎(呉服商)、秋元幸太郎(釧路町長)等の名が見られ、鳥取県土族集団移民が次第

に釧路在商人に対して借財が多くなり、次第にその小作人になつて行く傾向のあることを見逃すことができない。

流刑移民は別として、もし移民を保護民と自由移民とに分けるならば、土族移民は明らかに保護移民である。土族集団移民は明らかに保護移民である。土族集団移民は絶対主義政権の恩恵的保護によつて定着しただけに、逆に資本主義下の植民地において充分独立できる近代農民として生長しにくい事情にあつたというべきであろう。以上のようにして鳥取県土族は、北海道としては、一様に零細農であり、ひとしく没落する傾向があつた。

## 結 語

鳥取村に移住した土族集団移民は農業移民として決して成功したとはいいがたい。しかし四散せずして、現在まで存続し、60戸を数えるのは釧路近郊に位置しているということと、同郷心による団結心があつたからであると考えられる。それでは何成功できなかつたか。

(1) 社会政策的目的と拓殖政策的目的とを兼ねた複合目的を持った移民であつて、必ずしも農業移民として適当したものだけで編成されていなかった。

(2) 恩惠的保護、直接的保護によつて定着した移民であるから、政策の移民政策の変更によつて衰微する原因を内に含んでいた。

(3) 土地調査が不十分であり、寒地農業に対する政府の施策が不完全であつた。僅かに近郊農業により農業が維持されたが、逆に有畜農業の導入を阻んだ。

以上のように明治時代においてすでに衰亡の一途をたどつた。

#### 参考文献

- 1) 大久保利通文書第九, p. 39~40, p. 71.
- 2) 明治前期財政経済史料集成, 第一八巻, 興業意見 P. 835.
- 3) 坂本正男氏蔵文書.
- 4) 津坂ハナ氏蔵文書.
- 5) 鳥取県篇, 鳥取勸業沿革 p. 67.
- 6) 吉川秀造, 全訂改版士族授産の研究 p. 514.
- 7) 鳥取町誌, p. 12~18, p. 2~7.
- 8) 鳥取公民館分館蔵, 鳥取村本籍簿.
- 9) 坂本正男氏蔵, 明治三六年一月現在鳥取村戸長役場鳥取村戸数及び人は各組別表.
- 10) 開拓便報告第篇, 大蔵省 p. 155.
- 11) 第一回北海道勸業年報, 明治一九年, p. 125, p. 125, p. 128~129.
- 12) 坂本正男氏蔵文書, 明治三五年鳥取村農産物播種表.
- 13) 同上, 明治三四年支庁管内牛馬調.
- 14) 神 憲, 釧路国勢一斑, 明治四四年, p. 36, p. 169.
- 15) 北海道殖民地状況報文, 釧路国, p. 63, p. 132~133, p. 38, p. 131.
- 16) 坂本正男氏蔵文書, 昭和一八年日誌, 明治二二年度播種反別収穫表.
- 17) 殖民公報一五号, p. 30.
- 18) 北海道の殖産三〇号 p. 45.
- 19) 北海道庁第二回勸業年報, p. 23.
- 20) 北海道庁第三回勸業年報, p. 23.
- 21) 鳥取村五十年誌, p. 159.
- 22) 釧路法務局所蔵地所登記簿.

#### 4. 明治期における士族団体移住者の村落生活

—— 旧鳥取村S家を中心として ——

中 島 寅 雄

#### はじめに

明治期において、いわゆる士族が北海道の農業開発に大きな役割を果たしたことは、今日、北海道内の各地において、その開基を彼等の移住開拓に求めることのできる町・村が数多く存する点からもうかがい知ることができよう。

北海道に対する士族の移住形態は、時代を開拓使設置以降に限つても、さまざまに分たれるが、団体移住として類型化されるもののうち主なものは、旧藩家臣団の移住、屯田移住等であり、夫々の移住形態と村落形成に関して、すでにわれわれは、すぐれたモノグラフを有する<sup>1)</sup>。

一般に、北海道において、未開地が急速に農耕地化し、その上に農業経営、農家生活並びに村落が築かれて行く順序及びその過程において継起する諸問題を比較的正確かつ明瞭に知ることができるのであり<sup>2)</sup>、一定地域に居住する者の自主的な立場から形成される生活協同の組織と行政的な

意図にもとづく地域区分及びその組織とが如何に関連するかの点等についての理解は比較的容易になされ得るのではなからうか。

以下、士族移住の一事例である旧鳥取村について、団体移住の特色をあげ次に視点を明治期における村落形成の問題におき、でき得る限り、移住者個々の農業経営、未開地開発過程に即して生活共同の事実を捉え、ひいては組構造の分析を試みたい。しかし、未だ現地資料探索の努力が不十分な為、初めの意図を果し得ず、結果は、一士族移住者の開拓生活を中心とする村落生活概況の叙述に止まつている。従つて以下は今日の農村部落の構造とその形成過程を団体移住の場合についてみようとする課題に対する序説或いは研究経過報告に過ぎないものである。

尚本研究は、北海道学芸大学釧路分校において、各個研究として文部省科学研究助成費をうけたものに、筆者が社会学部門当者として後に参加したものであることを附記したい。更に、本報告の作製に当つて、資料を提供された坂本正男氏、移住当初の状況について種々教示された、原三郎氏、野村斗雄氏及び現地調査において行を共にした学生菅原清一君に深い感謝を捧げたい。

#### 〔註〕

- 1) 旧藩家臣団の移住に関するものとして  
武田良三、開拓地農村共同体の展開と特質。社会科学討究1巻1号、早稲田大学社会科学研究所 s. 31。  
又屯田移住に関するものとして  
森岡清美、北海道篠津兵村の展開と村落構造 — 祭祀組織を中軸として —。社会科論集、東京教育大学文学部紀要 4。
- 2) 高倉新一郎、北海道農地開発の過程。農業経済研究 27 巻 1 号, s. 30, 27 頁。

### I. 鳥取村の成立と展開

北海道釧路郡旧鳥取村<sup>1)</sup>は、明治十七年及び十八年の兩年度にわたつて、すべて鳥取県下より、士族を主体とする百五戸<sup>2)</sup>の団体移住者によつて開発形成された村である。

この村の成立は、北海道三県一局時代の最も注目すべき施策とされている<sup>3)</sup>「士族移住取扱規則」(明治十六月布達)にもとづく、北海道内三箇村例<sup>4)</sup>の一であり、なかんずく、移住者すべて同県者の故に村名を出身地名に求め、移住と同時に行政地域として独立したこと<sup>5)</sup>、北海道東部(釧路国、根室国、北見国)の開拓史上、定着展せる農業団体移住の先驅をなすものであること<sup>6)</sup>等によつて特異なものであると考えられる。

明治十七年に前後する時期に、鳥取県の士族が、北海道へ帰農移住した事例は他にも存在するが<sup>7)</sup>、これら他地域への移住をも含めて、特にわれわれの場合、鳥取村の成立を見るに至つた背景として、彼等の直接的な移住動機と「士族移住取扱規則」の特色を次にのべることにする。

廢藩置県以後、士族の生活は一般に窮迫の一途を辿りつつあつたが<sup>8)</sup>、旧鳥取藩においてもその例外ではなかつた<sup>9)</sup>。而して、生活の逼迫せる失業士族に対する授産の方途は種々講じられていたのであるが<sup>10)</sup>、充分な救済の効果をあげ得なかつたものと思われる。何故ならば、明治十一年に至つて、失業士族の時の政府に対する不満、相互扶助による生活苦の打開の運動が、足立長郷、小倉直人の両名を中心として組織化されることとなつた。「共弊社」はその団体の名称である。「共弊社」運動の主な目的は、その綱領の示すところによれば、明治九年、政府の緊縮財政方針によつて廃止された鳥取県の再置請願、団体員による物資の共同購入販売、伯因兩国内各港の出入船舶を監視して物資の他国流出を防ぐ等一方に政治的な目的と他方に士族の相互扶助及び物価騰貴を防ぐことによつて生活の安定を得ることの両者にあつた<sup>11)</sup>。

以上の如き旧鳥取藩士族の動向に対し、政府はその鎮撫に焦慮し、始め慰撫のため杉孫三郎を派遣し、後内務卿山県有朋が自身現地におもむいて談合の結果、鳥取県の再置と「共弊社」の即時

解散とが決められた。その節、窮迫士族に対する授産の具体的な手段として、彼等の北海道移住案が山県有朋より提案され、「共弊社」関係者によつて受け入れられるに至つたのである。明治十四年九月、鳥取県は再置され、県令山田信道は、県内士族一千名を限り、特に北海道に移住を許可するという政府の内意をもつて赴任した。この政府内意の実現は、「共弊社」首領の北海道視察と前述の「士族移住取扱規則」の布達によつて果されることとなつたのである（以上は主として鳥取町誌の記述に従う）。

ところで明治十五年五月、黒田内閣顧問は、当時社会問題化した士族授産の急務と北海道開拓の方策とを勘案して、大意次の如き建議をおこなつた。「士族授産は彼等を適当の地に土着せしめ、資本を補助して、農業牧畜に従事せしむるに若くなし。北海道は土地肥沃、未開地広漠計るべからず。近時開拓の途開け移住容易となり、渡航を決心して土着せば数年を出ずして造産し、子孫百年の基を成すべし」と<sup>12)</sup>。この建議にもとづいて政府は、農商務省達をもつて、北海道三県に移令し、明治十五年度より貧窮士族を北海道に移住せしむることとしたのである。

士族授産に関連して、彼等の北海道移住策は、既に早く同じく黒田清隆の建議にもとづいて、屯田兵制度によつて実現を見ており、その第一回移住は、明治八年五月、札幌郡琴似村に行われていた。「士族移住取扱規則」の布達された年度の前後も屯田兵の募集がおこなわれており、爾後、明治二十三年の屯田兵制度改革に至るまで、屯田兵志願者は一応士族に限定され、屯田兵移住は即士族授産と考えられていたのである。

以上の点から考へて、当時鳥取士族のうちで、屯田兵に応募したものも多かつたことと思われる。事実、明治十八年及び十九年の兩年度にわたつて形成された札幌郡篠津兵村にては、四十戸中、十五戸が鳥取県出身の士族である<sup>13)</sup>。しかし、屯田兵応募の爲には、戸主年齢始め種々なる条件が存していたので、屯田兵応募資格に欠ける他の窮迫士族救済の方策は別途に考へられねばならず、更に当時の窮迫士族増大の傾向によつて、前記の「規則」が布達されるに至つたものと思われる。

北海道三県（札幌県、函館県、根室県）にて布達せる「士族移住取扱規則」は、条文すべて同一であるが、ただ移住せしむる戸数、貸付金額及び貸与耕地面積に各県夫々若干の差異が存した。次に、根室県従つて鳥取村の場合について、移住地選定の事情と、保護条件、貸与耕地面積及び移住者構成の三点から求められる特色についてのべたいと思う。

根室県においては、移住者受入について、管下根室、釧路、北見三ヶ国中十ヶ所の地域を選び、「着手ノ順序ヲ二次ト定メ、釧路、根室ヲ第一着」<sup>14)</sup>に考へ、この二国七ヶ地域中から更に、赤壁、酒井兩御用係の踏査結果にもとづいて「地味膏沃開墾容易ニシテ運搬亦便利、二ヶ年後ノ成業可望」<sup>15)</sup>釧路野、阿寒川西南岸の地を移住者受入地と定めていた。既に触れた如く（註6）此の地域の農業開発、特に団体移住によるそれは、ことごとく失敗の歴史を有していたのであるから、入地個所の選定には、県当局として一応慎重であつたと見るべきであらう。明治十五年当時、釧路地方の農業開発に特記すべき事柄として、釧路村に単独移住し来り（明治十二年）農場を開発した中戸川平太郎が、東京よりプラオ、ハロー等の農具を購入し、西弊舞において開墾耕作を開始したことがあげられるが<sup>16)</sup>、大部分農業に未経験である士族の移住受入れと、後述の如く、彼等に洋式農具を試用せしめるために、このような事実も地域選定にあつて考慮された条件の一つとなつたと思われる。

次に鳥取移住者に対する保護条件をみると、「士族移住取扱規則」によるものは、保護類型中、直接保護に属するものであるが、同じく直接保護とはいへ、ほぼ同時期に移住した屯田兵の場合と比べるとその間に保護内容上極めて大きな厚薄の差が存した。前者に対する貸与と後者に対する給与とは最も基本的な差異であるが、内容の点からいつて、屯田兵に給与されて、鳥取移住者に貸与



されない項目は、家具、夜具等である。屯田兵の場合支給された被服、給料諸手当等は、該制度の性格からいつて当然のことである。他に同じ保護項目ながら、その具体的内容において差の存したものは家屋設備である。屯田兵に対しては、第一回の募集時より漸次改善されきたつたが、鳥取移住者と同時期の江別屯田の例をとると、露国式煖炉を設けて、工費六百二十円乃至七百円を要したものであつたが<sup>17)</sup>、「士族移住取扱規則」の場合、新築費として施行者に金九十円以内の額を二期（着手の際及び落成の際）に給することとなつており<sup>18)</sup>、工費よりみて両者の間には格段の差が存する。鳥取移住者に対する実際の家屋設備をみると、建坪十六坪半に対して、畳は一戸当り六畳のみであり、天井板もなく且ストーブ等充分な煖房の設備も存しなかつた<sup>19)</sup>。

鳥取村の第二の特色は、貸与耕地面積の点に認められる。当時、屯田兵の場合、一萬坪をもつて一戸耕面積の基準としており、後に屯田兵条令の大改正が行われた際（明治二十三年）屯田兵土地給与規則を定め、給与地一萬五千坪（五町歩）としたが、此の改正に先立ち、鳥取村において五町歩の貸与を試みている。条文すべて同一なる三県「士族移住取扱規則」で、根室県の場合の大きな差異はこの点であり、規則第八条に「一戸ニ付宅地千坪、開墾地一萬五千坪以内ノ地所ヲ貸与シ云々」と示されている。根室県下のみにおいて、五千坪を増加した理由は、此の地域の土性、気候その他の生産条件が他に比べて悪く、自活のために前掲の面積が最小限必要と考えられたためと思われる。いずれにしても、鳥取村の貸与耕地面積は、北海道士地区劃制定の経過からいつて、明治二十三年の区劃制実施の場合の小区劃（一戸標準耕作面積、間口百間、奥行百五十間、一萬五千坪）に対する経験的基礎をなしたものとして重要な事実と考えられる。

次に第三の特色と考えられるものは、移住者の構成である。移住者構成は、族籍別構成、戸主年齢構成及び家族構成等の面での特色が指摘される。

先ず、族籍別構成についてみると、「規則」では、移住者は士族と限定されているが、鳥取村の場合、前移住、後移住を含めて、五戸の平民が随伴している。これらの平民戸は、移住地における農耕指導のため師範農として来たものであるが、すべて移住者総代によつて選定されたものである。

第1表 鳥取移住師範農の構成

移住区別	本籍番号	戸主年令	族称	父の職業	戸主の前住地での職業	妻の出身階層(族称及職業)
前	6	37	平民	農業	農業	卒族 ?
前	44	39	平民	農業	農業	平民 農業
後	81	31	平民	?	?	未婚
後	83	44	平民	?	?	?
後	110	41	平民	農業	医業	平民 医業

註 鳥取村本籍簿による

師範農として随伴して来たものが、前住地において、どの程度の農業経営をおこなつていたものであるかは、不明であるが、移住当時の本籍簿により、前職業、妻の出身階層等を検討してみると、五戸のうち一戸は、前住地において医師であつた（第1表参照）。又、前移住二戸のうち（本籍番号44）の戸主は、明治十六年、他の者の出発に一年先立つて、同行三名と共に渡道し、

県庁と移住に関する打合せを行い、且釧路にて越年して一行の到来を待ち受けた等、師範農としての職責を果しているが、概して農業経営上充分指導的な役割を果し得なかつたことが、移住後の定着状況からうかがわれる。

尚、前掲の鳥取村本籍簿によれば、平民五戸をのぞく全移住戸百戸のうち「実ハ鳥取県平民、職業云々」と記されてあるものも若干存する。今、その明確なもののみを数えあげると、前移住三十九戸（師範農二戸をのぞく）中四戸、後移住六十一戸（師範農三戸をのぞく）中二戸である。これらのもの前住地における職業は、石工（二）、日雇、商、畳職、農等である。族称士族とする者の場合でも、妻の出身が平民農なる事例が多数存し、移住者が多く下級族によつて構成されていたこ

とがこの点からうかがわれる。

更に、附籍者は、前後移住を通じて六戸存するが、その大部分は平民であり、多くの場合、前住地において、「活計困難ノ故ニ引取り附籍」随伴したものである。これらの附籍者は、大部分師範農の附籍となつている。又、これらのものは移住にあつては、正式の団体員として取扱われなかつたため<sup>21)</sup>、移住後の生活もかなり困難であつたと思われる。

この当時移住した屯田兵の場合でも、応募の条件として士族であることが要求されたにもかかわらず、平民を含んだ事例が報告されており<sup>22)</sup>、その場合、農業経営の必要に即応するものであつたとされるが、鳥取村の場合、師範農として、明確にその役割を示すものの外、貸与という保護条件の差異の故に資格条件がさほど厳格におこなわれず、縁故を通じて平民者の移住団体加入がなされたものと思われる。

戸主年齢構成では、四十歳台のものが最も多数を占めている点特徴的である。比較資料として、屯田移住篠津の場合をあげたか、屯田兵に対しては、兵役に就く義務を課して居た点から戸主年齢の制限が存していたのであるが、鳥取村の場合は、何らそのような制限のない移住であつたことがあきらかである(第2表参照)。

家族構成では、屯田家族が性格的に極めて特質的な形態を示す点、鳥取移住者の場合、家族として一般的な形態を示す点は、戸主年齢の差異等からも察せられるが、まゝと同様に両者を対比してみると、尚その点が明らかとなる(第3表参照)。すなわち、戸主の妻帯している割合及び子を伴う割合は、

第3表 鳥取移住者家族構成(附篠津兵村)

続柄別	鳥取村		篠津兵村	
	実数	指数	実数	指数
戸主	105	100	40	100
妻	83	76	16	40
子	222	211	21	50
父	11	10	29	73
母	33	31	26	65
長男妻	2	2	—	—
孫	2	2	—	—
兄	—	—	1	3
姉	3	3	5	13
弟	9	9	39	98
妹	8	8	32	80
祖父	4	4	5	13
旧父	1	1	—	—
その他(附籍)	38	36	(5)	(13)
計	521	496	219	548

註 篠津兵村は森岡清美、前掲書 21 頁の表による。

第2表 鳥取移住者戸主年齢構成(附篠津兵村)

年齢区分	鳥取村		篠津兵村	
	実数	%	実数	%
20歳未満	7	6.7	18	30.5
20~29	8	7.6	31	52.5
30~39	25	23.3	10	17.0
40~49	47	44.8	—	—
50~59	13	12.4	—	—
60以上	5	—	—	—
計	105	100.0	59	100.0

註 篠津兵村は森岡清美、北海道篠津兵村の開闢と村落構造、21 頁の表による。

鳥取村の場合圧倒的に多くなつている。これに対し、尊族及び兄弟姉妹等の割合は非常に少ない。尊族中母を伴つたものが、全戸の 1/3 近く存したが、一般に移住戸は、夫婦と未婚の子女という家族構成を有していたのである。一戸平均の家族員数は、附籍者を含めて五人未満であり、附籍者をのぞいた場合は、四・六人となり、同じ士族移住である篠津兵村と比べて鳥取村移住者の平均家族員数は少なかつたのである。この家族員数が比較的少ないという点は、未開の地に移住して開墾営農に従事する場合如何に作用するか、家族員の大部分が労働力である場合には、有利な条件ともなるであろう<sup>23)</sup>。鳥取移住者の家族労働力構成をみると、十五歳以上五十歳未満のいわゆる労働力年齢に属するものが、全体の六割に及んでいる。一戸平均四・六人の家族のうち、幼少、老齢の非労働力者と考えられるものが一・八人存していた状況である。この点から見れば、移住当初、各戸平均して充分な家族労働力に恵まれていたとはいえない。しかし、従属者の多くが、幼少者である

点は移住して後次第に家族労働力の増大を期待し得るものであり、年長従属者の多数なる場合と異なつてより有利な状態であつたと考えられる(第4表参照)。

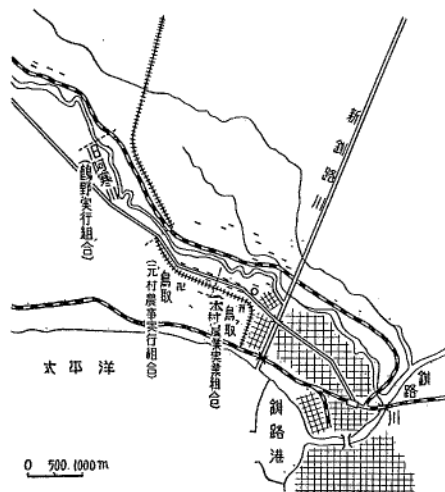
さて、以上のべた如き特色を有した、鳥取移住者の第一陣、前移住者四十一戸は、明治十七年六月六日、鳥取市内東善寺に集合し、政府備船の三菱汽船会社、宿禰丸(千二百噸)に乗船、加露港より北海道へと旅立つた。途中函館に寄港し、三日後の六月九日早朝釧路に到着したのである。

根室県庁では、移住者受入れの為、既に現地に勧業派出所を設け、中村守重を主任に、服部小太郎を御用掛に任命し、上陸に際しては、属官日高敬介を特派して移住者の世話をおこなわしめた。入地箇所は、抽籤によつて定められ、入居家屋も、釧路村在住の豊島庄作、中戸川平太郎兩名が請負い既に完成し、十戸を単位として一組を構成し四番組までの集落が、阿寒川と釧路川との合流点近く、阿寒川南岸地域に、ほぼ一里の延長をもつて形成されたのである(第1図参照)。

第4表 鳥取移住者の年齢構成

年齢区分	実数	%
15歳未満	165	34.1
15~59歳	291	60.2
60歳以上	27	5.7
計	483	100.0

註 附籍者をのぞく



第1図B 現在の鳥取本村地域図



第1図A 移住当時の鳥取本村地域図  
(数字は組を示す)

翌年、後移住の招来については、前移住一同の切なる希望、鳥取県令、山田信道の奔走が因となつて実現し<sup>24)</sup>、前移住者の入居地につづいて入地し、六十四戸が五番組より十番組までを形成するに至つた。

以上の如く、二カ年度にわたつて移住入地した鳥取土族を主体とする移住者が、如何なる村落生活を展開していつたか、又、移住年度の異なることによつて、前後移住両者の間に如何なる差異が存したかを次に検討することとしたい。

移住者の営農指導、開発督励の任に當つていた根室県勧業課釧路派出所では、明治十九年二月、移住民の状況を報告し、前後移住の性格の差異について次の如く批評している。すなわち、「前移住者ノ如キハ協同團結相援ケ孜々トシテ農事ヲ励ム」のに対して「後移住者ハ然ラズ相愛スルノ情薄ク就業精神ニ乏シク是ヲ折テ是ヲ叩ケバ単ニ依頼ノ思想ヲ表ス」と<sup>25)</sup>。以上の批評が果して正鵠を得たものであつたか否かを、前後移住者の移住後の定着状況をみることによつて検討したい。まず移住戸の転退、減少の結果を如実に示す村内小学校の存廃の歴史をみると、明治十九年、三番組、

八番組の地域内に第一、第二の小学校が官設された。小学校設置の位置からみて、第一小学校が前移住者居住地域を学区とし、第二小学校は後移住者の為のものであつたことが理解される。而して以上の二小学校のうち、第二小学校は、創立当初生徒六人を擁するのみであつた。明治二十一年春野火の為第二小学校校舎は鳥有に帰し一時民家の一室をもつて教室にあて、後再建したが、明治三十五年に至つて在籍者僅かに三名となつたので休校の止むなきに至つている<sup>26)</sup>。後約二十年を経て大正十一年此の地域が再び戸数が増加して<sup>27)</sup>小学校の設置を必要とし、平戸前小学校の開校をみるに至つたが、それまでは戸数極めて少ない状況であり、従つてこの地域に配置された後移住の定着度の悪かつたことがうかがわれる。尚、前後移住夫々の明治期における定着率を明治三十六年においてみると、概して前移住者の定着率が良い(第5表)。組別にみれば、五番組までの居住者の定着率が概して良好である。而して、明治三十六年までの転退年度、或いは他の移住者との交替の状況については目下充分なる資料を得ていない為ここで触れることができないが、勿論そのことは村落構造の変動をうかがう場合の重要な指標となるものであると思われる。概括的ではあるが、特徴をあげると前移住地域が後年他の移住者との交替によつてその構成を変化せしめ、後移住地域特に六番組以下が居住戸の転退減少によつて組織が崩壊して行くことが指摘される。この点は後に改めて別個のテーマによつてその展開をあとづけることとしたい。

第5表 鳥取村移住者の定着率

地域別	明治17及18年戸数	明治36年鳥取出身数	明治36年に至る定着率(%)
1	10	5	50.0
2	11	7	63.6
3	9	4	44.4
4	11	7	63.6
前移住計	(41)	(23)	(56.1)
5	11	7	63.6
6	10	2	20.0
7	11	5	45.5
8	11	2	18.2
9	12	5	41.7
10	9	2	22.2
後移住計	(64)	(23)	(35.9)
合計	(105)	(46)	(43.8)

註 明治36年居住戸数は鳥取戸長役場記録による

以上のべた二点から、前後移住の定着状況があきらかと

なつたが、かかる結果をもたらしした条件について考えると、営農立地条件(土性、洪水被害、市街地釧路への距離)、営農生活上の共同に対する条件としての家の近接度等の差が第一にあげられる。土性は一般に阿寒川上流の地域が良く地味肥沃であるとされて居り、前移住者の入居地域は砂土多く地味瘠薄なる状態であつた<sup>28)</sup>。後にのべる前移住者中の坂本家も始め二番組に入地したが、移住同年、貸与地取替を希望して阿寒川向地へ移動しているが、その理由としては始めの貸与地が地味瘠薄なる点にあつたと思われる。洪水被害は、最も移住者をなやませたものであつたが、明治十八年の被害状況をみると、「鳥取村耕地悉ク皆浸水」し被害の最も甚しい地域は、前移住一、三番組、後移住六、七番組であつた。前後移住入居地域別に、耕作反別の被害の率をみると、前移住では、総反別の22%、後移住では30%が被害甚大となつている<sup>29)</sup>。次いで明治二十二年の阿寒川出水は、それまでの最大の被害を鳥取村民に与え、戸長はかかる状態では遂に移民四分五裂の惨状に立至るの必然なることを愁いて、阿寒川分水工事の早急着手を道庁に上申した。これにもとづき明治二十三年、工費九千八百余円をもつて分水溝を開鑿し、移住民多年の憂患を排除したのである。聴取による転退状況の調査結果では、転退者中被聴取者(多くは移住二代)の全く記憶しないものも多く存する点から、明治二十三年までに多くの転退者を出した事情がうかがわれる。而してかかる状態は、後移住者居住地域において多くみられる。

市街地及び勸業派出所、すなわちサービス・センターへの遠近は、開拓当初、営農その他生活全般にわたつての便、不便に影響するところが大きであつただろうが、こうした点では、前移住者が極めてめぐまれた条件下にあつた。更に、居住の空間的拡がりを見ると、同じく散在の状態ながら、

後移住者は散在の程度が甚だしく、営農共同化に非常な支障を来したものである。後移住者は、各戸に一頭耕馬を貸与されたが、ブラオは三戸共同を必要としたのである。度重なる洪水に際しては、近隣相接する場合と孤立せる場合とでは、相互扶助の面で大きな差をもたらしたものである。

以上、前後移住者の性格の差を当時の監督的立場にあるものの観察批評に求め、両者の定着の度合から批評の妥当性を検討し、その由つてくる条件を指摘したが、尚、前記勸業所報告文書の中に「団結心云々」という、すぐれて社会関係的状态を表現した言葉が存するので、その点について若干触れたいと思う。この点の検討は、われわれを社会構造の究明に導くものであろう。

始めに移住の前後を問わず、両者を一括して取扱ひ、彼等の定着に対して如何なる社会関係の条件が有利に作用したかを極めて概括的ながら検討することとしよう。ここで問題にする社会関係の条件は、戸を単位とするもので、第一に移住者団体内部の階層性、第二に移住前及び移住直後数年間に結ばれた婚姻、養子縁組等の親族関係である。

第一の点については、すでに述べた如く、百戸の士族、五戸の平民農という構成と公称されているが、実は、鳥取県平民にして根室県士族なる者も存するので<sup>30)</sup>、本籍簿の記載に従つて階層区分を行つた。父・戸主・妻の出身の組合せによつて種々の分類が形作られるが、記載洩れも多く存するので、父・戸主・妻の出身がすべて士族なるものを階層Aとし、他の階層Bとした。移住に際して階層Aに属するものは、団体指導者として役職を有し従つて、移住後に当面した種々なる困難

に対しても屈することなく鳥取村の発展に尽力したと思われる<sup>31)</sup>。明治三十六年までの定着状況を、以上の階層区分に従つて示すと次の如くである(第6表参照)。表に示された限りでは、二つの階層間には、離村率において差は存しない。しかし、附籍者をも含めて純然たる平民戸の離村率をみると75%(定着戸3、離村戸9)となつてその差は大きい。

第 6 表

階 層	定着戸	離村戸	計	離村率 (%)
A	26	24	50	48.0
B	20	20	20	50.0
計	46	44	90	44.4

註 階層指標本籍簿に記載なき15戸を除く

第二に、移住前及び移住直後数年間に結ばれた親

族関係の観点から定着の状況をみると、移住前既に親族関係にあつたものは、百五戸中六戸であり極めて少ない。移住後形成された親族関係は明治二十三年まで記載された本籍簿によつて数え十八ケースを得た<sup>32)</sup>。本来ならば明治三十六年までの分をすべて計上せねばならぬが目下その資料は得られないので不十分ながら以上について検討すると、親族有る者の離村率は、然らざる者の離村率より低い。こうした親族関係が定着に及ぼす影響の大なる点は当然考えられるが、その具体的な事例の分析は、後節の「組の構成と構造」においておこないたい。ここではただ概括的な鳥取村の親族関係と定着度の状況をうかがうに止める。

第 7 表

親族関係有無	定着戸	離村戸	計	離村率 (%)
有	16	8	24	33.3
無	37	44	81	54.3
計	53	52	105	49.5

前移住者と後移住者との間で明治三十六までの定着率に差は存するが、その差はあくまで地域での営農立地条件の好悪に基づく所が多いと思われる。ただ移住直後結ばれた親族関係の事例が前移住者の間に多く、その点で、前移住者相互の家関係が密なる状態にあり、加えて各戸各組の比較的近接している状況から、相互の接触も頻繁となり、相互扶助、共同団結の実をあげ得たものと思われる。

移住当初の鳥取村組織は「士族移住取扱規則」によつて基本的に定められた組の構造機能及び

総代の機能をもととして、移住後定められた「移住者申合せ規約」によつてうがうことができる。「士族移住取扱規則」による移住は、自治委任の範囲は頗る狭少で、屯田兵制度のそれよりも窮屈な制度の下に之を拘束することとしたものであるといわれるが<sup>33)</sup>、すでにのべた如く、十戸組単位に農具を貸与し、耕作に際して組内各戸の共同を必要とする点、又前移住の場合は、耕馬二戸に一頭の貸与割当の為、その飼育にあたつて常時二戸の共同を必要とするなど、まず組が重要な開拓の単位となつて居り<sup>34)</sup>、且つ組の統制力もかなり強いものであつた。「移住申合せ規約」に定められた自治のための役職は、総代、議員、監督、組長等であるが、明治十七年には、組長の下に伍長の役職が存した<sup>35)</sup>。尚、「申し合せ規約」には、開拓の成果をあげるため一同勉勵すべきことをのべ、具体的な相互扶助については、「非常ノ災害又ハ死亡ノ節ハ毎戸三銭ツツノ出金」のこととし、又、疾病その他にて開墾に差支えある場合には「組内ハ素ヨリ連続ノ二組」が協力することとしている。その他、組を単位とする貯蓄の励行、夜学の実施、農閑期における農談会の開催等が規定されている。

鳥取村が開村以来最も危機に直面した時代は、後移住者に対する貸与期限の切れた、明治二十年春、及び最大の洪水被害を受けた明治二十二年秋と思われるが、明治二十年春の状況については、釧路外五郡長、宮本千萬樹の名によつて次の如き報告が出されている。これは、貸与期間の終了とともに勸業課派出所の閉鎖がおこなわれるに対し、これにかわる取締官衛の設置を請願したものである。「所下鳥取村ノ儀ハ(中略)前三ケ年間既墾ノ反別百二十六町七反一畝十八歩ニシテ之ヲ一戸平均スル時ハ漸ク一町二反余ニ当リ又前三年間農産ノ收穫高ヲ見ルモ未以テ自活ノ域ニ達セズ彼等ニ於テハ或ハ今一二年給与延期ヲ哀願スル念ナキニアラズ(下略)」(鳥取村戸長役場設置の議につき上申)。以上の上申文によると移住三年を経過して未だ自活するに至っていない状態が明らかであるが、貸与期限のきれる時期で平均一町余の耕作状況とすれば期限切れとともに脱落者が続出したことも想像に難くない。こうしたとき、明治二十二年戸長(田中虎)は、村民とくに青年の志気を鼓舞するために、村内有志と相はかり矯士会なる団体を結成した。この会は、その誓約書に示される

第8表 明治二十三年度における村内集団の状況

番号	団体名	成立年度	月別会合回数												備考		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
1	村組	M17	3			4				2	1						組合総代選挙会 総会組長会議を含む
2	農談会	M17			2												
3	貯金満期会	M17	1														
4	矯士会	M22		2		4		1		4							その前身は若連中寄合
5	村農会	M23	1		3			1	1	2						3	後農業一致会となる
6	壮年会	M23	2	1													
7	牧畜会社	M23				4	6										創業委員会を含む 5月創立
8	報恩会	M23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	インフォーマルグループとしてはM17より存す
9	組講会	?	1														組内特定戸との結合によるインフォーマルグループ
会合回数計			9	4	6	13	7	3	4	8	1	1	1	1	4		

註 月別会合回数は坂本家の場合を示す  
戸主(村議員)、戸主の父(貯金満期会長、牧畜会社創業委員)

通り、青年の勢力をもつて村の名誉を高めるために結合したるものであり、十五歳以上三十歳未満の男子を会員とし文武の修練を行い志気の興揚を図つた。この団体の結成以後村内には各種の団体が形成されたものの如く、明治二十三年には九種の団体を数えるに至つた。その各々につき成立年度及び年間会合状況を示せば次の如くである（第8表）。

当時の村内会合は、年度の例外たる牧畜会社創業委員会をのぞき、概ね農繁期たる九・十・十一月以外の月にもたれ、とくに一・三・四・八月等に集中している。当時の村落民生活全体のリズムがこれによつて知られる。

上掲牧畜会社の成立は、鳥取村の展開にとつて記念すべき事実である。すなわち、明治二十三年、貸与金三万八百十三円は棄損によつて弁済の義務を免ぜられ、貸与地は無償下附となり、又、士族授産費として、貸付られた金額を五十年賦利引法によつて一時返済を許され、移住者全体に四千七十二円が付与された。これをもととして作られたのが鳥取村牧畜会社であり、初年度三十八頭の短角牛を標茶牧場より購入し共同飼育した。尚、社長は後移住者の総代をつとめた原久雄であつた。以上の外、この年度に、移住費の残額千五百円が備荒貯蓄基金として給付され、これを農業一致会の基金とし、釧路在住豊島庄作以下の商人に貸付けて利殖を図るに至つた<sup>36)</sup>。この点について、鳥取村誌は「この交付金が村の農業上に些かも利用されなかつた事が明白であり」且つ「当時勃興期にあつた釧路商人に相当利用されたようである」とのべているが（同書77頁）、開拓期における、農家と商人、或いは農村と市街地との関係の一断面を示すものとして興味深い。

既に村内公共機関として独立の戸長役場（明治二十年設置）小学校（明治十九年設置）共同墓地の設置を見、貸与金棄損によつて将来への明るい見通しをもち、且つ多額の基金を得て共有牧場を経営し、年齢別集団の活潑な活動をみるに至つた鳥取村は、明治二十四年に及んで故郷出雲大社の分霊を勧請し、村の鎮守としてこれを共同祭祀することとなつた。すなわちこの年正月、村の有志によつて村社世話方が発足し、三番組内に敷地を得て、秋九月始め選宮と第一回祭典とを執行したのである<sup>37)</sup>。

次節にのべる、貸与地の墾成、農業経営の安定化、家計政支の健全化<sup>38)</sup>、と以上の村落組織の整備充実とから、われわれは明治二十五年までに概ね移住者一同定着を得一独立村落の成立をみるに至つたと考えることができる。而して、明治二十六年以降、一層の開拓精神に燃えて、原久雄を始め坂本友規等の移住団体指導者は、鳥取本村より更に奥地に入ること三里、ユッパナイの地において新しい開拓の畝をとることとなるのである。明治期の鳥取村はかくして、草創、安定の期を経て発展の期へと進んだとみることができよう。

#### 〔註〕

- 1) 鳥取村は、現在釧路市の一部をなす。合併前、村(町)は次の五つの集落より構成されていた。すなわち鳥取本村、平戸前、穂翻平、湯波内、昭和。このうち、鳥取本村及び平戸前が、鳥取移住者の入地によつて開発された地域である（鳥取町誌第四章及び第七章）。
- 2) 明治十七年移住者（前移住と呼称する）四十一戸、明治十八年移住者（後移住と呼称する）六十四戸、計百五戸、内師範農（族称平民）五戸を含むとされるが、移住者の構成については後に示す。
- 3) 新撰北海道史第三卷、857頁。
- 4) 士族移住取扱規則によつて成立せる村落例
 

(移住地)	(出身地)	(移住年度)	(移住戸数)	(戸長役場設置年度)
1. 札幌県岩見沢村	山口、鳥取、鳥根、石川 山形、秋田、福島	明治十七、十八、 十九年	三百七戸	明治十七年
2. 函館県木古内村	山形	明治十八、十九年	百五戸	明治十二年
3. 根室県鳥取村	鳥取	明治十七、十八年	百五戸	明治二十年
- 5) 鳥取町誌、13頁。
- 6) 農業団体移住は、此の地域において当時絶えてなかつたことである。鳥取移住者の入地に先立つものとしては、

北海道移住諸集団の類型的考察

寛政十一年武蔵国八王子千人同心原胤敦以下五十人の白糠開発、開拓使初年諸藩分領時代の厚岸郡別寒辺牛、残縁別における住賀移民等があるが、何れも開拓の功ならず離散している(古川忠一郎、釧路発達史88頁、以下参照)。

- 7) 前掲註(3)の1. 岩見沢村への移住、及び明治十八年、十九年の石狩国篠津への屯田移住。
- 8) 吉川秀造、士族授産の研究、第一章及び福地重孝、士族と士族意識、第三章。
- 9) 例えば、鳥取村への移住者坂本家の場合を見ると、明治十二年、受領金録公債証書の大部分(五百円)を「資本トシテ貸付金仕活計ノ目的相立テル」べく政府に買上願が出されている。尚、当時坂本家は無取であった。
- 10) 鳥取藩における士族授産事業以下の通り(吉川、前掲書 514頁、538頁及附録)。
  1. 県内婦農、夜見ヶ浜移住開墾 百三十九名 明治十二年貸付許可
  2. 県外婦農、福島県移住開墾 六十九戸 明治十三年十月移住
  3. 製糸及び機械業伝習 明治九年士族授産女工場設置
- 11) 鳥取町誌, 3~4頁。
- 12) 新撰北海道史第三卷, 857頁。
- 13) 森岡清美, 前掲書 23~25頁。
- 14) 根室県移住規則, 第二条(坂本家蔵)。
- 15) 赤壁次郎, 酒井純明, 釧路巡回復命書(鳥取村五十年誌所収)。
- 16) 古川忠一郎, 釧路発達史, 89頁。
- 17) 新撰北海道史第三卷, 382頁。
- 18) 士族移住取扱規則, 第十九条。
- 19) ストープの設備なく、板の間の部屋に炬がしきられ、長さ五~六尺の木を燃して暖をとつた。冬季期間中炬の火は消すことなく常に燃しつづけられていた(鳥取村古老談)。尚、移住に際して受けた保護内容を「規則」によるものと鳥取県庁よりのものと両者をあげると次の如くである。

(士族移住取扱規則によるもの)

(県庁よりの保護)

1. 移住費	貸与金一戸、三百六十三円以内	各戸二円五十銭、鳥取県令より(給与)
2. 家屋	一戸十五坪の草小屋一棟(実際は木造桁葎板囲の平家建、間口五間半奥行三間建坪十六坪五合)	
3. 農具	鋤(大一, 小二), 銛鋸山刀(各一), 鎌(柴刈一, 草刈一, 新墾プラオ(十戸に一個), パロー(十戸に一個), 麻製牽馬具(十戸に四頭分)	砥石(一), ヤスリ(一), 鋸(二), 鎌(二), 鋤(一)
4. 家畜	耕馬(十戸に五頭、但し、明治十八年移住に対しては各戸一頭)	
5. 種子	大麦, 小麦, 麻, 蕎麦, 大豆, 小豆, 粟(量不明)	蕎麦(一斗), 粟(二升), 大根(二合), 近江カブラ(一合)
6. 貸与米	玄米, 七年以上六十年未満一日一人五合, 七年未満六十年, 以上合ノ割ヲ以テ貸与	
7. 塩噌料	七年以上六十年未満, 一日一人金四十五銭, 七年未満六十年以上金三十銭ノ別	

- 20) 新撰北海道史第三卷, 146頁。
- 21) 明治十八年五月、後移住の到着状況を報告した釧路勸業派出所の文書の中に次の如く記されている。「新移住ト共ニ同日同県ヨリ平民二十名許リ移住セリ、右ハ多ク新移住者縁故アルモノノ由ナレドモ何分私費渡航ノモノニテ当所ニテ取扱フベキ限ニアラザレバ之ヲ区分シ右ノ者等ハ総代並ニ豊島庄作(釧路郡総代人)相談ノ上可然取扱ハシメタリ」
- 22) 森岡清美, 前掲書 21頁。
- 23) 明治十七年農商務省編纂「興業意見」には次の如くのべている。「近來士族ノ北海道ニ移住スルモノ歳ニ多ク(中略)其資本ハ開墾ノ着手ニ先立テテ既ニ之ヲ移住奔走中ニ失ヒ、飢餓且タニ迫リ、進退維レ谷マルモノアリ其家累ヲ携ヘタルモノノ如キハ殊ニ甚シトス」(吉川秀造, 士族授産の研究, 574頁)。
- 24) 明治十七年十月三日鳥取県令山田信道は移住者の状況視察の為来村。その折の土産はキツコウ萬の醤油各戸に一樽であつた。この節總代以下の有志は、更に五十戸の移住を要望、県令は根室県令と面会に善処する旨を確約した(坂本友規日表に依る)。
- 25) 根室県勸業課釧路派出所報告「移住民の状況」明治十九年二月(鳥取村五十年誌所収)。
- 26) 鳥取村五十年誌, 24~35頁。
- 27) 大正十二年釧路より雄別炭山に至る私鉄雄別炭山鉄道開通し駅の設置を見交通便となる。
- 28) 鳥取町誌, 29頁。



- 29) 勸業派出所報告「鳥取村洪水再度被害の状況」明治十八年十二月（鳥取町誌所収）。
- 30) 鳥取移住二代亘氏の語るところによれば、旧士族、新士族なる呼称が移住当初行われたという。
- 31) 坂本家蔵，鳥取村村会議事誌記載の議員名簿によれば、議員十二名中妻の平民出身なるは一名他はすべて階層Aに属する。
- 32) 十八件の婚姻，養子縁組は，前移住者十二，後移住者六に分布する。尚，婚姻等の家関係はわれわれの階層区分による階層A，階層B及び附籍者同志の夫々の間でおこなわれている。
- 33) 新撰北海道史第三巻，859頁。
- 34) 明治十七，十八年両年における組内共同の事実次の通り（坂本家日誌による）。  
馬引き機械（プラオ）伝習，縄ない伝習，尾根芝上げ，道路工事，若連中寄合  
耕馬共同飼育に関しては日々草二荷づつ刈ることになっていた。  
組の統制に関しては，明治十八年十月十五日「田中歳平に同志相断候段二番組一統より申入る」とありその強力なる状況がうかがわれる。
- 35) 鳥取村誌によれば，申合せ規約を明治十九年春作製となるが，これは，明治十七年度に作製されていたものの再確認である。明治十八年度における前移住の役取者の階層次の通り。
- |     |        |        |        |   |
|-----|--------|--------|--------|---|
|     | 総代（2名） | 組長（4名） | 伍長（4名） |   |
| A 1 | }      | A      | A      | 但し，階層Aは戸主，生家の父，妻すべて士族なるもの<br>Bは戸主，生家の父，妻の何れかが平民なるもの |
| A 1 |        | A      | A      |   |
| A 1 |        | A      | B      |   |
| A 1 |        | B      | B      |   |
- 36) 鳥取町誌，85～86頁。
- 37) 坂本友規日誌による（明治二十四年）。尚，坂本家蔵「鳥取村村会議事誌」によれば，明治十九年二月の村議会において，村社設置が議せられている。而して，社地（野村与十郎隣地）祭神（神武天皇）が議決されているが，その後の日誌に村社祭祀に関する記述見当らず結局実現しなかつたものと考えられる。
- 38) 北海道庁拓殖部編，北海道殖民状況報文，釧路国 135頁に次の如く記す。「鳥取県士族ハ最初官ノ貸与ニヨリ生活シ次第数年間困難ヲ経過シ明治二十五年以来漸ク生計安穩ヲ得ルニ至レリ」。

## II. 開拓過程と組構造

前節において，旧鳥取藩士族を主体とする百五戸が，団体移住によつて渡道し，一村を形成するに至つた経過をのべたが，次にこれらの移住者が如何に未開荒蕪の地を開発して行つたか，又，独立自営の農民として如何に自己を形成していつたか，更に如何なる条件を背景として家関係を結んでいつたかの点を移住戸の一なる坂本家<sup>35)</sup>及びその組の構成者を中心として記述していくこととしたい。

### 〔註〕

移住戸の一，坂本家の性格及び坂本友規の小伝

「戸主，坂本友規は移住当時四十八歳であり，家族員は妻及び五人の子女（三男二女）計五人であつた。このうち，労働可能な者は，幼児二人（六歳及び一歳）を除く五人であり，長男は十二歳に達していた。坂本友規は旧藩時代「幼少から剣道に精進して十六歳抜擢せられて，藩公の小姓にあげられ，後近侍に進んだ。維新の際は小隊長として会津征討軍に加わつた」（村誌）。妹尾家の次男に生れ，安政三年坂本家に婿養子となり萬延元年，二十三歳にして養家の家督を相続した。生家及び養家の秩録高は明治三年の記録によれば改正玄米前者が十四石七斗二升一合，後者は十二石四升一合（旧録米十一俵四人扶持），秩録処分の折支給された金録十二カ年半分の公積証書額は，養家坂本の場合，五百四十五円余であつた。明治十二年この金録公積証書（額面五百円）を「資本として貸付金仕活計の目途相立る」べく意図しその買上方を願ひ出ている。同年に長男正道は鳥取中学校に入学している。当時無取であつたが，明治十三年に至り本業として傘小売，兼業として紙，墨，筆等の小売を行うに至つている。始め因幡国法美郡立川町に居住したが，明治十四年，高草郡金沢村に転住するに至つている。北海道団体移住の直接の動機となつた共弊社運動に加入したか否かは不明であるが，移住に際しては惣代として移住者全体の世話にあつた。尚移住に先立つ明治十六年次女たかを生家に養女としてつかかわしている。移住翌年にも総代に当選したがこれを辞退している。明治二十年，病気を理由に隠居をなし家督を長男正道にゆづつた。しかしその後も鳥取村の役取を歴任している。その主なものをあげると，麻製造会議幹事，貯金満期会会長，牧畜会社創業委員，農業一致会会長村会議長等である。明治十九年には「一家拳テ農業勉勵ニ付傘鉄板一個」の賞を根室支庁長より受け，明治二十五年釧

路十勝聯合農産品評会審査委員となり、明治二十三年に成立した屯田兵村太田村へ出張し農業指導を行うに至っている。この間、次男正吉の死去、家宅焼失の災にあいながらも開拓につとめ、移住六年にしてほぼ貸与地の開墾を終え更に貸下地一町反弱をも墾成して明治二十五年には五町七反五畝を耕作するに至っている。明治二十七年に至って原久雄につづいて、ユツパナイ開墾を志し、四万坪の貸付地を受けて、明治二十八年正月よりその開拓にあたった。同年五月、小屋の焼失に会いながらも再建して引きつづき開拓に従事した。当初単独にて山小屋に起居し、時折長男の手伝いを受けた。鳥取本村居住地との距離約三里、その時間的距離は徒歩にて約七時間の状態であつた。すでに移住直後より旧藩主池田家の先祖をまつる報恩会を原、坂本を中心としてつくっていたが、明治三十三年四月、原同道にて上京し、旧主に面会し北海道における開拓状況を報告している。明治二十五年ユツパナイにおける貸下地の精工検査を終了し(請負開墾多し)翌二十六年十月、病を得開拓地を末子万喜造にゆづつて六十六歳の生涯を閉じたのである。

以上極めて概略的ながら、移住者の一人、坂本友規の伝記を綴つたが、彼の開拓生活においてその前半をなす鳥取本村における経過を組の構造と関連せしめながらみることとする。

明治十七年最初の入地箇所は二番組十一番地であつた。この年の各戸の開拓状況及び収穫の状況は、総代名をもつて勸業派出所に報告されているが、それによると、三十九戸(二戸の報告欠落)合計三町五反一畝十七歩(一戸平均九畝強)を作付し、馬鈴薯四百十三俵、大根一万五千五百二十本、カブ五千百箇、蕎麥二斗五升、麻五升の収穫があつたとされる<sup>1)</sup>。これは極めて精工度を寡少に評価して報告したものであり、同年十二月、派出所御用係より県勸業課長に提出された報告「戸口反別調」の新墾反別三十二町一反八畝二十歩に比べれば約十分の一に過ぎない。坂本家の場合の実積をみると、開墾面積は一町五畝歩、作付の内訳は馬鈴薯二反五畝、小豆三反二畝、大豆五畝、粟二畝、蕎麥二反、大根一反三畝、かぶら三畝、野菜五畝であるが、以上の作付のうち収穫されたものは、馬鈴薯五俵のみでありその他は一切皆無という状態であつた。未だ自給自足の緒にもつかぬ状態であることがこれによつてあきらかである。こうした収穫状況の故にか、その年、十一月阿寒川向地取替を願い出て許可を得、十二月より伐木開墾準備にとりかかっている。坂本と同時に貸与地取替を願い出たものは他に二名存し、土地配分は、抽籤によつておこなわれた。その後尚三名の貸与地取替の希望者が現われ、明治二十年四月には、移動者六戸をもつて新たに一組を形成し(十一番組)六戸連名にて再墾ブラオ、附属二頭牽馬馬其一切の貸与方を勸業派出所に願い出ている。連記された六戸の氏名は、山川勇、杉本久次郎、坂本友規、谷口久次、野村与十郎、杉村慎言であるが、このうち、杉村慎言の名は同年度の十一番組各戸耕作反別調への記録に見出すことができない。従つて、彼は実際には十一番組の構成者ではないとみななければならぬ。当時、杉村慎言は野村与十郎とともに前移住の総代であつたが「再墾ブラオその他」の拝借人の名につらなつてゐるのは、山川勇の附籍者大野鉄太郎の代理としての必要からではないかと思われる。大野鉄太郎は、当時十五歳、父の死により母、姉(後他の附籍者に嫁す)、妹と共に附籍人として移住してきたものであるが、移住後一戸としての独立を要したであろうが規定によつては、附籍者分の土地貸与を受けることができず阿寒川向側移動に際して、便宜総代名によつて出願したのではないかと思われるのである。尚、附籍者は多く平民であることをのべたが、大野は士族であつた。取替地において山川勇は十三町五畝の貸与地を有するが、杉村名による大野分が含まれているのではないかと思われる。大野の戸としての独立は明治二十三年十二月、住居の組内共同建築によつて果される。

さて、以上の五戸が移住の後最も早く村内移動をおこなつて希望の土地を得、一面有利な条件の下に開拓を開拓したかにみえるが、しかし、移住初年度の成果をすてて新たに入地したのであり、規定通りの墾成を行うためには、他の移住者に比べ一歩おくれた状態となつたのである。更に移動先での住居はすべて自らの手で建築せねばならず、その点多大の労力を殺がれたものと思われる。

明治十七年以降における坂本家の場合をみると、各年度の新墾反別は必ずしも齊一ではない。

家族内労働力の増減では、明治二十三年十月、次男正吉(24歳)の死去によつて基幹労働力の一部を失い、その年秋の収穫期には、二名の住込農業労働者を備へ入れている。これらの備入労働者は鳥取移住者ではなく、且つ鳥取村本籍簿の寄留者の中にも見当らず、他地域(釧路村ならん)より備入れたものと思われる。明治二十三年には、貸与地一万五千坪の外に貸下地十三反八畝(4113坪余)を受け、明治二十五年に至つて五町七反五畝を耕作するに至つてゐる。尚、貸与地、貸下地はすでにのべた如く、後に無代価にて自己の所有に帰し、自作農として独立するに至つたのである。

次に入植後新たに十一番組を形成した五戸の開拓状態を、明治二十年度について比較すると、第10表に示した如く、一般に家族労働力の多い戸程経営反別の大なること、従つて開墾の進捗せる状態がうかがわれる。坂本家の例によつても明かな如く、貸

第9表 坂本家の開拓過程

年 度	年度経営	年度新
	耕作反別	墾反別
明治17年	10,500	10,500
18	17,425	17,425
19	22,700	5,205
20	30,500	12,300
21	33,800	3,300
22	43,900	10,100
23	48,715	4,815
24	52,500	3,715
25	57,500	5,000

註 坂本家蔵の記録による

第10表 鳥取村十一番組構成の農業経営状況(明治二十年)

番号	旧住居組	戸主氏名	家族数	労働力	病者	老幼者	経営開墾状況				家畜保有状況		作物別	
							経営総反別	M20年新墾反別	耕作不適地面積	開墾残り面積	馬	鶏	大 麦 (斗)	小 麦
1	1	野村与十郎	8	4	4		22.5	6.9	2.0	25.5	1 (3)	13 (39)	—	1.0 (ナシ虫害)
2	2	山川 勇 (附籍山川鉄太郎)	8	3	1	4	31.0	7.7	99.5	35.5	1	8 (5)	2.0 (9.0)	—
3	2	坂本正道	6	4	2		30.5	7.8	40.6	6.0	1 (3)	14 (45)	0.2 (0.6)	2.0 (0.9)
4	2	杉本繁造	3	2		1	18.7	4.5	1.5	16.3	1	2 (25)	1.5 (16.0)	—
5	5	谷口久次	4	1	1	2	19.0	7.0	25.0	6.0	1	8 (11)	—	1.0 (0.6)

番号	耕作反別と収穫										
	粟	蕎麦	大豆	小豆	大角豆	豌豆	玉蜀黍	麻(貫)	馬鈴薯(俵)	大 根(本)	野 菜
1	1.0 (1.0)	2.0 (16.0)	1.5 (3.0)	0.5 (ナシ霜害)	1.5 (5.0)	2.0 (3.0)	1.0 (ナシ)	1.0 (52)	7.0 (140)	2.0 (1,500)	2.0 (少々)
2	2.0 (16.0)	4.0 (40.0)	1.0 (ナシ)	—	5.0 (28.0)	4.0 (16.0)	1.5 (ナシ)	0.7 (52)	9.0 (200)	1.5 (1,500)	—
3	—	9.0 (92.0)	1.0 (2.0)	1.0 (ナシ)	1.0 (3.0)	2.0 (3.0)	1.5 (ナシ)	1.0 (14)	8.0 (246)	2.0 (2,000)	0.3 (少々)
4	0.5 (4.0)	6.0 (72.0)	—	—	4.0 (20.0)	1.5 (15.0)	0.5 (ナシ)	—	3.0 (100)	1.0 (ナシ虫害)	0.2 (少々)
5	0.5 (1.0)	5.0 (40.0)	1.0 (ナシ)	—	1.5 (5.0)	1.5 (5.5)	1.0 (ナシ)	—	5.0 (150)	2.0 (2,000)	0.5 (少々)

与地の墾成を終つて、尚、余力の存する場合には更に土地貸下を受け得た状態であるから、移住当初の家族労働力の多少又勤惰の差は後の土地所有に大なる影響を与えたものと思われる。又、開墾はすべて、貸与されたプラオによる共同馬耕であつたが、他に各自手耕にも頼つたであろうから、そうした点で表示の如き経営耕作反別の差が生じたものと思われる。記録によれば、開墾不適地と称するものの面積が知られるが、不適という実際の状況は不明であるとしても割当てられた土地の

状態が必ずしも各戸一様でなかつたことが想像される。二番山川勇の場合には耕作不適面積が九町九反余に及んでいるが、それが実際のものであるか、又、附籍者を含む故の報告上の便宜的なものであるか明かでない。

家畜保有状況を見ると、明治二十年の場合では、各戸耕馬一頭を保有するに更つている。翌二十一年には、五戸のうち二戸即ち野村家と坂本家とが三頭を飼育するに至つている。坂本家の場合、保有馬三頭の内訳をみると、貸与一頭(長生号)、出生一頭(弥生号)、購入一頭(釧路より五円四十銭)となつているが、経済的に余力が生じ、経営の拡大せる状況がうかがわれる。馬三頭を保有するという事は、貸与農具を他の家の助力を必要とせず自家のみで使用し得るに至つたことを意味するのであるから、共同化の上で重要な変化をもたらすものである。馬以外の他の家畜としては、当時鶏のみであるが、これも二十年度より二十一年度にかけて増加した戸が多い。この鶏の飼育は、当時、鶏肉、鶏卵販売による現金収入が農業収入全体において占める比率(明治二十一年、坂本家の場合をみると22%)が比較的高い点から考えて、経営の安定化に果たした役割もかなり大きいものであつたとみることが出来る。

次に耕作物の内容を検討すると、移住諸年度に比べると全般的に多種となり、豌豆、麻、大麦、小麦等が追加された耕作種目として目立っている。大麦、小麦の耕作は、自給態勢を形成しつつあることを示し、又、豌豆、麻等は換金作物と考えられるので農業収入の増大を予想せしめる。尚、麻の製造は村内においておこなわれている<sup>3)</sup>。

作物別耕作の状況を組内五戸において比較検討すると最も多彩なるは、坂本家及び野村家であり、両家の経営の安定度を知ることが出来る。又、各種作物別の反当収入は、家によつて甚だしく差があり、「農事不慎ニシテ播種其量ニ過ギ、或ハ時期ヲ前後シ、或ハ耕耘肥培皆度ニ適セス」<sup>4)</sup>といつた状況を思わせ、当時の歴年の状態を比較検討すると、前年度において多収穫のものを次年度において、反別を極端に増加して再び試みるという傾向がうかがわれ、全体として未だ農業耕作が試行錯誤の過程にあり、自然条件にてらして、地域に妥当せる農法を導入確立するための勸業所の指導も適切でなく、全戸が等しく健全な経営をおこない得るに至つていない状態をうかがい知ることが出来る。

連年収穫の多かつたものは、馬鈴薯、大根、蕎麦等であり、大根等は、無肥料にて一反平均一千本の収穫をあげている。こうした大根の如きものが、各戸平均二千本近く収穫された場合、その収穫物をどのように販売するかは、当時開拓営農に当つての大きな問題であつた。士族移住取扱規則には「官庁ニ於テ其收穫物販売ノ途ヲナシ与フベシ」(規則第十五条)と揚言しているが、実際には、勸業派出所もその点についてかなり苦慮したものである。何故ならば、当時釧路は未だ戸数二百前後の漁村市街地<sup>5)</sup>であり発展途上にあるとしても、大消費地とは言ひ難く、他への移出も考えられなかつた。村誌の記す所によれば、ある移住者は、「馬鈴薯、大根等を馬につけて釧路に出、一軒一軒売れ売り歩いたが一人も買うものはなく、業を煮やして皆海に投込んで帰つた」という。多少の誇張はあるにしても、収穫物を如何に販売し現金収入を如何に得るかは移住者全体にとつての大問題であつただろう。事実、前移住の到着翌年には、総代の手許にて、年度の収穫予定及び売却予定数量を集計し、「本地ニテハ收穫物ヲ売却スルコト無覚束、自今一統懸念ノ儀有之候条、此上上官ノ手ヲ煩スハ恐縮ノ儀ニ御座候得共」として移住者一同にも収穫物販路願を出している<sup>6)</sup>。

次にわれわれは、家計収支の面で、鳥取移住者が如何なる経過をたどつたかを、坂本家の事例を通じて検討することとしたい。

まず、米及び塩増量の貸与期限の切れた明治二十年以降明治二十五年までの年間の収支総額を示すと次の如くである(第11表参照)。総体的にみて、明治二十二年以前と以後とでは収支状況に

第11表 坂本家収支状況(自明治二十年至明治二十五年)

年 度	経営耕作反別(再揚)	収入計	支出計	差 引	備 考
明治20年	反畝 30.5	円 銭 厘 95.41.0	円 銭 厘 96.30.0	円 銭 厘 89.0	貸与期限終了
21	33.8	(不 明)	112.70.0	?	
22	43.9	99.34.3	101.64.2	(-2.29.9)	
23	48.7	204.92.4	169.12.2	35.80.2	10月、次男正吉死亡
24	52.5	160.70.9	(資料不備)	?	3月長男正道結婚、4月家宅全焼 4月長女嫁出、11月家建前
25	57.5	156.32.0	150.94.0	5.38.0	

非常な差が存在する。すなわち、明治二十年までは収入総額は比較的少なく、且つ収支のバランスで概ね支出超過の傾向にあつた如くである。明治二十三年は、坂本家にとつて、次男正吉死亡という移住後始めての不幸に際会するが、移住者全体としてみると、貸与金業損の朗報至り、牧畜会社の設立をみるなど生活の安定に導く条件が生じた年である。坂本家の収支でもこの年三十五円余の収入超過を示しほぼ生活の安定を得るに至つたと見ることが出来る。翌明治二十四年には、長男結婚(三月二十四日)、家宅全焼(四月十八日)、長女嫁出(四月十九日)と悲喜交々至り生活は誠に多難である。支出状況は資料不備(五月以降欠損)のため示し得ないが、多少の支出超過はあつたとしても前年度の繰越状況からみて大きな赤字は招かなかつたと思われる。

以下、明治二十二年及び明治二十五年の両年度において、収入及び支出夫々の内訳を示し当時の生計状態を分析することとしたい。

収入内訳を (一) 農作物販売によるもの、(二) 畜産物販売によるもの、(三) 労賃、(四) その他

第12表 坂本家収入内訳比較

年 度	明治二十二年	明治二十五年
収入総額	円 銭 厘 99.34.3	円 銭 厘 156.32.0
1. 農作物販売	50.46.0	85.35.7
大 麦	—	16.80.0
馬 鈴 薯	25.27.0	28.14.0
麻	11.15.0	—
内 蕎 麦	5.51.0	10.45.0
大 豆	3.41.0	9.74.5
粟	—	7.80.0
荒 芋	3.78.0	2.92.5
玉 蜀 黍	—	1.29.0
野 菜	88.5	7.58.0
そ の 他	45.5	61.7
2. 畜 産 物	15.66.4	34.50.6
鶏	9.29.4	1.76.6
玉 子	6.37.0	7.52.0
豚	—	25.07.5
そ の 他	—	(小鳥)14.5
3. 労 賃	8.34.5	4.11.8
4. そ の 他	24.87.4	32.34.4

(薪、議員日当など)に区分して明治二十五年を比べると、労賃収入が減少せる外はすべて増加している。農作物販売の内訳でみられる変化は、明治二十五年に至つて、大麦、粟、玉蜀黍等が販売品目としてあらわれて来ることである。麻は、明治二十五年に販売されていないが、作付を廢止したるものか、収穫皆無なるか不明である。後年鳥取村特に当時坂本家の居住したる前移住者地域は、釧路を主要な販売地とする蔬菜栽培地として、此の地方で著名となるが<sup>7)</sup>、この時代には未だ、主要な収入源となるに至つていない。畜産物販売の面での変化は豚の飼養による収入の増加である。明治二十五年には、成豚三頭、仔五頭を販売して、二十五円七銭余の収入をあげるに至つている。収入内訳中「その他」の項では、薪の販売による収入がその大部を占め、明治二十五年には、三十七數を売却して二十二円九十銭を所得している。以上収入内訳の検討からも漸次経営が拡大し安定化するに至つている状態が明らかである。同様に支出内訳の比較を試みると、一層生活の充実して行く様子が明らかとなる(第13表参照)。明治二十二年と明治二十五年の両年度で比較可能な支出項目中、支出額の極端に増加せるものは、まづ

農業経営費でこれは兩年度の間で約五倍となるにいたつている。更にその内訳では、農具費、家畜購入費が増加している。明治二十五年に坂本家では、馬具を新調し、且つ前年に引きつづき豚を購入し飼育しており、支出の増加はその為のものである。他に増加の著しいものは、家具什器費で、これなどは生活の安定化を如実に示しているものといえよう。一方、兩年度の間で支出の減少しているものは、主食費即ち米の購入費である。明治二十五年一カ年間の米の購入量は二石一斗四升五合となるが、明治二十二年よりの減少は、家族人員の減少(死亡一、嫁入一、嫁出一、計減少一)と他の雑穀の収穫による自給化がその原因としてあげられよう。試みに、明治十七年六月より翌年四月に至る米の消費量(貸与米受領仮証より集計)をみると十石一斗六合となり、明治二十五年の購入による米の消費量に實にこの五分の一である。生計の一応の安定をみるに至つた明治二十五年にしてかくの如き状態であるから、収入額の増大しない貸与期切れ直後の様相は推して知るべきである。村誌にも坂本友規に関する逸話として、十日間程馬鈴薯ばかりを食し元気を失ひ蒼白な顔をして役場に現われたということがあげられているが、以上の点からみてその実状も容易にうなづくことができる。米食の慣習より抜けられないままで、米作不能の地に移住した人々の営農開拓上の苦心の程がうかがわれる。他に特徴を有し且つ説明を有する支出項目としては、嗜好品費、交通通信費及び借入金利子である。嗜好品費中その殆んどは酒の購入によつて占められている。坂本家の三女光は、十月及び十一月の野菜収穫期にはほぼ隔日、他の月にては、五日乃至一週に一度、鶏卵野菜行商の爲釧路市街に出、帰途、副食、日用品特に酒を購入してくることが例となつている。交通費は光行商の折の渡し賃(往復三錢)である。明治二十五年に坂本家では、酒井(戸長)、前原(村内鳥取移住者)より四十円を借用し年内に返内に返済しているが、その利子金は八円七十五錢、前年度借用利子金及び前年度掛支払(釧路因幡屋)を含めて、利子金その他が十九円五十一錢となつている。

次に交際費について若干分析し、それを手がかりとして生活共同の事実をみることにしたい。交際費、組交際費(機械始め祝会入費 26 錢) 議員交際費、太田村出張交際費等を除く、個人相手のものは第 14 表の如くである。表示された交際相手は最も親密なものを示すのであろうが、同組居住者にして姻戚関係にあるもの、及び移住者内部の階層構成で同一階層のものに集中されている。鳥取村においては、明治二十三年、矯士会に対応する老人の集りとして、「報恩会」が結成されたが<sup>8)</sup>、これは始めインフォーマルな社交関係として存し、後組織的集団(但し成員イクスクラスイブな随意集団)に生長し、且つ他の村内集団に対して統制力を有する団体として存し、更に鳥取村の発展と共に移住団体内部及び外部に対する会員制限を廢して成員包括的な団体となるが、坂本家

第 13 表 坂本支出内訳比較

内 訳	年 度		
	明治二十二年	明治二十五年	
支出総額	101.64.2	150.94.0	
農業経営費	7.47.0	35.44.4	
内 農具費	3.15.5	18.19.0	
	種子費	1.31.5	2.92.7
内 家畜費	3.00.0	14.32.7	
	(馬交換増し金)		
食費	—	39.57.7	
内 主食費(本)	33.36.5	34.21.2	
	副食費	—	9.13.3
	調味費	3.40.5	6.23.2
嗜好品費	—	12.14.0	
光熱費	1.14.0	1.82.5	
家具什器費	5.52.5	13.39.5	
被服費	—	12.09.0	
保健衛生費	—	1.12.5	
交通通信費	—	3.03.5	
教養娛樂費	—	1.12.5	
公祖公課	2.56.0	4.11.0	
交際費	—	5.63.8	
労賃	—	1.94.0	
雑費	(25.54.6)	—	
前年払(内容不明)及利子	—	19.51.0	

註 明治二十二年の支出状態は、日誌中の集計結果をそのまま使用  
明治二十五年は筆者が分類集計す

第14表 明治二十五年坂本家交際費の状況

金額 (銭)	品目	交際相手	居の 住組	交際相手の性格	坂本家との 関係
10.0	白砂糖	新 弥 市	5	總 代	長女嫁出先 長男妻実家
69.5	白玉粉, 菓子, 縞木綿, 白砂糖	原 久 雄	8	總 代 ユツパナイ開拓者	
15.0	縮 綿, 鯛	山 川 勇	11	(同 組 居 住)	
87.0	木綿一丈, 春 祭 侮	野 村 与 十 郎	11	總 代 (同組居住)	
34.0	煙 草, 白 砂 糖	前 原 七 郎	5	俊 移 住 者	

の当時の交際相手は、この報恩会会員に多く求められる。

生活の共同については、営農開拓その他生活の危機に現われたものとして、生活の多難であつた明治二十四年をみると家宅焼失の際は、各組単位に全移住者の手伝いを受け、長男妻実家に身を寄せている。家再建にあつては、阿寒川上流九番組転退者の空屋を買受け、組員の助力を受けて筏流しによつて木伐を運び家建前には同様に組員の助力を得ている。同年には、長男嫁取り、長女嫁出の慶事が存するが、その関係相手は組内のものであり、相互に総代経験者として同一階層に属するものである。仲人は組内の近隣戸に求められている。長男嫁取りの被露宴は、組内戸主、組内主婦、組外親密戸に区別して三日間にわたつておこなわれているが、組外よりの招持者は前記報恩会会員の一部である。その外、農作業に関しては、「手間がえ」としてすべて同番組居住戸の間でおこなわれ、一部組外居住者から「地所貸下願」を代書作製したことについてそのかわりとして手伝いを受け、これも亦「手間替り」と呼んでいる。総じて労働交換は対等の立場においておこなわれたものの如くである。

以上、坂本家を中心として、鳥取村十一番組の構造をのべたが、組が開拓生活上の重要な協同単位であつたことは明かである。組の構成そのものは、当初選択的なものでないが、真の定着を得るまでの過程において婚姻を中軸とする村内移動がおこなわれ、近隣相互に強力な関係を結ぶに至る。こうした、明治三十年以後の状態については、尚資料を整備して分析をおこなわねばならない。

更に、明治期の鳥取村の重要な問題は、原、坂本を中心とするユツパナイ(現桜田)の開発であり、これは、鳥取移住者の真の意味での発展を示すものであるが、この地域での村落形成とくに部落としての成立過程は、われわれの本来の課題に対して好個の事例を提供するものと思われる。

## 〔註〕

- 1) 鳥取町誌, 附録6頁。
- 2) 根室県移住取扱規則, 第九条「貸与地ノ内耕地九千坪ハ移着ノ年ヨリ三カ年間ニ必ス壘成スベシ」とある。
- 3) 坂本友規日誌によれば麻の耕作は明治二十年より行われ、明治二十一年、村内にて加工を始めている。尚、加工事業経営者次の通り。麻製造会議幹事古井保斗、坂本友規、原久雄、遠藤芳盛、会計柿田亨(師範農として来住) 教師(製造専任者) 星野(月棒三円)。
- 4) 鳥取勸業派出所報文, 移住民の状況, 明治十九年二月(鳥取村五十年誌, 所収)。
- 5) 釧路市街地(米町)の戸数は明治十年, 四十一, 明治十五年, 八十, 而して明治二十七年には市街全体にて千百十七戸となる(釧路郷土史考及び釧路発達史)。
- 6) 鳥取勸業派出所報告, 付収穫物販略額(鳥取村は五十年誌所収)。売却予定の内訳をみると、馬鈴薯(名戸, 四十俵), 大豆(九斗), 小豆(一石五斗), 大根(千四九百十本), 尚、明治二十三年の場合をみると、馬鈴薯、大根の大部分が、戸長役場の斡旋により、標茶監獄に送られている。
- 7) 北海道庁殖民部北海道殖民状況報文(釧路国) 明治年三十二年六月, 43頁。
- 8) 鳥取村五十年誌, 30頁。

## 5. 鳥取士族移住団と教育

徳 宿 太 重

## 序

明治17、18の2年にかけて鳥取村に移住して来た鳥取士族団は、大正7年北海道興業会の製紙工場がこの地に設けられるまでの34年間は、殆んど他からの影響を受けることなく、水害、寒気、海霧と戦い、一致団結窮乏に堪え、殆んど脱落するものなく、故郷の精神を純粹に新開地に移し植えた。かくて70年後の今日尚60%の定着率を示し、1人の犯罪者も出さなかつたといわれているのは驚嘆すべきことである。私はこの原因をこの人達が祖先以来受けて来た鳥取藩の教育に求め、更にそれを移住後も忠実に実行したものと予想した。座談会、訪問調査をつづけて行くに従つて、予想の正しいことを裏づけられて来た。只25年前すでに村誌編さんの時“資料としての文献があるでなし、教を請うべき故老もない”と編者をして嘆ぜさせた程で、移住当時の最も大事な時の記録がないのは残念である。将来を期して今はこれまでに得た資料を整理して中間報告としたいと思つたが単なる資料の羅列に終つた感がある。

## 参考(1) 鳥取村の発展

明治17年	戸数	41戸	人口	—
18年		105戸		513人
42年		150戸		857人
大正7年		213戸		1072人

明治42年の150戸には

オネビラ (33年に26戸あつた)

ユツパナイ (28年に開発)

二部落が含まれている。

## 参考(2)

“鳥取村に移住”としたのは鳥取村誌には17年移住後6月10日に近藤喜孝の發議で定められたとあるが、これより先同年5月1日附で根室県令湯浅定基が釧路郡釧路川沿移住地村名之義伺で鳥取村としたいと申請、5月29日内務卿松方正義より許可されているので、移住前に鳥取村となつていたのである。

## 一 鳥取藩における藩士教育の概況と特徴

鳥取藩では有為の藩士を養成するために宝暦7年(1756)尚徳館を創立した。その対象は“凡国之衆士、若子若弟、咸入而学”。学問の目標は“稽古、尚徳、尚齒”で、学生は“長長、老老、其必執遜讓。勿挾爵秩、其必先有徳”。とされている。しかして文を尊び武を講じて人倫の道を正し有為の学生を登用して国の綱紀をひきしめようとしたのである。然し文武兼備を強調しながらも学館は初から学問屋敷又は読書所の名で呼ばれ文学にのみ重きをおき、武芸は各道場の師範に一任した。第12代藩主慶徳が水戸から迎えられてから尚徳館は名実ともに整つた。水戸藩主徳川斎昭の第5子であつた慶徳は水戸弘道館に於て藩士と同じ待遇で教育を受け父の主張を受けついだ。弘道館の忠孝無二、文武不岐、学問事業不殊其効の三大綱目は当然尚徳館の精神となつた。その中でも特に文武不岐が取上げられたのは時勢の然らしめる所であろう。かくして人君為治之道二、日文、日武、……人臣之道亦文武而已(尚徳館記碑)。が学館の教育理想となり、以前の学問所は学館本来の姿を示し、用兵攻防の理を研究する兵学場、砲術の稽古場の整武館、武芸を研究する武場が建設された。鳥取藩は由来武を重んずるので有名であつたが、これまで各師範家に一任されていたのを“此度学館御造営これあり、御家中稽古のための講武場お建なされ候に付、右師範の面々門弟召しつれまかり出、稽古致すべき旨”(嘉永6年4月27日御国日記)仰出された。師範の数も弓術18、槍技10、



剣術 22, 抜刀 6, 柔術 4, 体術 1 計 61 に達した。万延元年の機構改革によれば 8 歳より 12 歳までは文を主とし、13 歳以上は文学のかたわら弓馬二道を 15 歳以上になれば武芸専修を許すことになった。藩士の数は(寛延 2 年幕府から来た御国目付に提出した調書による)士分 982, 徒士 820, 無宿 265, 足軽 1085, 小人 728, 計 4001 であるが、嘉永以後学館に学ぶ者は

通学生徒	大小文場	一千余名
習字生徒	小文場	五百余名
算法生徒	小文場	五百余名
習礼生徒	士列以上	二百余名
	但し文場生徒は之を除く	
医学生徒		百余名
兵学生徒	士列以上	一同出仕
武場(大小武場)	各師範	8 家
	家老以下苗字付以上の者修行するを以つてその数幾千を知らず (旧鳥取藩学事取調書)	

とあるのを以つてそのいかに盛んであつたかを知ることができよう。明治維新になつても当局は文をおろそかにし武に偏するを戒め、8 歳以上 16 歳までの者は必ず文場に入つて文学を学び、忠孝節義の精神を養い、更に武芸を修練して有事の際の率先奉公を説いた。明治 3 年尚徳館廃止後の空白も、(尚徳館の定めとして子弟を一度儒者、師範家に入門させ、儒者、師範家はその門弟を引きつれて尚徳館の文場武物で授業し、学館は一定の統制の下に教場を貸す形式をとつていた) 子弟は直接儒者、師範家の私宅で教授を受けたので、予想された混乱はなかつたようである。

この尚徳館教育を通じて特に注意を引くことは尚齒、即ち“長長老老、其必執遜讓”の精神の一貫していることである。“学校の礼、齢を尚び讓を本とす。年長を重んじて位次の上下を先とせず”(宝暦 7 年 2 月朔日御目付日記)“茶、煙草、体息所の外これを禁ず、但し七十以上の老人は制外の事”(同上)、“学校の礼は齢を尊び讓を本とす。年長を重んじて位次の上下を争はず”(嘉永 6 年丑正月 19 日役用日記にある学門へ掲示された疾)これは全く宝暦 7 年のと同じである。“長幼の序を大初にし、師匠並びに年長を敬い”(万延元年申 3 月 23 日御国日記疾)このような例は数多く、疾、条目には必ず長上を敬うこと、礼を重んずべきことが記されている。これは文学を学ぶ者の当然帰するところであり、文学を学ぶ目的の一はここにあるのであつてどこの藩でも名目上は同じように示されていることがらであるが、安永 6 年(1777)御家中 80 歳以上の者を学館へ召出し御目見仰付けられ紗綾 1 卷づつ下され西の御座敷で御酒を上されたことがあり(安永 6 年 2 月 29 日因村年表続篇)、文化 2 年の記事によるとこの時の席次は格式の上下ではなく年齢の順であり、これは昔からの例であると記されているのを見れば、長長老老は薄主自ら実践したことである。鳥取県教育史の編者はこの長上、年長者の尊敬を、一藩の統制を乱すことを許さない手段であるかのような態度を示しているが(鳥取教育史 221-212 頁)、これは思いすごしである。“位次の上下を先とせず”という語や藩主の老人に対する態度は決して単なる手段でないことを示しているといふことができよう。

参考 養老の典は他の藩にもあつたことで例えば敬老の点で名高い水戸藩では天保十年(1839)偕楽園に藩内の老人を招いて養老の典を挙行した(水戸藩史料別記上)ことが記されている時の学者は美挙としてたたえているが、これは鳥取藩と比すればはるかに新しいことであり、ここでは席次云々は問題になつてない。

## 二 鳥取士族と移民

移住士族 105 戸の姓名はわかっているが、藩士としての地位の明かなものは少なく、各自は知っている筈であるが今それをいう人もない。各家には家系譜があると思われるが、見ることのできたのは野村家だけだった。故郷を離れて新生活を開拓するためには家系の必要はなかつたのかも知れない。またここに集団移民の成功があつたのだらう。移民の時の全員の年齢の調査も未だ完了していないが、移民の代表として、村の惣代役員として活躍し村誌に功労者として挙げてある 21 人を年齢別に見ると、48 歳を最年長として 40 代 3 人、最年少 25 歳で、戸主は 30 歳が大部分と思われるから（105 名中 90 名）明治維新の時は 10 歳以上のものが多く、従つてこれは文場で文場で文学を学んだことのある者が大部分であることを示している。移民後家家より十八史略や四書を朗読する声きがきこえたといわれているが、これは文場の教科書であつたことを思えば当然のことである。鳥取村誌中の人物篇によれば、ここにあげられた人々から役人、教員、製紙会社関係を除いた 42 人中の 34 人が鳥取士族であるが、この中最年少で 17 年移民団の代表であつた近藤喜孝は（移民当時 25 歳）24 年釧路十二郡役所書記を拝命し、また野村英造の弟で佐橋家を継いだ佐橋義男（明治元年生）は移住時 22 歳であつたが、25 年釧路郡役所雇となりやがて郡書記に進んだが前者は明治元年の頃 8 歳、後者は 5 歳であつたが、このような役についたのは相当の学識があつたことと思われる。この学識は明治 3 年までつづいていた藩学尚徳館に於いて得られたか、或は家庭に於いて得られたかであろう。いづれにせよ父兄の教育に対する態度がうかがわれる。30 代の人たちは勿論のことで、水勢蛙流の奥伝を受けた新弥市は老後青年のために四書の講義をしたといわれるのはその一例である。

さてこれらの人々がどうして移民したの動機については、現存の人たちは“貧乏で生活できなかつたから”と率直に述べているが、只それだけの理由で移民できるなら北海道開発は問題なかつたろう。明治維新で禄を失つた 200 万の士族はその殆んどが貧困に苦しみ、中には衆人の前に恥をさらす者、自暴自棄の結果もつている力を用いて悪事を働く者も出て来たことは人の知るところである。単なる単なる貧困だけで移民となる気持ちになれないとすれば、理由はその外にもある。私はこれを次の四つを考える。

(1) 貧困であること

これは第一の条件であらう。封建社会の例として一地方の狭い所で祖先代々生活して来たのであるから地所へ行って生活するのは殆んど考えられないことである。敢てこれをするのは故郷の他では生活できない程貧しいからである。

(2) 武士の面目を重んじていたこと

今まで四民の上に立つていたものが、おちぶれた姿を四民の前にさらしたくないという気持、といつても暴力によつて不正を働きこれによつて生活するのを恥じる気持をもつていること。北辺を護るためといふはこれらの人々にとっては誠によい口実であつた。

(3) 新生活を開拓しようとする精神をもつていること

苦難にたえて進もうとする精神は殆んどの武士かもつていない精神である。一度この精神が発現するや大きな力をもつて来る。原久雄は藩の近侍までつとめ免山流剣術の名手でありながら、移住後は更に奥地湯波内部落に第一の鎧を入れ開発の功労者となつたが、これはよい例である。

(4) 意当な指導者があつたこと

勿論この指導者には確固たる信念がなければならない。

而して鳥取藩士族移民団はこの四つの条件をもつていた。指導者の信念の源泉となつたものは藩学尚徳館の教育だといつても差支あるまい。このことは開拓の事業が困難に行きあたる時に真価を発揮して来た。

## 三 移民後の生活

明治17年に入植した41戸は12月までに321反余を開墾し、収穫は17年10月27日附で勸業派出所に出した収穫物御届によれば

	種	収穫高
馬鈴薯	82俵	412俵
大根	7升25	15,520本
かぶ	1升28	5,100ヶ
そば	24升	25升
麦	1升	5升

で時期の遅かつたこと、経験の不足、気候の相違等の不利な条件があつたにも、労力に対しては乏しい収穫であつた。18年5月に64戸が入植して計105戸となつた。鳥取村の勸業派出所から道庁に提出した“移住民の状況”によると、“17年度の開墾20町7畝20歩、18年度54町51畝16歩、……収穫のやや多きもの馬鈴薯とす。大根之に亜ぐ。そばまたこれにつぐ。他の作物は甘藍の外見るに至らず……穀菜種子を貯ふるもの稀なり”とある。18年10月より11月にかけては大水害があり、これは19年、20年、21年とつづいた。この水害と寒気と海霧と野火になやまされながらも努力して来たが、移住者の中には農業に対する期待を失い、官庁に職を求むるもの、釧路に日雇稼ぎに出かけるものもあつたが、それも僅かで幸に一人も村をはなれるものはなかつた。これより先19年春移住者は全村總會を開いて申合規約をつくり、一致団結開拓に従事することを誓つた。その要旨をあげると、開墾は至難のことであるから十分に覚悟して、互に助け合い、質素を旨とすること。公選された役員が村内を治めること。貯蓄をすること等であつた。この中最も注意すべきことは、このような困難の中にありながら“学齡外ノ子弟若クハ壯丁ニシテ昼間閑暇ナキモノハ、夜学ヲ開キ智識ノ開發ニ切礎スベシ”の一項があることである。この時はまだ小学校はなかつたが学齡内の者は昼間どこかで何等かの教育を受けていたことが察せられると共に、それ以外の者にも夜学で勉強せよと誓つたことは、彼等が士族としての体面と藩士時代の精神生活を忘れないことを示している。有志のこのような努力にもかかわらず、窮乏は益々加わり、自暴自棄の気分が見えはじめ、青年の間に強くなつて来たので、時の戸長は有志とはかつて22年春矯士会をつくつた。会員は30歳以下の男子50名余。各所に於いて文武の修練が行われ、村内の気風も幾分引きしまつて来た。この矯士会はいわば、かつての尚徳館の縮小版で、これによつて元気をとりもどしたのは青年よりもむしろ成人側であつたと思われる。誓約書を次にあげる。

鳥取矯士会ハ青年ノ勢力ヲ以テ村ノ名譽ヲ高メンガタメニ結合ス。故ニ互ニ智識ヲ交換シ、徳行ヲ修メ兼テ剣柔ソノ他ノ活潑ノ運動ヲナシ、元氣ノ旺盛ヲ図ルベシ。村ノ名譽ヲ傷ケ、又ハ傷ケントスル者アルトキハ、会ノ内外ヲ問ハズ、極力攻撃、懲罰シ其ノ撲滅ヲ図ルベシ。

この青年の意気に減じた元老組は23年春報恩会を組織し毎月集して皇室の繁栄を祈り、旧藩主への追慕景仰を語りあつて、士風を失わないようにつとめた。この二つの会で剣道柔術をはじめたことは彼等に今まで眠つていた過去へのあこがれをよびおこし、一種の誇を感じしめたにちがいない。移民の中、原久雄、遠藤芳盛、新弥市の三氏は鳥取藩に於ても名のある剣士である。又さすが武の盛んな鳥取の士族だけあつてどの家にも剣道道具が備えてあり、集会の時はいつでもまづ剣道の練習をして会をはじめた(原三郎、神正規氏談)。前記遠藤芳盛は標茶分監から脱走した無期徒刑囚を捕えて名あげ、体術の野村与十郎は釧路に道場を開き整骨業の側ら柔術を教えた。釧路警察に武者修行の来る時は必ず招かれ、遂には鳥取村にまで武者修行が訪れるようになった(市会副議

長神正規氏談)。神社の祭礼をはじめことある時は必ず武技が競われ、幼い子供に至るまで父兄の抜群の神技にどれくらい心をときめかしたことが。 “父母は別に変わった家庭教育はしなかつた。只お前は武士の子だから、武士として恥ずかしいことはしないようにといわれた”。とは殆んだ全部の人々の言であつたが、幸なことに元老達は剣技に夜の文学の朗読に身を以つてこれを示した。“組頭の面面、文武の講習に於いては、先ず以つて自分より出精いたし、諸士をはげまし、文武引立申すべく候” “年齢 50 歳余にもまかり成候面面は……精精学校えまかり出で、……怠慢の者えは教戒を加え……専ら文武に奪ひ候やう引立申すべく” “50 以下強壯の面面は見分のみに打すぎず、専ら自ら器械を取り、組士に先立候やう” 等の学館の注意をそのまま実行したのである。

28, 29 年頃からは馬鈴薯から澱粉をとることをはじめ、30 年頃に特別輸出港になつた釧路は戸口も 1200 に達し、鳥取村はこの野菜供給地となり、農業会が組織され、牛馬の飼育も行われ、本格的な農業へと進んで行つたが、42 年の農家数 129 戸の総生産額 24,042 円余平均 1 戸 139 円という僅少で、王子製紙工場が設けられるまでの鳥取村 35 年の歴史は “ただ困苦、窮乏、陰惨、悲痛、血と汗の記録” であつたと鳥取村 50 年誌編者はいつているが、その通りである。

“貧乏で働くにも動かれないのでここにいたまです”。と古老は語つしているが、その外に大きい何かの力を思はずにはいられない。即ち “鳥取士族の面目を守り通したこと” にその原因を求めているものが多い。

#### 四 学 校 教 育

##### 沿 革

鳥取村誌によれば、明治 19 年 10 月に鳥取士族移民のために第一、第二の小学校が官設された。第一小学校は勸業派出所前に建てられた柵葺板囲のバラックで、冬には寒さに堪えられないので、派出所脇の倉庫に移つた。41 年新校舎が建てられるまで 20 年間ここで授業がつけられた。第二小学校は 21 年野火で焼け農家の 6 畳 1 室を借りて教授したが後に土地 1 反歩の寄附を得て 20 坪の学校を建てたが 35 年生徒が 3 人しかいながつたので休校した。この二つの学校については何の記録も発見できず一切不明である。

これより先 19 年 4 月小学校令が公布され、岩村北海道長官は 7 月勅令に基づいて、植民に適した、しかも府県とは趣を異にした小学課程及び小学簡易課程を制定し、文部大臣の許可を得て、20 年 4 月小学校規則及び小学簡易科教則 (庁令第 16 号) を発布した。これによれば学科は省令によつたが、尋常科では図画、唱歌を省き……、簡易科では修業年限 3 年、1 日の授業 3 時間、学科は読書、作文、習字、算術及び定時間外 1 週 3 時の実業演習であつた。このため全道中尋高併置校は 3 校、尋常小学校 7 校、道東では根室の花咲校 1 校だけで、その他は全部簡易科小学校となつた。鳥取村の二つの官設小学校も当然簡易科小学校となつた。釧路市立鳥取小学校ではこの日明治 20 年 5 月 13 日を創立記念日としている。

28 年 3 月庁令第 10 号で小学校が設けられ人口に応じて小学校を尋常高等小学校、第一類小学校 (3 年或いは 2 年)、第二類小学校 (2 年或いは 3 年) とすることになつたので 29 年 4 月 1 日より修業限 3 年の第二類小学校に変更した。

小学校規則によれば第二類小学校は戸数 100 未満の地におかれることになっているが、当時の鳥取村の戸口は、18 年に 105 戸であつたからこれ以下ではないが、第一、第二の二校があつたので第二類小学校となつたものと思われる。第二校については前記 35 年に休校——とはいつても再興されなかつた——になり、一切は不明である。

第一学校は 33 年 7 月 20 日には修業年限 4 年となり、8 月に改正公布された小学校令、小学校令施行規則の線にまで達することができた。この年村内オンネピラの尾張団体では、32 年 2 月の簡

易教育規程の改正による簡易教育所を設け、34年には、26年に鳥取土族移住民の一人である原久雄によつて開拓され、鳥取土族、富山団体の開墾部落ユッパナイ簡易教育所が設けられた。児童数8名、教師は藤原伝修という僧侶だつたという。これらの簡易教育所の規程は34年4月の庁令(第57号)により尋常小学校の規程が準用された(この二簡教育所は大正6年にそれぞれ穩弥平尋常小学校、湯波内尋常小学校に昇格した)。

41年には鳥取小学校の校舎が新築された。14坪の教室と3坪の控室、6坪の教員住宅とその他3坪という小さいもので、この経費1,365円だつた。42年には修業年限が6年となり、大正7年富士製紙会社の進出により児童も多くなつたが、鳥取土族移民団としての特色は薄れて来た。

#### 校地、校舎その施設

鳥取第一、第二の官設学校から簡易学校時代への時代のことについては前に述べたが、第一校は倉庫であり、第二校は民家の6畳一室であつた。第一校が41年まで新築できなかつたのに対し、第二校が土地の寄附を受けてではあるが20坪の学校を建てたことは偉とすべきである。オンネピラの簡易教育場は、部落長が敷地を寄附し校舎は全村に亘つて募集した寄附金によつて新築されたものであるとも珍らしい。湯波内簡易教育所は26坪の新校舎で開校されたが、この土地は27年春原氏によつて開かれた乾いた土地で、馬鈴薯が反当り40俵から50俵、粟が7~8俵とれたというから村内では最も豊かな土地であつたことと、この地の開拓者原久雄、坂本友規が鳥取土族移民の元老であり、且つ指導者であつたことが強く影響しているとも思われる。

学校の施設については何も分つていない。

#### 児童、卒業生

官設小学校設立の時の生徒数は鳥取村誌によれば

第一小学校	30人
第二小学校	6人

で計36人であつた。当時の移住土族の人口513人(但しこれは18年であるが、大差はないと見られる)から見ると就学率は甚だよいようである。即ちこの学校の就学年限を3年とすれば学齢児童と全人口の比は1/15位であるから就学率は100%を越すことになる。これを北海道全道の19年の学齢児童数47,000人、就学歩合37.99%と比較すると大きい差がある。但しこれも文字通りにとることができないのは勿論のことで、その第一の理由はなるほど鳥取土族移民の学齢児童数は40名足らずであることに誤りはないだろうが、問題は生徒の年齢である。例を鳥取小学簡易科卒業(第一回)明治28年3月25日からといつて見ると、卒業生8が挙げられてあるが、年齢9歳のもの1、11歳のもの3、12歳のもの1、13歳のもの3、である。7歳入学3年とすれば学齢に相当するものは皆無ということになる。もつとも北海道全道の就学歩合も学齢児童で就学している者の数を学齢児童数で割つたという確証もないから問題はむしろかくなるが、513の人口で36の生徒数というのは喜ぶべきこととだけはいえる。

明治24年学校一覧(北海道教育史地方1篇)に

校名	訓導	教員	生徒
第一鳥取	戸田 継 信	2	男 35 女 7
第二鳥取	—	—	13 5

とあるが、これは鳥取村の記録には見つからないから、道への報告であると思われる。この戸田継信という先生はオンネピラ簡易教育所(33年創立、前掲)へも隔日に馬で通勤して授業していた。鳥取尋常小学校卒業生原簿には受持教師の欄があるが、35年以前は空欄になつていて、戸田継信の名は見当らない。もつともこの原簿も後から書いたもので、公式には第二代の校長とされている中

田豊秀の書いたものと思われる。その前の受持教師嬉野遙の下には印がないが、中田の下には印が押してあるからである。

卒業生原簿には28年3月25日第一回簡易科卒業生8名の名が示されているが、これ以前には卒業生と名づけられるものがなかつたのか記録はない。釧路市立日進小学校は明治11年創立であるが、学校の記録によると22年在籍生徒数150名で第一回卒業生16名とあるから21年までは卒業生がなかつたことになる。“古い卒業生に聞くと、当時は修業年限さえ明瞭でなかつたことや、開拓途上にある労力不足からして、働ける年頃になると皆家事の手伝其他で、自然に登校しなくなってしまう。勿論中には学習に対する本人の自覚が乏しいから就学を好まないことも原因になっているとのこと、いづれにしても中途退学者ばかりであつた”(日進小学校七十五年史)というから鳥取のも同じ理由かも知れないが又一方、鳥取藩の学館尚徳館では一生が研究であつて、卒業という制度がなく、50歳の学生も少なくなかつたことから考えられないこともない。

28年以後の卒業生の数を挙げると

	(中女子)		(中女子)
28年	8 (1)	34年	6 (1)
29年	7 (1)	35年	8 (2)
30年	4 (1)	36年	8 (2)
31年	3 (1)	37年	7 (4)
32年	7 (2)	38年	9 (3)
33年	4 (3)		

鳥取村誌から、その人口、児童数を拾つて見ると

年	戸数	人口	生徒数
19年	105		36
24年			60
40年			105
41年			105
42年	150	857	94

24年までは鳥取第一、第二の二校

40年以後はオンネビラ、ユツバナイニ簡易教育所と鳥取小学校の三校

41年鳥取小学校新築の時、生徒48人と村誌に記されているが、これは上述の105人とは、たとい二つの簡易教育所の生徒数が加わつていても大差があるが、これも常時出席者と所謂在籍者とのいづれをとるかによるものであろう。

### 教育費等

明治30年鳥取教育費歳出予算表によると

教員は第一、第二で準訓導2人、裁縫女教員2人計4人で俸給は準訓導月7円50銭、女教員月1円である。これを30年1月4日勅令第2号市町村立小学校教員俸給ニ関スル件の中左表金額ヲ下ルコトヲ得スの表

尋常小学校正訓導	男	8円
同	女	6円
尋常小学校準訓導	男	5円
同	女	4円

と比較すると興味がある。村誌に出ている教育予算を次に示すことにする。

	俸給	雑給	需用費	修繕費	新築費	計
30年	198.00	37.50	50.80	15.00		301.30
40年	545.33	51.69	233.12	27.33		857.47

41年	600.29	174.53	275.96	85.80	1,363.06	2,499.74
42年	636.66	98.56	193.81	61.30		990.32

43年度の鳥取村是によつて42年の収穫の状況を見ると、自作、小作、兼業の農家数計129戸で耕作段別294町1段5畝、馬鈴薯、きび、大根、人参の主作物の総生産額24,042円であつたというから、農家がいかに困つていたかが想像されると共に、教育施設のために相当の負担を払つていたことがわかる。

## 結 語

明治の初、釧路の地には東北地方から移つて来た漁民が住んでいたが、この人々は魚のことを考えるだけで、自分自身教育もなく、子供の教育についても関心がなかつた。従つて、この地の隣りに貧しいが、礼儀正しく、文字についての智識のある人々が移つて来たのを見て驚いたにちがいない。鳥取士族の移民団も故郷鳥取に於ける時よりも、武士の生活を自覚し、その美点を再認識し、これを維持しようと努めたにちがいない。当時青年男女が働きながら、声一ぱいに歌つて鋏を揮つたといわれる鳥取村開墾歌は彼等の気持を十分に現わしている。

恋し墳墓の地に背き	玉と散る浪蹴立てつつ
ああ遙けくも来つるかな	太古のままの蝦夷が島
護れや護れこの国土	武士の道一筋に
明治十七神無月	村居はじめし民草は
君が恵の露うけて	朝日に鋏も照り栄ゆる
拓けや拓けこの国土	武士道の一筋に

(註) 作者片岡喜代太は移住当時18歳、鳥取中学に学び、17年父と共に移住した青年である。

彼等の伝統の精神は貧困生活を通して失われず、“鳥取のいも”と罵られながらも、“鳥取の子供たちはちがう。道であつてもお互いにあいさつする”と釧路の漁民を驚ろかせた。製紙工場設立の際、純朴な村民の風紀を守り、児童教育を守る上から猛烈な反対があつたのも土地の発展を希望しながらも、他の影響により自己の風習の失われるのを快としないことが知られる。やがて発展に発展を重ね、昔の農村の面影の殆んどなくなつた現在、老人の中には尚依然として古武士の風格をはつきりと認めることができるが、年少者はどうであろうか。この点については同じ研究団の心理学及びその他班の報告を参考にいただきたい。ここから将来の教育に対する何かを発見することができれば幸である。

## 参 考 文 献

- 鳥取村誌五十年誌.
- 鳥取町誌.
- 釧路国郷土史.
- 釧路発達史.
- 新選北海道史巻一より巻七.
- 釧路市史資料集第一号より第三号.
- 北海道教育史地方編一.
- 釧路市史.
- 鳥取県教育史.
- 日進小学校七十五周年誌.

## 6. 鳥取士族移住集団の心理的考察

奥 野 明  
北 野 栄 正

### 1. 士族集団機能の崩壊に関する考察

#### I. 研究方法

1) 本研究では主として鳥取士族移住集団に於ける集団機能の崩壊過程を、現在その成員の子孫である2~4代の人々の意識内容の吟味からとらえようとした。

2) このために次の3つの事が計画された。

##### (1) 古老の意見聴取

昭和32年11月16日午後1時より釧路市鳥町公民館5号室にて、60歳以上の古老に集ってもらい、“自分たちはその両親からどんなしつけを受け、又、その子供たちにどんな躰をしたか”を主題に1人3~5分間語ってもらい、それを録音した。

##### (2) 一般的意識調査

別紙 質問紙 [I] を作り (末尾添付)、現在成員の子孫であつる小学校5年から高校3年までの児童生徒 (実験群) と成員外の子孫であつて、現在殆んど同じ地域にいる小学校5年から高校3年までの児童生徒 (統制群) に適用した。

##### (3) 態度調査

別紙 質問紙 [II] を作り (末尾添付)、上記実験群中の中学以上のものと現在成員の子孫であつて中学卒業以上の年齢の者 (実験群)、並びに、上記統制群中、中学以上のものと、現在成員外の子孫であつて中学卒業以上の年齢の者 (統制群) に適用した。

本質問紙 [I] は [I] 「孝行」につき、[II] 「共産党」につきそれぞれ7つの意見が極端に進歩的なものから中性的立場を経て極端に保守的なものへと配列されている。これらは一般の態度尺度の構成手続を省略し、観念的な吟味とこの態度項目についての二、三の専門家の意見をとり入れて構成された。従つて各意見の尺度値は統計的な手続から決定されたもので、[I] ではイ、ロ、……へ、ト、[II] ではチ、リ、……ワ、カに対してそれぞれ1, 2, ……6, 7という得点を与え、それを便宜的に尺度値とした。

また適用については、7つの意見中賛成又は反対のものをチェックさせるのではなくて、被調査者にQ-Sortさせた。なお、この質問による態度調査は当地域における上記実験群、統制群と比較するため、同じ鳥取士族で米子市近郊に集団移住したものの子孫で、現在中学生以上の年齢の者にも適用した。

3) 以上3つの調査に於いて当該集団に関しては全体調査に近い調査者数を期待し計画したのであつたが、(1) については予定者数の半数にも満たず、(2) については期待数の約70%、(3) については略45%という低い率に止つた。なお、(2)、(3)については、児童生徒に関し約半数は釧路市鳥取小学校で集団的に研究者直接実施し、あと半数と中学卒業以上の年齢の一般の者とは家庭通信の方法によつて実施した。

#### II. 結果とその考察

##### 1) 古老の意見聴取

(1) 集会参加者 12名

(2) 主題に関する意見内容を概括すれば





北海道移住諸集団の類型的考察

(5) 自分の 先祖の住んでいた ところ(内地の 県や国)のことがなつかしく 行つてみたい と思うことが ありますか。

1. よく ある
2. たまに ある
3. ぜんぜん ない

(6) 誰でも 自分の わる口を きくと 腹のたつものです。今あなたが 次のような わる口を きいた と したとき、どれに 一番腹 をたてますか、腹のたつ順に1.2.3.4.と( )の中に番号をいれて下さい。

- ( ) 日本人は1ばんに ずるくて おまけに なまけもの が多い
- ( ) 釧路の人は1ばんに ずるくて、おまけに なまけものが多い
- ( ) \_\_\_\_\_の県(または国)の人は 1ばんにずるくて  
(自分の先祖のところ) おまけに なまけものが多い
- ( ) 北海道の人は1ばんに ずるくて おまけに なまけものが多い

(7) 日本の 道、府、県の中で 好きな ところを 3つあげ(\_\_\_\_のところに)、好きな順に1.2.3.と( )の中に 番号をいれ、【 】の中に その 好きなわけ を かんたんに 書いて下さい。

- ( ) \_\_\_\_\_ 【 \_\_\_\_\_ 】
- ( ) \_\_\_\_\_ 【 \_\_\_\_\_ 】
- ( ) \_\_\_\_\_ 【 \_\_\_\_\_ 】

(8) あなたは、これまでに、どんなことで 一ばんよく しかられ(おこられ)ましたか。【 】の中に かんたんに書いて下さい。

- 父 から→【 \_\_\_\_\_ 】
- 母 から→【 \_\_\_\_\_ 】
- 祖父から→【 \_\_\_\_\_ 】
- 祖母から→【 \_\_\_\_\_ 】

質 問 紙 (II)

氏名 _____	男・女	明治 大正 昭和	年 _____	月 _____	日生 _____	職業 _____
最終学校又は 現在学校 _____	先祖の 出身地 _____	何代目か _____				
_____ (県・くに・しゅう)		_____ (本道移住の先祖 を一代として)				
現住所 _____						

(1)

- (イ) 孝行は、親だけに都合のよい古い道徳である
- (ロ) 孝行は、いまの親たちが考えているほどの大事な道徳ではない
- (ハ) 孝行は、かえつて家庭を不幸にすることがある
- (ニ) 孝行は、子の親に対する感謝の心からなされるものである
- (ホ) 孝行があれば、家の中は大体うまくゆく
- (ヘ) 孝行は、親がどうあろうと、子として、しなくてはならぬものである
- (ト) 孝行は、最高の道徳で、これがなければ、世の中はメチャクチャになる

意見の記号	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)
順位の番号							

(2)

- (イ) 共産党の念願は、すべての人を幸せにすることにある
- (ロ) 共産党は、まずしい人々の味方になつている
- (ハ) 共産党は、一部のものの勝手をおさえる力にはなる
- (ニ) 共産党は、ずいぶんよい考えを持つているが、おそろしい感じもする
- (ホ) 共産党の考え方は、どうも实际的でない
- (ヘ) 共産党は、私達の自由をおびやかすような気がする
- (ト) 共産党のねらいは、社会の秩序を破かいしてしまうことにある

意見の記号	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)
順位の番号							

<やりかた>

これは 家の中の中学生以上のすべての人にやつてもらいます(使用人はやらないこと)これをやるには 次の順序にしたがい 誰とも相談しないで 静かなところで まじめにやつて下さい

- ① まず(イ)から(ト)までの7つの意見をよくよみ、わからないことは そばの人にきき 理解すること
- ② 次に7つの意見の中、自分の考えに合うものには○を、合わないものは×を そのどちらでもないものには△をつけること (○×△のしるしは(イ)ロ…(ト)などの記号の左わきにつける)
- ③ ○をつけたものの中で 一ばん自分の考えに合うものから順に 1.2.3…と番号をつける。×をつけたものの中では、一ばん自分の考えに合わないものから順に 7.6…と逆の番号をつける △をつけたものの中でも どちらかという自分の考えに近いものから 4.5…というふうに、○じるしのもの、×じるしもの番号につづくように番号をつける (けつきよく(イ)ロ…(ト)の7つの意見に対して、自分の賛成なものから不賛成なものへ順に 1.2.3.4.5.6.7.と 番号をつけることになる)
- ④ このようにして つけた順位の番号(1.2…6.7)下をの票のそれぞれの記号(イ)ロ…(ト)の下にそのまま引きうつすこと
- ⑤ (II)も(I)と同じやりかたです
- ⑥ やりかた でわからないところは 相談してもかまいません、ただ ○×△をつけたり、順位の番号をつけたりするときは ひとりでやつて下さい、又一度やつたものをほかの人の考えによつて なおすことは しないで下さい
- ⑦ どんな 順位をつけるのが よい(あつている)とか わるい(まちがつている)とか いうものではありませんので、思った通りにやつて下さい
- ⑧ 氏名から現住所までの 一ばん はじめのところは みんな1人1人わすれずに 必ず記入して下さい
- ⑨ でき上りましたら、左の質問紙だけきりとり全部まとめて同封のフートに入れ、密封の上、御投函下さい

(3) 項目(1)、(2)に於いて、先祖の地を認知している程度は実験群、統制群の間に何らの差がない。この認知の程度は県人意識、くに衆意識の濃度と関係があると仮定するならば、鳥取士族移住集



団という意識はこの若い世代では特別のものとは考えられない。従つてまた先代または2代からのかかる意識形成に対する影響力は両群において差がないと推定される。この事は、項目(3)、(4)、(5)に於いて両群に差のないことから明瞭に支持されよう。特に(5)の先祖の地に対する若い世代の心理的距離は外見上わずかではあるが、統制群の方が実験群に比べ近いこと(統計的に有意ではないが)が注意される。

先祖の地(くに)、日本、釧路、北海道の4つに対する心理的距離は(6)によつて更にたしかめられる。実験群では悪口を云われて腹の立つ順は、釧路の人、くにの人、北海道の人、日本人となつてののに対し、統制群では、釧路の人、北海道の人、日本人、くにの人という順になつている。各群内の度数について $\chi^2$ 検定を施せば、何れも有意差(実験群では5%水準、統制群では2%水準で)が認められるが、群とこれら4つのカテゴリーとの間には何らの関係も認められず、統制群に比し実験群に於いて、くにの人に対する心理的距離の近い(小さい)ことは外見上にすぎない。(7)も地域に対する心理的親近度をみる質問項目になつているが、両群の間に何らの差もみられない。(8)は若い世代の人々が家庭に於いてもつ代表的な人間関係のあり方を、しかられるという点からみたのであるが、ここでも両群を弁別する何らの標識も見出されない。外見上からは、実験群の父母は統制群の父母に比して「行儀」を重視し、また統制群の母は実験群の母に比し「勉強」への関心が大きい。

以上本調査結果の考察を要約すれば、鳥取士族移住集団に属する若い世代(小学校5年~高校3年まで)に於いては、先祖の土地や人に対する認知や親近感、家庭に於ける影響のされ方や人間関係のあり方などにつき、何らの特異点も見出されないということ、換言すれば、初代から2代にかけて発達してきたと推定される特異な集団機能はこの若い世代では最早や完全に消失しているといつてよい。

### 3) 態度調査(質問紙 [II] 参照)

(1) 態度調査に於ける資料整理は次の方法によつた。

① イ、ロ、……へ、ト } にそれぞれ1, 2, ……6, 7の得点を与え、各I, IIを尺度と考える。  
チ、リ、……ワ、カ }

② 各群毎にQ-sortの結果につき、平均順位を算出し、 $<$ 平均順位1に相当する尺度値—平均順位7に相当する尺度値 $>$ を求め、これをC-R値とする。(このC-R値は各被調査者についても、各群の平均順位に関しても、Q-sortの性質上、最も信頼度の高い変数も考えられると同時に、これによつて保守—進歩の相対的位置をみるのに適している。即ち、C-R値が+であれば保守的(Conservative)、-であれば進歩的(Radical)となり、その絶対値の大きさはそれぞれの程度の大きさを示すことになる)。これによつて資料を整理すればTable Iが得られる。

③ 各被調査者毎にC-R値を求め、これによつて資料を整理すればTable IIが得られる。

④ すべての調査群を30歳以下の青・少年層と30歳以上の壮・老年層に区別し、それぞれY, O.とする。

⑤ 各群各層の平均順位とそれらの相関(Rank Methodによる係数 $r_s$ で示す)はTable IIIの通りである。

⑥ 最後に、実験群、統制群からそれぞれ典型的な1家族を抜き出し、それぞれの家族成員間の相関をQ-sortの結果につき求めればTable IVが得られる。

北海道移住諸集団の類型的考察

Table I

		I		II	
		Y	O	Y	O
Experimental Group	C-R	4-3=1	4-3=1	4-7=-3	3-7=-4
	N	42	27	42	19
Control Group	C-R	4-3=1	4-3=1	3-7=-4	5-7=-2
	N	37	35	36	34
Yonago Group	C-R	4-1=3	4-6=-2	3-7=-4	5-7=-2
	N	18	22	12	17

注 ① I, IIにおいてN(調査人員)に差のあるのは不完全資料を除いたためである。  
 ② 太数字がC-R値, 被減数は平均順位1に相当する尺度値, 減数は平均順位7に相当する尺度値。

Table II

		I		II	
		Y	O	Y	O
Experimental Group	M	.38	2.07	-.74	-1.79
	V	5.81	8.15	16.07	12.00
	N	42	27	42	19
Control Group	M	-.27	.26	-1.67	-.74
	V	6.72	7.26	15.20	14.21
	N	37	35	36	34
Yonago Group	M	1.28	1.32	-2.42	-1.24
	V	11.35	11.67	12.09	11.56
	N	18	22	12	17

注 ① M=Arithmetic mean.  
 ② V=Variance  $\sum (X-M)^2/(N-1)$  によつて算出。

Table III

Scale		I							II							Correlation (r <sub>s</sub> )			
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ				
Mean-Order	Exp. G.	Y	6	4	7	1	2	3	4	6	5	2	1	3	4	7	Exp. G. (Y.O)	.89	.72
		O	6	5	7	1	2	4	3	6	2	1	3	4	5	7			
	Cont. G.	Y	6	4	7	1	2	3	5	1.5	4	3	1.5	6	5	7	Cont. G. (Y.O)	.96	.15
		O	6	3	7	1	2	4	5	6	5	3	2	1	4	7			
	Yona. G.	Y	7	4	6	1	2	3	5	4.5	2	1	3	4.5	6	7	Y(Exp./Cont)	1.00	.42
		O	6.5	5	6.5	1	2	3	4	5	4	2.5	2.5	1	6	7			
																O(Exp./Cont)	.86	.52	

Table IV

I	II	Control Group (Salary man)				I	II	Experimental Group (Farmer)			
		1	2	3	4			一	二	三	四
1	(Father Meiji 43)	—	.18	.14	.07	—	(Father Meiji 41)	—	-.32	.71	.89
2	(Mother Taishō 2)	.18	—	-.54	.43	二	(Mother Taishō 2)	.61	—	-.19	.09
3	(High School Female Shōwa 10)	.75	.50	—	.50	三	(Farmer Male Shōwa 10)	.75	.89	—	-.11
4	(Middle School Male Shōwa 19)	.79	.64	.86	—	四	(Middle School Female Shōwa 18)	-.71	-.11	-.40	—

註 ① 係数は  $r_s$

② それぞれ一より下がIに関, 上がIIに關している。

③ ( ) 内は成員の生年, 性, その他を示す。

## (2) 結果の概括

① Table I に於いて, I に関し実験群, 統制群間にも, 年令層 (Y. O) 間にも全く差異なく共にわずかに保守的である。II に関しては何れも進歩の極に傾いているが, 同様に明らかな差はみられない。ただ, 米子群に於いて, Y. O の関係が予想に反し, 若年層が保守に, 高年層が進歩に傾いているのが注意される。

② Table II について, I, II, 別に分散分析を行えば, それぞれとなつて, 共に如何なる要因

Factors	s	f	s/f	F'	Factors	s	f	s/f
Groups	2.1477	2	1.0739	$2.96 < F_{0.05} = 19.00$	Groups	.475	2	.2375
Ages	.8509	1	.8509	$2.37 < F_{0.05} = 18.51$	Ages	.187	1	.187
Error+ (G. × A.)	.7184	2	.3594		Error+ (G. × A.)	1.493	2	.7465
	3.7170	5				2.155	5	

についても有意でない, (群×層の交互作用も明らかに有意でないことが上表から推測される)。ただ傾向としてはあるが, I に関し, 若年層は高年層に比べて, 何れの群もより進歩の極に近く, その差は実験群に於いてかなり大きい (.38~2.07)。II に関しては, 実験群以外の他の2群では若年層は高年層より進歩的であり, 実験群に於いてはこの関係が逆になつている。

③ Table III については Table I の結果を具体的に示したにすぎない。相関について考えるに, I に於いては各群の若年者と高年者との相関高く, 若年者に於ける両群の相関も高いことから, この研究集団に属する若年者が何ら特異な影響をその高年者から受けていないと言えよう。I に関する限り, 群別, 年齢層別を通して意識内容の似よりが大きく, 特別な要因を考えることが出来ない。II については一般に相関が低い。このことは Table II で明らかなように C-R 値の分散が I に比し著しく大きいことと対応している。(II については Q-sort がかなり困難で, 相当数の被調査者が手をつけていなかつたり, でたらめなやり方をしている。分散の大きいことと, 相関の低いことはこの実施上の困難性に起因していると考えられる) Table IV からも両家族間に特別な相異を見出すことが出来ない。

④ 態度調査の結果から考察されることを概括すれば, 研究の対象となつている集団の高年者

群は調査された態度の点で一般の高年者群と何ら違つたものをもつていない。従つて、この集団に属する若年者群は何ら特異な影響をその先代者から受けていないことがわかる。要するに、本調査からは、鳥取士族移住集団の現存後代者は他の一般移住者の後代者とその意識内容の上で何ら異なつたものをもつていないこと、換言すれば、本集団のそのはじめもつていたと考えられる特異な集団機能はすでに3~4代に於いて完全に崩壊し去つていくことが推定される。

## 2. 士族集団意識の衰退に関する考察

### I. 研究方法

人間の社会生活は、集団生活における他人の認知、他人の自己認知、この自他相互の認知を基礎として営まれている。このように自他相互の行動が自他相互の刺戟となり反応となつているのであるが、個人が或特殊な状況に反応する方法は集団生活における雑多な刺戟の特殊性に依存するのみならず、時間的、空間的な特殊性における自己の態度の特殊性に依存しているものと思われる。個人には既に他人や集団に対して種々雑多な態度を持つている。このような態度は個人の学習を通して形成されたものであり、他人の既成態度の受容に依存している場合もあり、広義の意味においては社会的条件づけ (Social conditioning) に依存しているものと思われるが、個人には他人或いは集団に対して物理的、地理的關係の他に社会的距離 (Social distance) の態度を持つている。

社会的距離は集団内の個人間の関係や集団間に得られる共感的理解の度合について云われる。例えば、地理的に非常に近くに住んでいても常に距離的に非常に遠く感ずる個人や集団があり、或いは反対に地理的に非常に遠くに住んでいる個人や集団に対しても常に距離的に近く感ずる場合がある。このように我々には地理的、物理的な条件を度外視した個人や集団に対して社会的距離の態度を持つている。そして物理的、地理的に遠くとも距離的に非常に近く感ずる個人や集団に親近感を抱き、物理的、地理的に近くに住んでいても親近感を抱かめない個人や集団がある (1, 107)。それは社会生活において自他相互の認知に親近感がない。すなわち、自他相互の共感的理解が少ないことによつて起るものと思われる。このように共感的理解の欠如は親密性の発達を阻むものと考えることが出来る。

態度の測定は Thurstone, L. L., Likert, R., Guttman, L., Bogardus, E. S. などによつて種々な尺度が作られているが、社会的距離尺度のよき例は Bogardus, E. S. の社会的距離尺度 (Social distance scale) である。Bogardus, E. S. の社会的距離反応は事実上の社会的行動、感情反応より選んだユニット (Unit) とそれを社会的に近いものから遠いものにしたるまでの等距離の段階であらわすような (Scale) ではかられる。Bogardus, E. S. は社会的距離を7つのパイル (Pile) に分け、それぞれの Pile に応じて質問紙を作り、民族的偏見を研究している (2), (3)。その結果、英国はじめ西欧民族に対する顕著な親密感、南欧、東欧民族への好感、アジア人、アフリカ人、ニグロに対する疎遠、排斥 (4, 504)、すなわち、社会的距離の近い民族には親和、協力、友愛の態度が示されているが、社会的距離の遠い民族には疎遠、排斥、憎悪の態度が示されている。

普通種々なる程度の社会的距離、親密の度合は次の意味で表わされる。すなわち、1. 信用、2. 親密、3. 親しい、4. 既知、5. 積極的な集団既知、6. 消極的な集団既知、7. 参観者、と思われる。が、以上の社会的距離法をもとにして、鳥取士族集団成員間の共感的理解の度合がどのように推移しているかを考察したいと思う。

#### 1) 調査材料

(1) 成人用調査、鳥取県の移住士族 (2代目、男7名、女5名) について、鳥取移住士族相互



の交際、理解、生活上の問題などについて意見を求めた。それらの意見の結果を整理し、60の statement にまとめ、一表に印刷し、大学々生10名(男5名、女5名)に60の statement を次の Rating によつて評定させた。すなわち、上記60の各 statement そのものの表わす意味が、

- 最も親密であると思われるもの……………1
- 非常に親密であると思われるもの……………2
- 親密であると思われるもの……………3
- 親密でも疎遠でもないと思われるもの……………4
- 親密でないと思われるもの……………5
- 非常に親密でないと思われるもの……………6
- 最も親密でないと思われるもの……………7

と評定してもらつた。次に各 statement の評定結果の平均点を求め、平均評定、10, 20, 30, 40, 50, 60, 70 に最も近い statement を各1つずつ選んだ。以上の手続を経て選んだ7つの尺度(scale)は Table 1 の通りである。

Table 1

- ( )代 ねんれい ( )さい おとこ おんな
- つぎの7つの文のうち あなたのきもちを もつともよくあらわした文に○をつけてください。
1. とつとりの しぞくの人を もつともしたい友だちとして えらびたい。
  2. とつとりの しぞくの人には こまつたときに そうだんしたい。
  3. とつとりの しぞくの人が あそびにすれば よい。
  4. とつとりの しぞくの人と あいさつを かわしたい。
  5. とつとりの しぞくは たんに ちょうないの ほうもんしや であればよい。
  6. とつとりの しぞくは きんりん いがいの土地に すんでもらいたい。
  7. とつとりの しぞくは ちょうない いがいの土地に すんでもらいたい。

(2) 小学校、中学校用調査、小学校児童、中学校生徒用調査については、前述鳥取移住士族(2代目、男7名、女5名)について、彼らの子供や孫における士族相互の交際、理解、生活上の問題などについて意見を求め、その結果を整理し、同じく60の statement にまとめ、一表に印刷し、その statement の評定者及び評定方法は前述成人用調査の場合と同様である。以上の手続を経て選んだ Scale は Table 2 の通りである。

Table 2

- ( )代 あなたのとし ( )歳 男 女
- 次の文の中にある子供とは あなたと同じ としの子供と考えて下さい。
- 次の7つの文のうち あなたの気持をもつとも よくあらわしている文の番号に○をつけて下さい。
1. 先祖が鳥取の士族であつた子供と もつとも親しい友だちになりたい。
  2. 先祖が鳥取の士族であつた子供と ならんで勉強したい。
  3. 先祖が鳥取の士族であつた子供が 遊びにすればよい。
  4. 先祖が鳥取の士族であつた子供と たまに遊びたい。
  5. 先祖が鳥取の士族であつた子供が クラブにいてもよい。
  6. 先祖が鳥取の士族であつた子供とは 話したくない。
  7. 先祖が鳥取の士族であつた子供は 学校にいないでほしい。

## 2) 手 続

Table 1 及び Table 2 の社会的距離尺度を鳥取移住士族(子孫)……以下鳥取移住士族と呼ぶ。

計 97 名 [小学校 5 年以上の児童及び中学校生徒は Table 2 に、中学校卒業以上の青年 (高等学校生徒も含む) 及び成人には Table 1 に] に彼らの気持を最もよくあらわしている statement を 1 つだけ選んでもらった。97 名の被験者の内訳は Table 3 の通りである。調査期間は昭和 33 年 1 月 15 日～1 月 25 日。

Table 3

Classification of S <sub>s</sub>	Sex	
	Male	Female
Children (From 5th year in primary school to middle school)	13	11
Adolescence (After graduation from middle school)	9	11
Adult	26	27

Table 4

Classification of S <sub>s</sub>	Sex	
	Male	Female
Children (From 5th Year in primary School to middle School)	2	3
Adolescence (After graduation from middle school)	4	3
Adult	22	18

更に、上記鳥取移住士族における社会的距離尺度の結果と比較考察するために、鳥取士族で鳥取県内において鳥取移住士族と生活条件などにおいて殆んど酷似している鳥取県米子市東福原新開に移住する鳥取士族 (子孫)……以下鳥取士族と呼ぶ。計 52 名について、調査の適用及び調査の方法は鳥取移住士族の場合と同様に行つた。52 名の被験者の内訳は Table 4 の通りである。調査期間は昭和 33 年 2 月 15 日～2 月 25 日。

以上鳥取移住士族及び鳥取士族による Table 1 及び Table 2 の社会的距離尺度の結果を士族集団間の共感的理解、親密の度合が、彼らの出生年代間において如何に推移しているか、更に世代間において如何に推移しているかを考察したいと思う。

## II. 結果とその考察

1) 士族集団間の共感的理解、親密の度合が出生年代間において如何に推移しているか。

鳥取移住士族及び鳥取士族ともに出生年代を、明治、大正、昭和の年代に分け、Table 1 及び Table 2 による調査の結果、Table 5 は鳥取移住士族の結果であり、Table 6 は鳥取士族の結果である。Table 5 からは鳥取移住士族においては社会的距離の程度は明らかに出生年代に大きな関係を

Table 5 ( )=%

Scale	Birth		
	Meiji	Taishō	Shōwa
1	21 (70.00)	7 (46.67)	15 (28.85)
2	3 (10.00)	1 ( 6.67)	13 (25.00)
3	5 (16.67)	5 (33.33)	13 (25.00)
4	1 ( 3.33)	2 (13.33)	11 (21.15)

Table 6 ( )=%

Scale	Birth		
	Meiji	Taishō	Shōwa
1	6 (40.00)	2 (15.38)	13 (54.17)
2	1 ( 6.67)	1 ( 7.69)	2 ( 8.33)
3	3 (20.00)	1 ( 7.69)	4 (16.67)
4	2 (13.33)	2 (15.38)	2 ( 8.33)
5	3 (20.00)	7 (53.85)	3 (12.50)

もつている。すなわち、古い年代に生れた人々ほど士族集団間の共感的理解、親密の度合が強いことを示している。鳥取移住士族では社会的距離の最も近い Scale 1 については各年代においてそれぞれ多いけれども、特に、明治年代に出生した人々に最も多い。そして、社会的距離の比較的遠い Scale になるにつれて新しい年代に生れた人々が多くなつている。しかし、鳥取士族においては、士族集団間の共感的理解、親密の度合は古い年代に生れた人々が強いとは云えない。Table 6 によ

ると、昭和年代に生れた人々が最も強く、次に明治年代、最後に大正年代に生れた人々となつている。以上を鳥取移住士族と鳥取士族とを比較すると、社会的距離尺度において鳥取移住士族は Scale 4 までであるが、鳥取士族は Scale 5 までであり、全体として鳥取移住士族の集团成员間の社会的距離が近く、殊に明治年代それから大正年代に生れた人々が近いが、昭和年代に生れた人々には鳥取移住士族と鳥取士族にほとんど差がなくなつている。Table 7 及び Table 8 は鳥取移住士族及び

Table 7

Birth	$\chi^2$	Significant
Meiji Taishō Shōwa	28.906	***
Meiji Taishō	4.365	
Taishō Shōwa	3.685	
Meiji Shōwa	14.268	***

\*\*\* Significant at 1 percent level

Table 8

Birth	$\chi^2$	Significant
Meiji Taishō Shōwa	9.823	
Meiji Taishō	0.672	
Taishō Shōwa	11.137	*
Meiji Shōwa	1.053	

\* Significant at 5 percent level

鳥取士族のそれぞれの出生年代間における以上の結果を  $\chi^2$  検定によつて有意差を検定したものであるが、鳥取移住士族においては明治、大正、昭和の年代間において、及び明治と昭和の年代間においてのみそれぞれ有意差があり、鳥取士族では大正と昭和の年代間においてのみ有意差がある。

2) 士族集団間の共感的理解、親密の度合が世代間において如何に推移しているか。

鳥取移住士族及び鳥取士族ともに移住した世代を第1代とし、2代、3代、4代(1代の生存者は調査では得られなかつた)に分け、Table 1 及び Table 2 による調査の結果、Table 9 は鳥取移住士族の結果であり、Table 10 は鳥取士族の結果である。Table 9 からは、鳥取移住士族においては

Table 9 ( )=%

Scale	Generation		
	2	3	4
1	12 (63.16)	17 (50.00)	14 (31.82)
2	2 (10.53)	5 (14.71)	10 (22.72)
3	4 (21.05)	9 (26.47)	9 (20.46)
4	1 ( 5.26)	3 ( 8.82)	11 (25.00)

Table 10 ( )=%

Scale	Generation		
	2	3	4
1	2 (33.32)	8 (32.00)	11 (52.38)
2	1 (16.67)	1 ( 4.00)	2 ( 9.52)
3	1 (16.67)	4 (16.00)	3 (14.29)
4	1 (16.67)	3 (12.00)	2 ( 9.52)
5	1 (16.67)	9 (36.00)	3 (14.29)

社会的距離の程度は、世代間においても明らかに大きな関係をもつている。社会的距離の最も近い Scale 1 については各世代とも多いけれども、特に2代に多く、3代、4代の順となつている。すなわち、古い世代の人々ほど士族集团成员間の共感的理解、親密の度合が強いことが云える。しかし、鳥取士族においては社会的距離の程度は世代間に関係をもつているとは云えない。Table 10 によると、社会的距離の近さは4代、2代、3代の順となつている。そして、鳥取移住士族と鳥取士族とを比較すると、鳥取士族よりも鳥取移住士族の士族集团成员間の共感的理解、親密の度合は2代、3代において強くなつている。しかし、4代になると殆んど差はみられない。Table 11 及び Table 12 は鳥取移住士族及び鳥取士族の世代間における以上の結果を  $\chi^2$  検定によつてそれぞれ有意差を検定したのであるが、鳥取移住士族及び鳥取士族ともに各世代間の有意差はみられない。が、鳥取移住士族において、社会的距離の比較的近い Scale (1, 2) と比較的遠い Scale (3, 4) の世代間の差異をみると、 $\chi^2=9.63 > \chi^2_{0.01}$  となつて、有意差があるが、鳥取士族では、社会的距離の比較的近い

Table 11

Generation	$\chi^2$	Significant
2. 3. 4.	9.70	
2. 3.	0.848	
3. 4.	4.992	
2. 4.	6.804	

Table 12

Generation	$\chi^2$	Significant
2. 3. 4.	6.136	
2. 3.	0.806	
3. 4.	3.388	
2. 4.	0.810	

Scale (1, 2, 3) と比較的遠い Scale (4,5) の世代間の差異をみても,  $\chi^2=3.64$ ,  $0.20 > P > 0.10$  となつて有意差はみられない。

### 結 語

1) 「一般意識」及び「態度」の調査を鳥取移住士族及び鳥取士族, 鳥取移住士族外の現存後代者に適用し, 比較検討した結果次のような結論が得られた。

(1) 鳥取士族移住集団に属する若い世代においては, 先祖の生地や人々に対する認知, 親密感, 家庭における影響のされ方や人間関係のあり方などにつき何ら特異点が見出せない。

(2) 鳥取士族移住集団に属する若い世代においては, 特異な影響をその先代者から受けていない。初代から2代にかけて発達してきたと考えられる特異な集団機能は若い世代では完全に崩壊していると推定される。

2) 社会的距離尺度によつて鳥取移住士族及び鳥取士族の出生年代間及び世代間に於ける集団成員間の共感的理解, 親密の度合を測定し次のような結論が得られた。

(1) 古い世代に属する鳥取移住士族の集団成員間の共感的理解, 親密の度合は強い。

(2) 若い世代に属する人々では鳥取移住士族と鳥取士族にはほとんど差異はなく, 特殊な集団意識を持つているとは思われない。

### 参 考 文 献

- 1) Britt, S. H. Social psychology of modern life. New York: Rinehart. 1941.
- 2) Bogardus, E. S. Social distance and its origins. J. Appl. Sociol. 1925, 9, 216-226.
- 3) Bogardus, E. S. Measuring social distance. J. Appl. Sociol. 1925, 9, 229-308.
- 4) Bogardus, E. S. The measurement of social distance (in) Newcomb, T. M. and Hartley, E. L. Reading in Social Psychology. New York: Henry Holt. 1947.